

# 民生福祉常任委員会記録

平成26年9月12日

【開催日】 平成26年9月12日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午後0時59分～午後5時17分

【出席委員】

委員長	下瀬俊夫	副委員長	矢田松夫
委員	石田清廉	委員	岩本信子
委員	小野泰	委員	三浦英統
委員	吉永美子		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	尾山信義	傍聴議員	岡山明
傍聴議員	中島好人	傍聴議員	山田伸幸

【執行部出席者】

健康福祉部長	河合久雄	健康福祉部次長兼社会福祉課長	伊藤雅裕
こども福祉課長	西田実	こども福祉課主査兼保育係長	金子悦美
病院局次長兼事務部長	市村雄二郎	病院局事務部次長兼総務課長	山本敏男
病院局総務課課長補佐兼経理係長	和氣康隆	新病院建設室技監	山本修
企画課行革推進係長	別府隆行		

【事務局出席者】

事務局次長	清水保	庶務調査係長	島津克則
-------	-----	--------	------

【付議事項】

- 1 議案第69号 山陽小野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について（こども）
- 2 議案題70号 山陽小野田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について（こども）
- 3 議案第71号 山陽小野田市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について（こども）

下瀬俊夫委員長 ただいまから委員会を開きます。きょうは単独議案の条例に入る前に、先般の病院の補正予算にかかわる事業の説明があるということなので、先に病院のほうから説明していただくということになりました。説明をよろしくお願いします。

市村病院局次長兼事務部長 委員長の御指摘のとおり、資料の提出の宿題が残っておりましたので、配付をさせていただいております。工事費の内訳とアスベスト関係が主なものです。よろしくお願いします。補佐から御説明させていただきます。

和氣病院局総務課課長補佐兼経理係長 それではお配りした資料について御説明いたします。平成26年度病院事業会計補正予算第1回工事費内訳という資料をごらんください。先日御説明いたしました内容につきまして記載しております。上から順に御説明いたします。新病院建設工事に係るものでございます。こちらのうち建設工事、建築、電気設備、空調換気設備、給排水衛生設備、屋上庭園にかかるものが4,243万6,000円。外溝工事費にかかるものが6,562万5,000円。あわせて1億806万1,000円となっております。建築工事につきましては受付等建具の変更、間仕切りの変更、汚物流しの追加、尿流量測定装置の追加、ガラスのオートをかける部分の壁の補強などがございます。次に電気設備工事につきましては、病院を建設したことによりまして、近隣への電波障害が発生しますので、これに要する対策費、見える化システム、これは総合受付の前に省エネルギーについて説明するパネルを設置しております。こちらについて見える化システムと呼んでおりますが、こちらの表示するシステムの開発にかかった経費でございます。次に空調換気設備工事。これは設備管理室換気設備ほか追加工事等となっております。主なものとしては9階にございます設備の管理室を当初居室というふうにしておりませんでしたものを、職員が駐在するように設備を追加したものでございます。具体的には空調換気設備なんですが、そういったものを9階の設備管理室に追加したものなどございます。その次に給排水衛生設備工事ですが、病棟観察室ほかその他の病室にポータブル透析用の給排水の設備を追加しております。これに要した経費でございます。屋上庭園につきましては、屋上庭園の整備ということでございますので、特に細かい項目は挙げておりません。次に外溝工事費

について、先日も御説明しましたとおり地盤改良、バスなどの大型車両に対応できる舗装、仮設橋設置の延長、臨時駐車場の設置、安全施設の設置に伴うものでございます。次にアスベストの除去工事について、先日も御説明しましたとおり調査の結果、処理が必要と認められたものでございます。南病棟の煙突内の断熱材の除去、設備機器のアスベスト含有材の除去、アスベスト含有建材の除去で1億6,394万4,000円となっております。次に防鳥対策工事でございます。現在病院の周辺に鳩やカラスなど多数いるわけなんですけど、特に鳩によるふん害がございまして、これを防止するために設置するものでございます。内容としては防鳥ワイヤーの設置、防鳥用剣山の設置、アンテナ防鳥対策等となっております。こちらについて1,004万9,000円となっております。次に実施設計について、これらの仕様変更に伴う実施設計の増加分が775万5,000円となっております。次に25年の残額と書いております。こちらにつきましては平成25年度に予定していた工事なんですけど、年度内に完成しなかった部分がございます。これについては通常は繰越という手続をとりますが、繰越をせずに単年度で精算をしております。通常なら繰り越すべき金額が翌年度の26年度に必要な部分でございます。これが2,513万8,000円でございます。これらを合計しまして3億1,494万7,000円。これが建設工事実施設計の補正額の合計となっております。

下瀬俊夫委員長　それだけ。

和氣病院局総務課課長補佐兼経理係長　続けてアスベストの関係をよろしいでしょうか。

下瀬俊夫委員長　はい。

和氣病院局総務課課長補佐兼経理係長　次に環境省が出しております解体等工事を始める前というパンフレットの一部分を抜粋したものをお手元にお配りしております。こちらの表紙に書いてありますが、平成26年6月1日から建築物、工作物の解体工事等に伴うアスベスト飛散防止対策が強化されますとなっております。アスベストの飛散防止対策などにつきましては大気汚染防止法の変遷ということで、平成7年の阪神淡路大震災による倒壊ビルの解体等に伴う石綿飛散問題がございまして、平成8年に大気汚染防止法が改正されております。その後、平成17年の4月に石綿障害予防規則の制定、作業環境評価基準の改正、平成18年8月

に労働安全衛生法施行令の一部及び石綿障害予防規則の改正がございまして、石綿含有率1%を超えるものから0.1%を超えるものに範囲が拡大されております。また、平成20年2月に石綿障害予防規則の一部改正によりまして、石綿等の使用の有無の調査分析対象にアクチノライト、アンソフィライト及びトレモライトが明示的に加えられております。それ以後、今回平成26年6月1日から強化されたということでございます。表紙をめくっていただけますでしょうか。2ページ目の下のところに変更の主な理由というところがございます。丸が3つございますが、特に上の二つ。建築材料に石綿が使用されているか否かの事前調査が不十分である事例が確認されています。また環境省が実施している大気中の石綿濃度のモニタリングにおいても、石綿除去現場からの石綿飛散事例が確認されています。2番目が発注者が石綿を使用した建築物の解体工事を発注する際に、できる限り低額で短期間の工事を求めること。また施工者も低額、短期間の工事を提示することで契約を得ようとする事により石綿飛散防止対策が徹底されなくなる問題が指摘されておりますとございます。3ページ目にありますのが特定建築材料とその使用箇所の例でございます。ただいま御説明申し上げたように、石綿の飛散防止対策につきましては、ここ近年段階的に規制が厳しくなっておりますとございます。最後に試験報告書をお配りしております。平成17年度におきまして小野田市民病院の内部にございます吹きつけ材につきまして、石綿含有有無の判定及び定量を試験しております。この結果、石綿含有の有無につきましては、なしという結果を得ております。先日御説明差し上げたことに対する補足につきましては以上のとおりです。

下瀬俊夫委員長　それでは今の説明に対する質疑を受けたいと思います。

矢田松夫副委員長　結局、当初の新病院建設の工事費総体は幾らだったんですか。

市村病院局次長兼事務部長　建設工事費と申しますか、もろもろを含めて57億6,600万が当初の予定でございました。それがこのたびの補正も含めると全体事業費が66億8,000万円でございます。これにはいわゆる医療情報システムが当初3億で2億を追加させていただいた部分も含めております。備品と医療機器については予算どおり8億と1億でございましたが、この中で賄っております。以上でございます。

矢田松夫副委員長　前回の委員会の中でも私が言ったんですが、市長と病院管

理者との話が市の広報に載って、あの中では当初の工事費と引き渡した工事費がそんなに大差がなかったというコメントが載っていた。病院管理者が言ったことをそのままパクッて、市長が市の広報に載せたということですよ。今見てみますと約9億近い工事費が跳ね上がったということが、当初の工事費とそんなに大差があるかないか。一般市民から言うとな大きな問題というか、市の広報は一体何であったのかということにつながると思うんですよ。これについてどう思われます。市の広報に記載された内容と今回の工事費総体の金額です。

市村病院局次長兼事務部長 医事システム2億を含めまして工事その他で約7億膨らんでおります。一番大きな要因が労務費の増加ということで、これの補正を1億6,000万円お願いしておりますし、それと当初設定できなかった、設定と言いますか、いわゆる手術室等について、なかなか事前にこういったものでということがまとまりませんで、建築単価からのけておったという部分もございます。当初から工事に含めておらなかったものと、後は社会的要因あるいはこのたびお願いしましたようにアスベストの除去に大金がかかるということで、それぞれ何と言いますか、一つは社会情勢と、あと一つはアスベスト等の解体費が巨額にかかったということで、金額にしますとそんなに大差がないと言えるかどうかは私からは申し上げませんが、金額としたら工事費が7億というのはかなりの大きな金額であるというふうに認識しております。

矢田松夫副委員長 大差はあったけれど、記事のコメントは申し上げることはできないということですね。大差はあったと。たしかに。

市村病院局次長兼事務部長 社会的要因も含めての金額についてはやはり大きな大金でございます。ただ広報の市長が云々に私が記事が云々というのは差し控えさせていただきたいということでございます。

岩本信子委員 一つお伺いしたいんですが、アートの壁の補強というところなんですけど、私もこれには参加させていただいたんですけど、多分ガラスのアートことだと思うんです。これがなぜ、私も自治会のほうからきたもんですから行ったんですけど、これどんなあれでこれをするようになったのかが納得が、悪いって言うんじゃないですよ、すごく記念になっていいし、それなりに竜王山を背景にした山陽小野田市のあれが出ているから、それぞれ思いもあるし、悪いもんじゃないんですけど、最初から言われてたらわかってたんですけど、なんか途中から出てきて、今

これを見ると補強と入れてあるから、どういう経緯でアートをされるようになったのかということをお聞きできたらと思いますが。

山本病院局事務部次長兼総務課長 経緯については病院局も具体的にはわかりません。きららガラス未来館から10周年だと思われそうですが、アート作品を寄附したいというお話がございまして、寄附であれば病院局で協議した結果いただきますというお返事をいたしました。ただし重さが600キロぐらい、かなり重たくございまして、壁の安全性、耐震性を図る面で壁の補強が必要ということで、病院局として今回補正を上げさせていただきました。

岩本信子委員 ガラス未来館が、まあ私たちも費用を出してですね・・・

山本病院局事務部次長兼総務課長 済みません。600キロというのは訂正で、はっきり重さについては覚えておりませんので、訂正させていただきます。

岩本信子委員 皆それぞれ2,000円から2,500円ぐらい、1個のガラス球がですね、それで出して、一応つくりに行ったんですよね。だから、病院でこういうことするんだなと思っていたから、それが結局ガラス未来館からの要望だったということで、病院から要望されたわけでもなし、市のほうからもこういうことをしてくれと言われたわけではないんですよ。ただガラス未来館からの要望があったということでもいいんですか。ただそれだけで。

山本病院局事務部次長兼総務課長 委員がおっしゃったとおりでございます。

下瀬俊夫委員長 この壁補強で予算幾らかかったんですか。

山本病院局事務部次長兼総務課長 100万程度だったと思います。

石田清廉委員 お尋ねします。この補正額についてですけども、今御説明がありました、いわゆる社会的背景、いわゆる諸物資の高騰によるものと、それはそれとして、ここにはほとんど追加工事というような追加という言葉がたくさん出ておりますが、この追加ということは当初から見て、全く想定されなかった追加工事なのか、追加工事に対しては建設業者のほうからこういう追加をしますよという申し出によるものなのか、こち

ら側から、いわゆる病院側のほうからこういうことを追加してくれと要望した上での追加工事なのか、その辺がちょっとはつきりしないんですが、諸物価の高騰による、何%ぐらいがこのうち含まれているんですか。そして追加工事が何%ですか。

和氣病院局総務課課長補佐兼経理係長 追加工事につきましては病院のほうから要望しております。割合につきましては追加の部分が何%というふうなものは算出しておりませんのでここで答えできません。申しわけありません。

石田清廉委員 もう少し教えてください。これを見ますと追加工事の項目を見ますとさまざまなことが書いてありますが、当然当初から予測されるような工事名称も含まれているように思いますし、専門的な工事ですから私たちにわからない部分があるにせよ、ほとんどこれだけの設計をする段階において、当初想定できる工事名目がかなりあるように思うんですよ。それからああいう高い建物ですから、防鳥対策と言いますか、鳩公害。これも当然予測されている。当たり前のことだと思うんですけど、これがなぜ今になって追加工事になったのかが、ちょっと御説明いただけますか。

山本病院局事務部次長兼総務課長 電波障害については、当初の工事費の中に含まれておりました。ただしそれが、旭町、新生町の一部を含むのですが、30件程度と予測しておりましたけれども、実際に工事を行いましたら、20件程度ふえました。障害のある場所が。その追加費用でございます。

和氣病院局総務課課長補佐兼経理係長 防鳥対策工事につきまして御説明をさせていただきます。防鳥対策なんですけど、鳩につきましては帰巢本能が大変強いということで、新しい病院になってから、そちらにつくであろうということは確かにございます。できるだけ鳩が巣をつくったりしないような設計にはしていただいているのですが、さらに鳩が止まれるところをなくしていこうということで、追加で行うようにしたものです。鳩につきましては当初捕獲することも考えておりました。ただ捕獲につきまして管轄の農林水産課に確認をいたしましたところ、鳥獣保護対策の関係でいきなり捕獲はできないという結論に達しております。いきなり捕獲ということではなしに、まず鳩が近寄らない、住み着かないように対策をとった上で、認められるならば最後の手段として実施するとい



うことでございましたので、このたびは防鳥対策ということで、この鳩対策工事を追加したものでございます。

三浦英統委員 アスベストの試験報告書のことですが、ここに試験をした結果が石綿の含有がないという結果になっておる。今回検査をした段階であるという結果になっておるんですけど、実際に機械室等の天井も調べておって、全然出てこない、今回出てきたと。この要因について調査をなさっておられますか。

和氣病院局総務課課長補佐兼経理係長 先ほども御説明したところなんですが、石綿につきましては段々規制が厳しくなっております。17年度のときにはこの程度で、詳細につきましてはわかりかねる部分があるんですが、一応このような結果でございました。このたびにつきましては病院を解体するということですので、各所調査をしております。アスベストの種類につきましても試験報告書にカルサイトというふうにございますが、今回ほかにもクリソタイル、アモナイト、クロシドライト、トレモライト、アンソフィライトいろいろございまして、それらについて全て調査を行っているものでございます。済みません。お答えになっているかどうかわかりませんが、以上の状況でございます。

市村病院局次長兼事務部長 先ほどの当初の工事費と今の工事費の御質問ですけども、一番基本的な入札の考え方は基本設計を始めにつくっております。基本設計を尊重することを条件に、建設会社がどれだけの技術提案をしてきて、それなら幾らでできるということで契約を結んでおります。当初の基本設計にもろもろのことが含まれておらなかったり、技術提案にない分を病院が要求したり、あるいは現場で、基本的に基本設計というのは各現場からの声を積み上げた形を尊重してつくっておりますので、またそういった声が追加で上がってきたりというふうな要因もございしますので、さまざまな追加工事という形で御迷惑をおかけしますが、経過はそういったことでございます。

三浦英統委員 前回の試験と今回の試験で方法が違うんですか。

下瀬俊夫委員長 なに、アスベスト。

三浦英統委員 アスベスト。

和氣病院局総務課課長補佐兼経理係長 調査の対象と言いますか、何が含まれているかという対象が異なっております。調査の分析の方法なんですが、これにつきましてはX線解析法と分散染色法という2種類の方法で分析を行っております。

下瀬俊夫委員長 二点ほど聞きたいんですが、外溝でバス対応舗装というのは、これは何、改めてバス対応舗装がいるんですか。

山本新病院建設室技監 当初は重量構造物について、道路構造でいきますと重車両20トンがもてる道路にしようということで設計しておりましたが、ローリー等が入りますので、そのところについては20トン以上荷重がもてるように地盤改良の舗装をいたします。そのバスも今の第2旭橋から入りまして、新しい病院の前を通りまして、沖中川の前と。外周周りは重車両が通りますので、そういう構造にしております。一般駐車場につきましては通常の重車両じゃなくて舗装5センチですけど一層にしております。重車両のほうは二層にしております。そうしませんと道路構造としてもてないということで、このたび変更しております。最初はバスをやるかどうかの話がありましたので、ローリーの通るところは重車両にしていたんですけど、一応区域をローリーの通るところ、バスの通るところというのがはっきりしましたので、それで、重車両にさせていただいております。当初の基本設計では通常の5センチだけだと思っております。それで昨年12月の外溝の説明のときに舗装関係も説明したと思っております。

下瀬俊夫委員長 仮設橋の設置延長とはどういうことですか。

山本新病院建設室技監 これは先日も委員会でお話しましたが、解体等の工事車両を出すことになっております。清水さんのほうは、この9月までが仮設の橋の期間でございます。それからうちの解体の作業する期間がございますので、その延長分のことでございます。

下瀬俊夫委員長 防鳥対策が、先般の一般会計の決算のときに原課が間違った報告をしたんですが、資本の関係は関係ないよね。いわゆる単なる補正で対応したということですよ。

和氣病院局総務課課長補佐兼経理係長 そのとおりでございます。

下瀬俊夫委員長 ほかにありますか、なければ説明を以上で終わりたいと思います。お疲れでした。ちょっと済みません、実は21日の内覧会について私のほうに案内が来たんですが、皆来とる。「来ている」と呼ぶ者あり) そうですか。委員会としても皆さん三々五々行ったほうがいいんかいね。

山本病院局事務部次長兼総務課長 内覧会については起工式に御招待した方について、今回竣工式をしないということを経理長名で文書を出させていただきました。今回の内覧会につきましては、一般の方を含めて午前中10時から12時、午後は13時から15時で、職員が病院内を御案内しますので、どなたが来られてもその時間内であれば対応させていただきますと思います。ちなみに土足は厳禁でございますので、スリッパも用意はしておりますが、土足では入れないと御認識いただけたらと思います。

下瀬俊夫委員長 議会の側も三々五々皆さんが行けばいいということですね。

山本病院局事務部次長兼総務課長 そういうことです。

(執行部入替)

下瀬俊夫委員長 お待たせしました。それでは単独議案の条例のほうから入りたいと思います。69号から説明をお願いしたいと思います。

西田こども福祉課長 お疲れでございます。それでは議案第69号から御説明いたします。議案第69号は山陽小野田市特定教育、保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定であります。この条例は子ども、子育て関連三法の一つである子ども、子育て支援法の規定によりまして、認定こども園、幼稚園、保育所といった特定教育、保育施設及び小規模保育、家庭的保育等の特定地域型保育事業の運営に関する基準に関しまして、内閣府令で定める従うべき基準及び参酌すべき基準に基づきまして、条例で定めるものとされているために、内閣府令で定める基準を勘案し、本市の実情に内閣府令で定める基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、内閣府令で定める基準と同等の基準を定めるものであります。それでは69号の条文ごとに主なところを御説明いたします。まず第1条はこれは趣旨でございまして、これは条例の趣旨を定めるものでございます。第2条といたしまして、

この条例いろいろ用語等がたくさん出てまいります。その条例における用語の定義をここで挙げております。第3条、これは一般原則でございますが、本条は特定教育、保育施設及び特定地域型保育事業の双方の共通しております一般的な原則を定めたものでございまして、これにつきましても基準府令のとおりといたしております。続きまして第2章第1節、特定教育、保育施設の利用定員に関する基準、これは第4条しかございませぬけれども、この本節は特定教育保育施設の利用定員に関する基準を定めております。内容は基準府令のとおりでございますが、第1項といたしまして認定こども園及び保育所である特定教育、保育施設の利用定員は20人以上とすることが述べられております。第2項といたしましては利用定員を定めるにあたっては、法第19条第1項各号に掲げる子どもの区分ごとに定めること、その際に同項第3号に掲げる子どもの利用定員は満1歳未満と満1歳以上に区分して定めること、このことが示されております。続きまして第2章第2節でございます。特定教育、保育施設の運営に関する基準、これは第5条から第34条までがここに示されております。第5条から第34条までが特定教育、保育施設の運営に関する基準でございますが、本節は特定教育、保育施設の運営に関する基準を定めるものでございまして、内容はこれは同じく基準府令のとおりでございますが、まず第5条第1項でございますけれども、特定教育、保育の提供の開始の際、特定教育、保育施設に関する重要事項を記載した文書を交付して説明を行って、保護者の同意を得なければならないことが述べられております。第6条第1項でございますが、そして利用申込みがあった場合は、正当な理由がなければこれを拒んではならないことが書かれております。第6条の第2項から第4項でございますが、申込者が利用定員を上回る等の場合において、選考を行う場合には一定の選考方法により、その選考方法を保護者に明示した上で、選考を行わなければならないということで規定しております。続きまして第13条第1項、第2項でございますが、これは保護者からは法定代理受領により施設型給付費を受ける場合は市町村が定める利用者負担額の支払いを、法定代理受領によらない場合には内閣総理大臣が定める基準により算定した額の支払いを受けることということが述べられております。続きまして、第13条第6項でございますけれども、上乗せ徴収をする場合は当該徴収金の使途及び額、支払いを求める理由を書面で明らかにするとともに、保護者に説明をして同意を得なければならないことが規定されております。次に第15条でございますが施設の区分に応じて、幼保連携型認定こども園教育、保育要領、保育所保育指針又は幼稚園教育要領に基づき、特定教育、保育の提供を行うことが明記されてお

ります。続きまして第20条につきましては運営規定を整備することが述べられております。飛びまして24条、25条でございます。24条、25条は子どもについて差別的取り扱いや虐待等をしてはならないことが主に述べられております。飛びまして27条でございますが、27条は、業務上知り得た子どもとその家族の秘密を漏らしてはならないこと、これが述べられております。飛びまして第34条第2項でございます。第34条第2項、これは特定教育、保育の提供に関し記録を整備し、5年間保存することが定められております。続きまして、第2章でございます。第2章第3節特例施設型給付費に関する基準、これは第35条と第36条でございます。本節は特例施設型給付費の支給の対象となります特別利用保育及び特別利用教育に関する基準を定めるものでございまして、内容は基準府令のとおりとしております。基準の具体的な内容といたしましては、特別利用保育に関する基準として、第35条第1項では、保育所が1号認定子どもに特別利用保育を提供する場合は、都道府県等が条例で定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を遵守しなければならないことが規定されております。同じく第35条第2項におきましては特別利用保育に係る1号認定子どもと、現に施設を利用している2号認定子どもの総数は、2号認定子どもについて定められた利用定員を超えないことが書かれております。同じく第35条第3項につきましては特別利用保育を提供する場合には、特定教育、保育には特別利用保育を含むものとして第2章の規定を適用することということになっております。今度は第36条第1項でございますが、特別利用教育に関する基準として、幼稚園が2号認定子どもと特別利用教育を提供する場合は、幼稚園設置基準を遵守しなければならないことということで書かれております。同じく第36条第2項につきましては、特別利用教育に係る2号認定子どもと現に施設を利用している1号認定子どもの総数は、1号認定子どもについて定められた利用定員を超えないことということになっております。第36条第3項でございますが、特別利用教育を提供する場合には特定教育、保育には特別利用教育を含むものとして第2章の規定を適用することということになっております。続きまして、第3章ですね。第3章第1節これは第37条でございます。37条でございますが、特定地域型保育事業の利用定員に関する基準でございます。本節は特定地域型保育事業の利用定員に関する基準を定めるもので、基準府令のとおりとしております。内容といたしましては37条の第1項といたしまして、事業の利用定員は家庭的保育事業は1人以上5人以下、小規模保育事業A、小規模保育事業Bは6人以上19人以下、小規模保育事業C型は6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業は1人とするこ

とが書かれております。第2項につきましては、3歳未満の利用定員に区分して定めることが書かれております。続きまして第3章第2節、これは第38条から第50条まででございます。特定地域型保育事業の運営に関する基準でございます。本節は特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるもので、基準府令のとおりとしております。内容といたしましては、第38条第1項によりましては特定地域型保育の提供の開始の際、重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、保護者の同意を得なければならないことが書かれております。第39条第1項につきましては、利用申込みがあった場合には、正当な理由がなければこれを拒んではならないことが書かれております。同じく39条の第2項、第3項につきましては申込者が利用定員を上回る等の場合において、選考を行う場合には一定の選考方法により、その選考方法を保護者に明示した上で選考を行わなければならないということが述べられております。飛びまして第42条第1項でございます。第42条第1項は保育内容に関する支援や代替保育の提供を行い、特定地域型保育の提供終了後の教育、保育の受け皿となる連携施設、これは認定こども園や幼稚園又は保育所でございますが、これを適切に確保することということになっております。第43条の第1項と第2項でございますが、保護者からは法定代理受領により地域型保育給付費を受ける場合は市町村が定める利用者負担額の支払いを、法定代理受領によらない場合には内閣総理大臣が定める基準により算定した額、公定価格の支払いを受けることということになっております。第43条第6項でございますが、上乗せ徴収をする場合には当該徴収金の使途及び額、支払いを求める理由を書面で明らかにするとともに、保護者に説明をし、同意を得なければならないことということで挙げております。続きまして第44条でございますが、44条は保育所保育指針に準じて、特定地域型保育の提供を行うことが規定されております。続きまして第46条でございますが、これは運営規定を整備することが規定されております。第50条においてですね準用する規定といたしまして、第24条、第25条が準用されておりますが、これは子どもについて差別的取り扱いや虐待等をしてはならないことということになっております。第50条において準用する第27条でございますが、これは業務上知り得た子どもとその家族の秘密を漏らしてはならないこと、ちょっと戻りまして49条第2項につきましては、特定地域型保育の提供に関し記録を整備し、5年間保存することが規定されております。第3章第3節、これは第51条と第52条でございます。特例地域型給付費に関する基準でございますが、これは特例地域型保育給付費の支給の対象となる特別利用地域型保育、これは1号認定子ども

に対し提供される特定地域型保育及び特別利用地域型保育、これは2号認定子どもに対し提供される特定地域型保育、それに関する基準を定めるものでございます。内容は基準府令のとおりとなっております。第51条の第1項でございますが、特別利用地域型保育に関する基準といたしまして、特別地域型保育事業者が1号認定子どもに特別利用地域型保育を提供する場合には、市町村が条例で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を遵守しなければならないことが規定されております。第51条第2項でございますが、特別利用地域型保育に係る1号認定子どもと現に事業所を利用している3号子どもの総数は、その事業所の利用定員を超えないこととでございます。同じく51条第3項でございますが、特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして第3章の規定を適用することが定められております。第52条第1項でございますが、特別地域型保育事業者が2号認定子どもに特定利用地域型保育を提供する場合は、市町村が条例で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を遵守しなければならないことが規定されております。同じく第52条第2項でございますが、特別利用地域型保育に係る2号認定子どもと現に事業所を利用している3号認定子どもの総数は、その事業所の利用定員を超えないことということが述べられています。52条第3項でございますけれども、特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして第3章の規定を適用することとなっております。この附則でございますが、附則の第1条はこの施行期日を明記しております。附則の第2条特定保育所に関する経過措置でございます。これにつきましては子ども、子育て支援法の附則第6条におきまして特定保育所、私立の保育所については当分の間、施設型給付費制度に代えて委託費の支払いとする経過措置が規定されております。本条はこれを受けて、施設型給付費に係る規定について読みかえておるものでございます。附則の第3条でございますが、これは施設型給付に関する経過措置でございます。子ども、子育て支援法の附則第9条では、1号認定子どもの施設型給付費の額については、幼稚園に係る現在の国、地方の費用負担状況や都道府県間のばらつきを踏まえ、円滑な移行のために当分の間、全国統一費用部分と地方単独費用部分の合計額とする経過措置が規定されております。本条はこれを受けて施設型給付費に係る規定について読みかえているものでございます。附則の第4条、第5条でございますが、これは利用定員、連携施設に関する経過措置でございます。附則第4条、第5条は小規模保育事業C型の利用定員や特定地域型保育事業の連携施設の確保について、経過措置を設けるものでござ

います。内容は基準府令のとおりといたしております。済みません、以上でございます。

下瀬俊夫委員長 あのね。条文を読んだだけで説明に変えたなんてことを言わないでくださいよ。言葉自体がわからんわけだから、皆さんが知っているということを前提で条文の説明をしても、さっぱりわからんわけですよ。それは不親切と思うよ。今のは条文に沿って説明しただけじゃあね。これで、9月議会で通してくれなんていう話とは。もうちょっとどうにか説明の仕方があるんじゃないですか。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 今説明した条例は何を定めているかと言ったら、今まで保育園については国の基準でことをやっておったけど、一つ一つ市町村で定めることになっておりますので、施設の設備基準、職員の配置基準、こういったことを改めて市町村で定めたということです。

下瀬俊夫委員長 いやいや、それはわかりますよ。だけど午前中にやった勉強会で出てこなかった言葉がいっぱい出てくるわけですよ。その言葉の説明からせんと、何のことを言いよるか、さっぱりわからんじゃないですか。

西田こども福祉課長 まず第2条の定義でございますが、この中で・・・

下瀬俊夫委員長 いや、それでね。例えば第2条で言葉の定義が全部法参照になっておるんですよ。市民にわかりやすくと言いながら、法に行かんとさっぱり中身がわからんわけですよ。これ、ものすごく不親切と思いませんか。この条例そのものは市民にわかりやすくするわけでしょ。ところが言葉の前提の話が、読んだだけではさっぱりわからん。全部委任されていますよ。こういう条例の出し方は不親切と思いませんか。

岩本信子委員 例えば特定教育という表現がされているんですよ。聞いてらっしゃいますか。特定教育という表現がされているんですよ。特定教育、保育施設及び特定地域型、先ほど特定地域型の保育事業というのは聞いたんですけど、特定教育ということ自体が、一体何を示すのか。これ、幼稚園のことですよ。そういう理解でいいんですか。例えばそういうことがわからないという意味ですよ。



西田こども福祉課長 特定教育、保育施設でございますが、これは市町村長が施設給付型の支給対象施設として確認する教育、保育施設を言います。「説明がわからん」と呼ぶ者あり）だから、要は保育園でございます。

岩本信子委員 特定教育というのは何なんですか。

西田こども福祉課長 教育、保育施設に特定がついているという考えですね。だから、それは特定というのは施設給付型という、そういった意味合いでこれはついております。

三浦英統委員 特別利用教育とか特定教育とか両方あるんですよ。やはり、言葉の意味がわからんのに質問せいやと言われても、なかなか質問しにくいと思うんですけどね。ちょっと一点だけ聞いていいですか。

下瀬俊夫委員長 ちょっとその前に、言葉の定義が24項目あるわけいね、少なくともこの説明ぐらひはきちんと資料を出してもらわんと、こんなもんで議論できないと思うんだけどね。法令委任主義というのはやめてほしいんですよ。こういうところで。

河合健康福祉部長 可能な限り説明させていただきます。例えば特別利用地域型保育でございますが・・・

下瀬俊夫委員長 ちょっと待って。資料出せんのかね。「あります」と呼ぶ者あり）ある。じゃあ出してよ。

岩本信子委員 例えば認定こども園、法第7条第4項に規定する認定子ども園をいう。出してほしいのは法7条とか法6条とか書いてあるじゃないですか。この法は一体何の法。児童福祉法なのか第6条とか、その辺の法第20条第4項に規定する認定保護者をいうとか、それしか書いてないから、その法がわからないんですよ。（「第1条に書いてある。子ども、子育て支援法のこと」と呼ぶ者あり）だから、それを出してほしい。子ども、子育て支援法の法を出してもらわんと、法なら法でいいけど、ただ20条とか10条とか書いてあったらわからないってことを言っているんです。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 第2条の1号から24号まで、言葉でわかる形で一覧表で出しましょう。そういうことで。全部何々法第何条に

よるとなっていますけども、何々法の何条を引用するんじゃないくて、そんとう言わんと、言葉の表現で絵が描けるような表現で説明をしたいと思いますがどうですか。

下瀬俊夫委員長 はい。そうしてください。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 これ今急には出せんです。今配った分も読まれたからといって、映像が頭に浮かばんと思います。

三浦英統委員 2条の関係で、先ほどいただきました資料、なるほどブック。この3ページから4ページにかけてのことが、まず2条で全部うたわれておると、こういう解釈でいいんですか。その中身が若干この中に出てきておる。こういうことですか。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 これも含まれます。それ以上のことも実は定義にはあります。

三浦英統委員 資料の中でどこが含まれておるんですか。この中のことは。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 3ページ4ページのことは触れてます。それから5ページのことも触れてます。6ページの上のほう利用者支援これはありません。5ページまでのことについて触れております。

下瀬俊夫委員長 今もらったこの資料ですよ。これは条例の説明の補足資料として添付できんの。これは厳密ではないということで難しいんですか。説明がないとわからんと思うんですよ。一般の保護者の皆さんも。条例読んだだけでは何のことかと思うんでね。それはできるんですか。条例の添付資料としてできますか。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 条例は条例として上程したものが条例であります。参考資料として出すということによろしいでしょうか。

下瀬俊夫委員長 どういう格好になるんかいね。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 参考資料。それを見てもらったら大体内容がわかりやすいよという資料です。

下瀬俊夫委員長 一般の保護者がね、この条例にたどり着いて、条例開いただけでは言葉の説明がわからないじゃないかということで、その条例の説明資料として、これは一緒につけて出されるんですかと言っているんです。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 これでよければ参考資料として出せます。これでわかりますか。これでわかったら大したもんだなと思いますが。

下瀬俊夫委員長 今のままではさっぱりわからんじゃないですか。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 だからもうちょっとわかりやすい説明のものをつくりたいなと思っています。

下瀬俊夫委員長 何でこんなに難しくするんかね。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 一般論として、何の法律でも言えることですが、普通の人を読んでまずわかりません。

下瀬俊夫委員長 市民に読んでもらいたいという条例ですから、法令に委任するということが、こういう書き方自体がもっとどうかならんのかと。少なくとも中心的なテーマ、上に書いてある例えば認定子ども園、幼稚園、保育園、家庭的保育とか小規模保育とか、こういうのはきちんと説明したほうがいいんじゃないですか。条文に委任せんで。全部を全部書けと言っているのではなしに、基本的なことぐらいは知っておかないと、条例読んだらわかるようにしておかないと。

河合健康福祉部長 これは条例ですので、市民向けに、例えばホームページにこの制度について載せる場合には、例えば子ども園とか幼稚園、保育所等の説明を含めまして丁寧にわかりやすく説明を載せたいとは思っております。

下瀬俊夫委員長 条文の書き方の問題ですよ。こういう書き方は不親切と思わんですか。市民に読んでもらおうというわけじゃろ。条例というのは。法まで行かんとわからんというのはいかがですかね。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 山陽小野田市だけが本当にかみ砕いて条例つくるのが一番いいかなと思いますけども、いわゆる条例準則という

のがありまして、多分日本全国どこの委員会でもこういう質問が出て、皆混乱しておると思いますけども、それが理由にはなりませんけども、全国一般の形、どこも多分これでやっております。

下瀬俊夫委員長　それで逃げられたら困るんですけど。準則どおりにやるというのは、実はそうでもないんですよ。山陽小野田市の条例でも山陽小野田市の独自の条文があるわけでしょ。そういう配慮をしているわけですよ。だったら山陽小野田市独自の条例をつくられてもよかったですらうと思うのですが、そこまで間に合わなかったというのであれば間に合わなかったんだらうね。だけど6月議会に出しているところもあるからね。

河合健康福祉部長　もちろんこの条例の定め的方式もですね、それはあります。ただ、一つの考え方としては法の第何条何項に指定する何々というのは、法のほうが変わることがございます。そのときに独自に定めた場合齟齬ができることがあります。それを防ぐためにも法を引いてくる、引用してくる方式というのが一般的にとられているところとは解釈しております。

下瀬俊夫委員長　その言い方でいくと、法が変わったときに、法のここが変わりましたからというだけの理由で、それが説明にかわるんですよ。わかりますか。だから法第何条の何項が変わりましたと、それだけで説明が終わるんですよ。全くわからんことになるんですよ、逆に言えばね。だからものすごく不親切なんです。審議する上でも不親切だし。法に委任した場合、あなたの言うようにものすごく簡単なんです。法が変わっても第何項が変わりましたということだけで終わるわけだから。それではやっぱり余りにも不親切じゃないかなと思うんですけどね。この問題は後ほど議論することにして、中身に入りたいと思います。説明の問題、皆さんからそれぞれ説明を求める声があったけど、もういいですか。この言葉の定義の問題。（「どうしても」と呼ぶ者あり）聞きたいの。わからんって。

岩本信子委員　先ほど説明を受けたときに、今のある幼稚園は3つ体型があると。その3つは認定子ども園と私学助成を受ける園と施設型給付を受ける園が幼稚園だと今言われたですよ、幼稚園は。今うちでやっているのは私学助成型しか今のところはやっていないと。そして今言われる特定教育ということは施設給付型の幼稚園という捉え方をするんですか。今言われたように3種類あるけど、という意味で捉えていいんですか。

どうなんですか。そこのところが。

金子こども福祉課主査兼保育係長 4条に特定教育、保育施設は認定子ども園と保育所に限るというふうにならわれているので、「4条」と呼ぶ者あり)

河合健康福祉部長 特定教育、保育施設。この場合は認定子ども園、保育所それと新制度に移行しました幼稚園の3つを指します。そのうち第4条におきましては認定子ども園及び保育所につきましては人数を20人以上とするということになっておりまして、幼稚園については下限がないということでございます。

岩本信子委員 だから特定教育というのは、今やっている幼稚園のことを指しているということではないんですか。

河合健康福祉部長 現行においては幼稚園ということになります。認定子ども園がありますが、今ないからそれは入らないということになります。

岩本信子委員 そういう理解でいいんですね。施設型給付でどねえやらこねえやらと言われたけど、今やっている幼稚園が特定教育という捉え方を山陽小野田市でもいいということですね。

下瀬俊夫委員長 だけど第4条は認定子ども園及び保育所に限ると書いてあるじゃないですか。これなのになんで幼稚園が入ってくるの。

河合健康福祉部長 第4条第1項の中で人数を20人以上と定めている。利用定員に関する基準でございます。その場合特定教育、保育施設ではありますが、幼稚園については除外するという意味合いになります。ですから幼稚園については20人以下でもかまわないという意味です。

下瀬俊夫委員長 当面認定申請ですね。これは行政の窓口で行うということになりますが、これはどの程度続くの。これからずっと未来永劫そうなるということではないんじゃないですか。行政の関与の問題ですね。

西田こども福祉課長 先ほど申し上げましたとおり、基本は個人と施設との契約が基本なんですけど、経過措置として当分の間というのが、いつごろまでになるか未来永劫かと言われるとちょっとその辺は認識しておりませ

ん。

下瀬俊夫委員長 結局、行政に対する認定申請は経過措置としてやられるということですか。

西田こども福祉課長 済みません。認定申請につきましては、やはり1号認定から3号認定、この法では基本でございます。それは当面続くのではないかとと思いますが、契約的なことでございますかね、それは当分の間というようですね。

下瀬俊夫委員長 そうすると将来的には保育所に申請を出すことになってしまうと、いわゆる契約事項だから、保育所と直接契約ということになってしまうんですか。

西田こども福祉課長 その前に認定がございますので、その認定については市のほうで認定をいたしまして、それから今言われたような形になろうかと思えます。

下瀬俊夫委員長 結局、介護保険やね。要介護の認定を受けて、施設側と直接契約をするということになるね。同じことになるよね。

三浦英統委員 13条なんですけど特定教育、保育施設。こういうような書き方がしてあるんですが、その中で下から3行目から、市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定める額とするの支払を受けるものとするところ書いてあるんですが、ここは要は認定子ども園あるいは幼稚園、保育所が対象となって、その額を市町村が定めますよと、こういうことなんですか、これは。どういう意味なんです、ここは。特定教育、保育施設。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 要はこの第2項につきましては、新制度の・・・

三浦英統委員 第13条第1項特定教育、保育施設は云々と書いて、下から3行目に、下からというのが第1項の市長が云々定める額とこう書いてあるが、これはあくまで市町村が決めると、決めていいよと。今言う幼稚園あるいは認定子ども園、保育所これについてはどういう意味なんですか、ここは。

金子こども福祉課主査兼保育係長 幼稚園は施設給付型に移行された幼稚園です。新しい制度に移行された幼稚園。

三浦英統委員 それは認定子ども園のことじゃないの。

下瀬俊夫委員長 いやいやそれだけじゃない。3つあるわけだから。

金子こども福祉課主査兼保育係長 認定子ども園もありますけど、認定子ども園の中にも幼稚園の種類があるので、いわゆる幼稚園から施設給付型に変わった園のことになるので、ちょっと私、済みません・・・

下瀬俊夫委員長 先般の予算決算委員会の決算審議の中ですぐには認定子ども園にいかないけれど、施設給付型には変わっていくみたいな話があったんですよね。

金子こども福祉課主査兼保育係長 にしようかなと悩んでらっしゃる園はあると思います。

下瀬俊夫委員長 埴生幼稚園。

河合健康福祉部長 公立保育園においては全ての公立保育園において、この新制度に則ると定められております。ですから、市内におきましては埴生幼稚園のみが新制度にのる幼稚園ということで考えております。

下瀬俊夫委員長 だから、それも認定子ども園でなしに施設給付型になっていくんだということでもいいんですか。

河合健康福祉部長 はい。そうです。

三浦英統委員 今の件なんですよ。要は現状の保育所、現状の幼稚園。埴生幼稚園も同じですけどね。これがどのように変わっていくのか。今言われたようにですね、同じ幼稚園にしても今の2種類に分かれてきますよと。保育所もどういう方向に分かれてくるんか。ここらあたりをこの条例の中で説明してください。どこにあるんか。それが。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 この条例の中には移行した場合にどうのこうのということは載っておりません。

三浦英統委員 どういう方向に変わってくるのか、その説明をお願いします。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 今回の保育園がということですか。（「保育園と幼稚園」と呼ぶ者あり。）今市内の民間幼稚園は新制度に移行しようというところはないようです。それから公立幼稚園、埴生幼稚園については新制度には入ります。それから保育園。民間保育園、公立保育園全部新制度に入ります。

三浦英統委員 新制度に入るといえるのは、どういうのが現状と変わってくるのか、そこをお聞きしたいんですが。

金子こども福祉課主査兼保育係長 認定子ども園の中に4種類ありまして、本来認定子ども園であったものが幼保連携型。幼稚園が保育機能を持ったものを幼稚園型。保育園が幼稚園機能を持った認定子ども園を保育所型と言います。

三浦英統委員 要は市民が聞いたときに我々もわからんし、市民にも全然説明できんのですよ。ですから市民にわかりやすいように、我々にもわかりやすいように説明してもらわんとですね、現状の保育所がどう変わるのか、それから現状の幼稚園がどう変わってくるのか。ただ埴生の幼稚園が認定子ども園に移行するよと、幼稚園の中でもそういう方向に行くよと言われてもですね、その中身がわからんから。その中身をお願いします。

金子こども福祉課主査兼保育係長 市内の中には認定子ども園になるところはないです。

下瀬俊夫委員長 今のところはやろ。

金子こども福祉課主査兼保育係長 今のところ現時点ないです。ただ新制度に皆さん移行されます。移行するときに、なるほどパンフレットに青いラインにあるところが埴生幼、公立の幼稚園が1号認定になります。それが給付型幼稚園といいます。市内の保育所、全公立、私立もこの2号3号認定の子どもになるので、2号が3歳以上、3号が3歳未満。この方々は皆赤いラインのお子さんに該当します。ですから皆新制度には移行するんですが、皆さん認定子ども園がすごい先走りになるんですけど、認定子ども園というものの自体は今のところ山陽小野田市にはあらわれてき



てません。

下瀬俊夫委員長 今のところの話じゃからね。先はわからんわけじゃから。ただ今言ったように幼稚園が給付型に変わったと。給付型に変わったら何がどう変わるのか説明してください。

金子こども福祉課主査兼保育係長 幼稚園が今のところですね、直接幼稚園に申し込んだりしているところが……。公立幼稚園の……。一応ですね、市のほうで1号認定という認定証をお渡しするようにはなりませんので、そこが変わるぐらいで大きく変わることはないかなと思います。

下瀬俊夫委員長 埴生幼稚園もね。

金子こども福祉課主査兼保育係長 埴生幼稚園に限ってはですね、そんなに大きな変化はないと思いますし、保育料も今のところ教育委員会が決めてらっしゃるので、現行とそんなに変わらないように設定するというお話は伺ってますので、ちょっとその辺は私どもにまだ情報が入ってきていないところなんですけど、情報を共有しながら進めていきたいなと思っています。

三浦英統委員 では保育所の場合0歳から5歳になるよと。地域型保育、0から2歳になりますよと、こういう書き方をしておりますけど、これが変わりましたよ、こういうふうになりましたよということなんかね。この新制度によって。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 制度の説明としてはそうです。ただ山陽小野田市でどうかというと山陽小野田市では動きはないということです。

三浦英統委員 では山陽小野田市はですね、まだ現状はいいんですよ、変わらないよと言うんだから。将来はわからんですけどね。ただ今の現保育所が0歳から5歳までになりましたよと、それ以外は変わっておりませんよと、こういうことでいいんですか。考え方は。

金子こども福祉課主査兼保育係長 新制度になりますと年齢区分がありますので、2号の方というのが3歳以上の方。3号の方が3歳未満のお子さんという区分があります。認定をする場合年齢区分がありますので、2号の方と3号の方というふうに区分していくのが新制度の新しい変わった

ところですよ。今までより変わっているところです。

岩本信子委員 13条のところだけでも、今一生懸命見よるんじゃけど理解ができなくて、利用者の負担額等の受領というところなんですけれど、さっき三浦さんが言っちゃった、13条の1、2、3、4とあって読んでるんですけど、これを見ると直接支払いを受けるのと、代理受領を受けないときはとか書いてあるんですが、済みませんがこの13条だけでも説明いただけませんか。わかるんじゃけど、なんか誰が一体保育料を払って、個人的にもらっていくのか、代理受領でいいのかとか。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 いわゆる保育料については市が一括して、保護者にかわって施設に払う。ただし各園で上乘せするメニューがあります。それについては個人個人が払ってくださいということが定めてあります。

岩本信子委員 そういうことが書いてあるんよね、これには。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 それがこの条文の内容です。

岩本信子委員 ですよ。特別利用教育を提供する場合はと書いてありますよね。

河合健康福祉部長 特別利用というのは、ちょっと意味がですね。想定される認定区分に対応しない施設や事業を利用する場合にこれが特別利用と言います。例えば2号認定の場合、保育を受けることが困難である子どもの場合ですね。その場合は認定子ども園又は保育所が対象になるわけです。ただこの場合、2号認定の方でも幼稚園に行くことができる場合があります。それが特別の利用ということになります。めったに例はないんですけど、例えば2号認定を受けても、共働きで奥さんのほうがパートで短い時間働いている場合、幼稚園に預けて、後の時間は先ほどありました預かり保育によって幼稚園に残る。そういった例の場合がこの特別利用になります。

岩本信子委員 そのときには追加は自分で払ってくださいということですか。

河合健康福祉部長 そうです。

岩本信子委員 自分で払う分は支給を受けるわけですね。どこから支給を受けるんか知らんけど、給付を受けるわけですね。そしてそれを特別に払っていくということですかね。

下瀬俊夫委員長 そうなの。公定料金になっているわけ。特別利用。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 当初のメニューじゃないものを上乗せで利用する場合には、上乗せ分については法定代理受領じゃなくて、個人の契約みたいなもので、直接施設に払ってくださいということです。

下瀬俊夫委員長 そういうことでしょ。その場合は保育所側の料金設定ができるわけですね。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 できます。

下瀬俊夫委員長 それは給付とは別でしょ。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 給付費というのは認定の号数によって決まっております。それを超えて何かのメニューを上乗せで利用される場合、あるいはそれとは別で園が特別に何か新しいことを上乗せのサービスをしようとする、そういうような場合はそれは個人個人で払いなさいよ、利用者が払いなさいよということです。

下瀬俊夫委員長 給付対象外ですね。わかりました。

三浦英統委員 子ども子育て支援制度の概要。この中に2号認定3号認定が書いてございますが、この中に2号認定の方と3号認定の方は、あくまで今までどおりの保育所に入所できますよと、こういう解釈でいいですね。そしてなおかつ認定子ども園にも移行ができる。今の保育所が認定子ども園に変更しようと思ったらできますよという解釈でいいんですか。ですから要は現状の保育所は2号3号の方は今までどおりにその保育所に入所できますよと、変わらなければ。認定子ども園にならなければ2号認定3号認定のお子さんは入られますよということですか。今の現状の保育所に。ではないんですか。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 要は保育所は皆新制度に移行するわけですよ。新制度に移行というのは認定子ども園への移行じゃなくて、要はお

金の動きが給付費、本来個人個人が国からお金をもらうわけです。それを契約する施設、園に払うんじゃないけど、それを今までどおり市が利用者によって国から受けて園のほうに払いますという形をとるわけです。それを新制度と言うんですけど、その新制度へ保育園は全て移行するわけです。うちの保育園は新制度をせんよ、今までどおりなるよということはないわけです。

三浦英統委員 その新制度とは何ですか。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 今回の法律によって今までは市が措置をしていたけど、そうではなくて、個人給付を前提にしている。それが新制度です。

下瀬俊夫委員長 5分休憩します。35分から。質問、答弁きちんと手を挙げて、マイクを通してやってください。

午後2時30分 休憩

午後2時38分 再開

下瀬俊夫委員長 再開します。テープが拾えないので、必ずマイクを通して発言してください。ほかに質問ありますか。今回の条例で山陽小野田市独自の条文を説明してください。

西田こども福祉課長 第3条第2項でございます。これはいわゆる暴力団の排除規定と申しますが読み上げますと、第3条第2項特定教育、保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者は、山陽小野田市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員であつてはならないと、それを準用しております。

下瀬俊夫委員長 ここだけやね。

三浦英統委員 45条の特定地域型保育に関する評価等、この中で第2項に特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けなければならないというようなことが書いて、後は公表しなければいけない、こう

というような書き方がしてあるんですが、これは事業者の中に理事会とかございますが、これの監査を受けるという解釈なんですか。それとも行政、市あるいは県が監査をする、こういう書き方なんですか。この点についてお尋ねを申し上げます。

西田こども福祉課長 第45条第2項につきましては市のほうで検査等もしますが、そういった評価も含めまして、やる予定でございます。

下瀬俊夫委員長 もうちょっとはつきり言ってください。聞こえない。もう少し明確に言ってください。

西田こども福祉課長 認可自体が市でございます。市で基準がございますので、それを基準に満たしているかを確認いたしますので、市のほうで検査等いたします。

三浦英統委員 今まで認定子ども園あるいは保育所なんかは、県が監査しておった。それが今度は市に変わったという解釈でよろしゅうございますか。ただ今言われました、小規模あるいは家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型事業、これについては言われることはわかるんですよ。ただ今言う認定子ども園とか県が所管しているものに市が監査できるわけですか。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 第45条の規定は認定子ども園とか幼稚園とか保育園ではなくて、先ほど三浦委員が言われましたけど、小規模型あるいは家庭的保育とかこういったものについての規定でございます。

三浦英統委員 ほかの今言う認定子ども園、保育所ここらあたりの監査その他についてはこの条例にはないという解釈でよろしゅうございますか。

西田こども福祉課長 そういう解釈でございます。

矢田松夫副委員長 でしたら、定期的に外部の者とは何を指すんですか。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 さかのぼって説明しますけど、認定子ども園あるいは認定された幼稚園、保育園については引き続き県のほうで認可、監査があります。

小野泰委員 今まで定員の2割ほど余裕を持って入れておったということで、待機者がいないということだったんですが、それでもなかなか入られん方もあったことを聞いています。今回保育を必要とする者は保育しなければならないということで、この6条には申し込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならないということで、そうは言いながらも定員がオーバーになった場合はどうするかということで、ここでは抽選とか申し込み順とかということで書いてあります。一方こちらのほうでは優先順位とかによって調整をするということなんですが、恐らくとんとんぐらいは行くと思うのですが、そういう形でふるいにかけてという形になりますか。

西田こども福祉課長 利用申し込みがあった場合には、定員を上回った場合につきましては、そういった基準を設けまして、先ほど申し上げましたが点数等つけまして、その辺の調整をするようになろうかとは思いますが。

下瀬俊夫委員長 その問題と48条とのかかわりは。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 第48条は特定地域型保育事業、いわゆる小規模保育とか家庭的保育とか、そういった部分での定員の規定であります。

下瀬俊夫委員長 それで。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 第6条のほうは特定教育、保育施設。これは幼稚園、保育園、認定こども園についての規定です。

下瀬俊夫委員長 問題は48条の場合ですね、定員の増大の対応はできるということですよ、場合によっては。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 場合というのが災害があつたり特別の事情がある場合には定員を超えることもやむを得ないということです。

下瀬俊夫委員長 いやいや、ただここに需要の増大への対応とも書いてあるじゃないですか。だから災害等だけじゃなしに需要がふえれば定員の拡大ができるということでしょう。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 需要の増大というのは特定のその施設

に対して要望が多いということではなくて、その地域における、急に人口がふえたとかですね、そこだけの問題じゃないよという場合にはこういったこともやむを得ないということです。

下瀬俊夫委員長 だから対応できるわけでしょ。いずれにしても。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 そういう場合には対応できます。

三浦英統委員 39条。ここで正当な理由のない提供拒否の禁止等とこうあるんですが、これは申し込みの場合であろうと思うんですけど、第2号の中にあるんですが、支給認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子ども、この支給認定子どもとはどういう優先があるのか。これは親も含まれておると思うんですが、これの解釈はどうなんですか。

河合健康福祉部長 これにつきましては優先利用の国のほうから例示がありまして、一人親家庭ですとか生活保護世帯、生計中心者の失業により就労の必要性が高い場合、虐待などのおそれがある場合等々が優先順位としてありまして、その対象となる支給認定子どもが優先的に利用できるように勘案しながら選考するものということで掲げてあるところでございます。

三浦英統委員 この条例の中には無認可という言葉は全然ございません。無認可の保育所というんですか、これについての指導方法は何かつくっていらっしゃるんですか。

金子こども福祉課主査兼保育係長 今無認可の保育園を担当されているのは県でされていますので、プティットやこぐま保育園は県の方が来られて監査されています。

三浦英統委員 市の関与は全然ないという考え方でよろしゅうございますか。

西田こども福祉課長 全然ないというわけではなしに、いろいろな保育に対する補助金がございますので、ちょっと説明いたします。

金子こども福祉課主査兼保育係長 例えば先生が長期お休みになられたり、研修に行かれる場合、その期間中に代替の職員を配置した場合の加算やお

子さんの健康診断の受給を受ける補助、全部思い出せないのですが、後もう一つあったかと思いますが、そういった補助を市のほうでさせていただいてます。

岩本信子委員 無認可、認可という問題が出ているんですけど、例えば地域型の保育になった場合ですね、居宅訪問型保育という、先ほど言われたベビーシッター型みたいなものなんですけど、このようなことの認可というのはどうなっているんでしょうか。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 申請があれば市のほうで手続をして、認めていくことになります。

岩本信子委員 申請があればとおっしゃったんですけど、これは1対1の保育を行うということで、団体でやっているというよりも、例えば一人でベビーシッターをやろうという人がいるんですけど、そういう場合でも認められるんですか、そういうふうな認可が、申請したら。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 要は市として判断するのはそういう需要が認められるかどうかということがあります。例えばそういった居宅訪問型を100人、200人の人がしたいと、それを全部認めるかというところではなくて、ある程度の必要量を見込んで、必要な部分について認可の対象になるということです。

岩本信子委員 一番最初に言われたのが、保育量を全体山陽小野田市の保育量の実態を見て、そして保育園の認可とか保育園の数とかそういうものを決めていくとおっしゃいましたよね、最初ね。それと同じように、それも必要量に応じて認可するしないは決めるということですね。だから無制限にあるということではなくて、山陽小野田市の中ではニーズを見たら何個ぐらいじゃろうねといったら、そこまでで頭打ちという形になるんですか。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 そうです。

三浦英統委員 現状の幼稚園あるいは保育所、これの保育料あるいは幼稚園のお金と言うんですか、必要な経費。これについての積算基準、県から多分来るであろうと思うんですけど、現状の山陽小野田市の保育料と比較して、幾らぐらいになりますよというような資料は来とるんですか。ど



ちらにしても県を通じて多分来るはずなんですけど、うち独自ではできないと思うんですが、どうなんです、そこらあたりは。

下瀬俊夫委員長 単価は来てるよ。

三浦英統委員 それとも市独自でつくるわけですか。

西田こども福祉課長 これは利用者負担ということで来ております。国の基準がですね。それを上限としまして以内で設定するというのがですね。

三浦英統委員 準則のようなものが来ているということになれば、積算をして、現状とどのぐらいの差が出てくるのか試算をしていらっしゃいますか。

金子こども福祉課主査兼保育係長 現状の運営費と仮単価の公定価格を比べますと、現状よりも高くなっています。

下瀬俊夫委員長 いやいや、高くなるのはいいんだけど、問題は現状の保育料と、新制度によって保育料がたかさん上がるということになるのかどうなのか。

三浦英統委員 高くなるということになれば、保護者負担が非常にふえるというような状況になってくるわけなんですけど、そこらあたりの市の補助の関係とか、いろんな施策があらうかと思うんですが、そこらあたりの考え方はどのようになっておるんですか。

金子こども福祉課主査兼保育係長 高くなると申し上げたのは保育園が受けられる公定価格、運営費ですね。その金額が積算したら高くなると申し上げたので、利用者負担、今現行では保育料と言ってますが、それは高くないように今協議中です。

下瀬俊夫委員長 協議中というのは、保護者の保育料については、現状より高くなる場合に市がそれに対して補助するのか、どういう形で現行に抑えようとするのかということなんですよ。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 一人あたりの保育単価が国によって基準が決められて、それによってそれぞれ、本来であれば利用者がそのお金を国からもらって契約してお金を払うということ。ただ、市内において

市内の保育園が保育料を何ぼぐらいうちはかかるから、何ぼくれと。要は50人の方の国からの保育料では足らんよと、それはどこが払うかという国ではなく市が払うということです。ただ市が払う、市が負担せざるを得ん、ただその市が余りにも負担せざるを得んから、それなら利用者に少し上乘せしようということがあるかもわからんけど、それがどうかということとは、まだ何とも言えないということです。国の保育料の単価が今現在まだ決まっておりません。仮単価みたいなのは出ておりますけれども。そういったことが決まらんということで、個人負担の保育料を何ぼにするかもまだわからんし、実際に保育園を運営するときの経費との兼ね合いもありますので、何とも今はまだ、はじかれん状態です。

下瀬俊夫委員長 そうじゃなしに、例えば第2子は保育料は半額とか第3子はただにするとかというのがあるじゃないですか。それはあくまで市の独自基準ですよ。それはこれから先はどうなるんかという問題なんですよ。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 今まで国が示した基準にも、そういった多子世帯に対する減免はありますので、細かいところは何ぼか表の中の額がちょっと変わるかもわからんけど、そこら辺は今までどおり制度自体はあります。

下瀬俊夫委員長 制度はあっても、市が独自に上乘せした部分があるんじゃないですかと言っているんですよ。それはどうなるのかという話ですよ。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 それは市の判断で、元がわからんから今どうするかもわからんけど、できるだけ保護者の方、利用者の方に負担がいかんように努力したいなと思っております。

石田清廉委員 ちょっと確認したいんですけど、新制度において利用する保育料ですね。さまざまな御説明がありましたが、基本的には保護者の所得に応じて支払い基準が算定されるのですか。そして、それはあくまでも国の上限とかそういうのが確定していない段階ですから、今後そういう調査をしながら、国の上限が決まった時点で、保護者の所得基準、所得に応じて保育料が変わってくるということですか。現行もそうですよね。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 そういうことです。

石田清廉委員 さらに、その上で後は手続上の違いが出てくるだろうと思うんですけど、これもちょっと確認したいんですけど、いわゆる認定子ども園、幼稚園、公立保育園、地域型保育を利用する場合の手続、契約の仕方それから保育料のお金の払い方、もう一つは私立保育所を利用する場合、小野田市にあるないはかかわらず、その違いがここにも書いてあるんですけど、ちょっと確認したいんですよ。この説明では利用者は施設事業者と契約し、保育料を施設事業者へ支払いますとこう書いてありますよね。認定子ども園、幼稚園、公立保育所、地域型保育を利用する場合はということですかね。括弧書きして私立保育所を利用する場合は保育料を市町村に支払いますと書いてあります。（「何ページ」と呼ぶ者あり）こちらのほうの説明書で、今の条文の言葉とかかりますので確認をしたいんですが。7、8ページに書いてます。

西田こども福祉課長 8ページの一番下に書いてございます。先ほど協議会で一番下に図があったと思います。あの図では利用者が施設のほうに保育料を払うということになっていましたが、今言われた私立保育所については、今までどおり利用者は市と契約して保育料を市に支払います。あの図とは例外になるのですが、私立保育所については今までと同様でございまして、市が保育料をいただいて、給付金は市のほうから事業者に払うという形でございます。

三浦英統委員 35条、特別利用保育の基準。この基準がですね、1号から3号までのお子さんが皆対象になっておるんであろうと思うんですけどね、緊急、やむを得ない場合に保育を受けたときに受けるとういうようなことになっているんですが、この基準というのはどういう基準になっておるんですか。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 こういった特別利用保育の場合の基準も保育所の基準を遵守しなさいということです。いわゆる現行の保育所の基準があります。新制度になっても変わりません。ですからこれまでどおりの基準を使いなさいということです。

下瀬俊夫委員長 土曜日の保育はどうなるんですか。

西田こども福祉課長 現在やっておりますが。

下瀬俊夫委員長 新制度になってからどうなるんですか。

西田こども福祉課長 現行どおりと思いますが。

下瀬俊夫委員長 現行どおりになるんですか。

西田こども福祉課長 変わらないです。

吉永美子委員 どうしても理解できなくてですね、第69条と70条の関係なんですけど、「69号」と呼ぶ者あり）済みません。議案第69号と70号の関連なんですけど、ちょっと理解ができていなくて、申しわけないんですけどお聞きしたいんですが、69号は特定教育、保育施設及びと書いてありますけど、及びの後の部分は70号のことですよ。70号の前に全体にわたって運営に関する基準をつくっておくべきだから、第3章のほうで特定地域型保育事業の運営に関する基準というのが69号に入ってくるんですか。

下瀬俊夫委員長 70号は設置基準やろ。

吉永美子委員 運営に関する基準と書いてあって、題名が一緒なんですけど、設置及びですけどもちろん、運営に関する基準ですよ、これが設置に関する基準とかだったらわかったりとか、特定地域型保育事業の部分がすっぱり抜けて、69号から70号に移行してるんだったらわかるんですけど、どう言ったらいいのかな、またがらないといけない理由は何なんですか。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 議案第69号は、いわゆるこれから始まるいろんな施設の小規模保育から全てを含めて、その全部についての事業の運営に関する基準です。第70号は、いわゆる今度小規模保育あるいは家庭的保育とか、そういった新たに多様な部分として小規模な施設に対する設備やら職員の配置基準を定めております。

下瀬俊夫委員長 認定子ども園なんかをつくる場合は、認定子ども園独自の設置基準なんかをつくるわけでしょ。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 認定子ども園あるいは今で言う幼稚園、保育園については、この条例では定めておりません。条例で定めておるんですけど定め方がわかりにくい。芋づる式にほかの法令を見てくださいという形になっているということです。

河合健康福祉部長 認定子ども園につきましては県が認可いたしますので、県のほうで同じように条例化をすることになります。市といたしましては、家庭的保育事業の部分につきましては、市で条例で定めるということになっております。

吉永美子委員 今言われたとおり69号の中に特定教育、保育施設と特定地域型ということは70号に入ってきているわけですが、それを全てを含んでまずつくると。それから別個で家庭的保育事業等を含めた、要は特定地域型保育事業について、もっと詳しく述べていくという考え方でいいわけですね。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 そういうことです。

吉永美子委員 せっかくいただいた資料があって、このすくすくジャパンということですね、後ろのほうで、手続が進んでいくようになっているんですけど、今までなかった家庭的保育事業、いわゆる保育ママ、それと小規模保育事業、居宅訪問型事業、事業所内保育事業のことについて手を挙げていっておられるところがあるかどうかお知らせください。

西田こども福祉課長 確認はまだしていませんけど、認可外の施設がもしかしたら考えられるかもわかりません。今のところまだ確認はしていません。

三浦英統委員 11条、小学校等との連携。これは先ほど来から埴生幼稚園が認定子ども園に移行するような話がありました。今後小学校との連携について、どのような連携をするように御指導なさっていらっしゃるかお尋ね申し上げます。

西田こども福祉課長 埴生幼稚園が認定子ども園になるという話はまだございません。

吉永美子委員 今の御回答ですとファミリーサポートセンターがありますよね。あそこで子ども見れますよという登録されてる方々がおられますよね。その中で保育ママのほうに移行していかれるという様子はないということですね。

西田こども福祉課長 ファミリーサポートセンターはこの本で言いますと5ペ

ージ、6ページの地域の子育て支援の充実という、こちらのほうの既存の事業でございまして、これは1時間当たり600円ですかね、土日祝日が1時間700円とか、そういった設定がされてございまして、今言われた家庭的保育、保育ママのほうですか。これは事業が地域型保育でございまして、これは給付のほうの対象になる事業でございまして、ちょっとその辺の兼ね合いというのが考えていかなくてはいけないと思うんですけど、今言われたことが、すぐそのようになるというのはちょっと判断しかねますけど、それぞれの状況に応じた利用方法があるのではないかと、値段等も含めまして、あるのではないかとというふうに考えております。

吉永美子委員 だから、現在のところファミリーサポートセンターに登録されている方々が、一緒になって何人かで始めようかという動きは今のところないということですね。

西田こども福祉課長 聞いておりません。

岩本信子委員 全体的には今やっているのと変わらないだろうとは言われるんですが、事業者にしてみたら、こういう条例が全部可決されたとしたら、新しく条例ができていくとしたら、今やっている事業者なんかは全部もう一度申請し直さないといけないんですか。それとも認可いただくのに確認してもらうのに、というのがですね、今のこの一番裏のところに26年秋ごろに施設事業者の認可、確認とか書いてあるんです。だから今やっている保育やってる事業者なんかは、いつごろ申請し直して、確認とらなくてはいけないのかということをお聞きします。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 幼稚園については手を挙げない限りはこの制度から外れる。反対に保育園については特になければ、皆この新制度に移行せざるを得ないということです。

岩本信子委員 だから、この条例が、今ここ出してある条例が通ったら、通ったらと言うとおかしいけど、制度が変わりますでしょ、条例が変わりませんか、そして新しく保育園の事業者が申請し直して認可を受けなくてはいけないのかということをおっしゃっているんですよ。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 みなし申請、みなし登録で自動です。

三浦英統委員 13条でございますけど、ここで、特別利用教育を受けた場合には上乗せのお金があるんだというような書き方がしてあるんですけど、これは特にどういうことを指しているのかお尋ねを申し上げます。これは認定子ども園のことであろうかなという気がするんですけどね。

下瀬俊夫委員長 認定子ども園とは関係ないじゃろ。

三浦英統委員 13条に利用者負担額等の受領とこうあります。これは多分通常の保育というか幼稚園ですかね、の場合には保護者から負担金をいただきますよね。負担金というか普通の料金をいただきます。ですが、13条に書いてあるのは、1項は別個にまた徴収できるような書き方がしてあるんですが、どうなんですか。どういうことに対して支給されるのかお尋ねします。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 これは括弧書きがあるから大変わかりにくいと思いますが、要は第1号の認定を受けた子どもさんが第2号の施設を利用される場合、こういった場合には上乗せ部分については自分で個人で受け取るよと、法定代理受領ではなくて、御本人が上乗せ利用された方が個人的に施設にお金を払うということの規定です。

岩本信子委員 ちょっと確認をとりたいんですけど、今の現行の幼稚園が、私の幼稚園ですけど、それは今幼稚園としてやってらっしゃって、そこで例えば幼稚園が一時預かりみたいなことをして保育をする場合は、それは個人的負担ということになる。そして、幼稚園が今言う認定子ども園になるとか施設型の幼稚園になるとかいうことになったら、そこに預けた場合は、幼稚園の料金と保育料というものは支給されてくるという考え方でいいんですか。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 そうです。

岩本信子委員 幼稚園が認定保育園とかにならない限り・・・

下瀬俊夫委員長 認定保育園というのはありません。

岩本信子委員 認定子ども園とか施設型にならない限り、今の幼稚園で例えば一時預かりで保育受けられた場合は自己負担でということですよ。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 現行の私立の幼稚園がそのまま新制度に移行せん自由はあります。その場合にいろいろと保育機能を後から持たすという場合には今までどおりの形の動きであります。

下瀬俊夫委員長 この13条の4項。それぞれ費用負担について書いてますが、これを少し説明お願いできますか。例えば食事の提供に要する費用についても別個に費用の負担が徴収できるよね。

河合健康福祉部長 明確には書いてありませんが、こちらが資料等で確認しておりますのは、第4項につきましては実費徴収の件でございます。例えば園で日用品や文房具等である場合には実費徴収ができる。また遠足とかに行った場合にもそのかかる費用については実費徴収で利用者から徴収することができるというような規定になっているわけでございます。

下瀬俊夫委員長 食事の提供という意味はどういうことなんですか。

河合健康福祉部長 給食についてもこちらの実費徴収の扱いになります。

下瀬俊夫委員長 保育所の給食は実費徴収なんですか。

金子こども福祉課主査兼保育係長 幼稚園は給食は実費徴収です。

下瀬俊夫委員長 こっちは幼稚園のほうですね。

金子こども福祉課主査兼保育係長 幼稚園です。

下瀬俊夫委員長 ほかにありますか。3号認定の子どもが、いわゆる0歳から2歳まで、小規模で預かっていた子どもが2号になったとき、これは小規模ではなくなるよね。これは自動的に調整をされるんですか。小規模に預かっている3号認定の子どもが3歳になったときに、今度は保育所に行かないといけないでしょ。これは自動的に振り分けられるんですか。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 地域型保育については、市のほうで調整はある程度しますが、基本的には利用者が個別に当たっていく。

下瀬俊夫委員長 利用者個人で行くんですか、保育所に。



伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 小規模保育についてはですね。

下瀬俊夫委員長 いやいや、小規模保育は3号まではできますよね。問題は1号2号になったときにどうなるんですかと言っている。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 1号については実質幼稚園ですから今までどおり。2号については市のほうに申し込みをされて、調整をするということです。

下瀬俊夫委員長 市が調整をするわけですね。利用調整を。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 はい。

下瀬俊夫委員長 ほかにありますか。いいですか。実はずっと答弁を聞いていて気になったんですが、これまでとほとんど何も変わりませんという言い方をずっとされてますよね。僕はね行政はそれではいかんと思うんですよ。というのは措置がなくなるわけですよ。根本的に変わるわけですよ。保護者と保育所との契約事項になっていくわけですから、形は代理受領で、お金は直接保育所にいくかもしれないけど、中身は全然違うわけですよ。そこら辺でね、形は今と余り変わりませんよというのはわかるんだけど、何もかもほとんど同じですなんて言い方されるとやね、ちょっと違和感があるんですが、いかがですかね。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 利用者の体の動きとといいますか、お金の動きから見たら変わるところがありません。しかしながら下瀬委員長が言われるのは、そのお金の質の内容が違うということではないかと思います。それは確かにあります。

下瀬俊夫委員長 それもあるんですが、確かに児童福祉法第24条の1項が残ったというのはありますが、この24条の1項の意味について質問するんだったら、今までと同じ措置だったらいいじゃないかということになるわけですよ。ところが措置がなくなったわけですよ。24条の1項の意味は何ですかという話になりますよね。24条の1項の性格が変わったんじゃないですか、この新制度によって。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 当初の政府の意向ほどは変わっていないということです。

下瀬俊夫委員長　これ実は制度の説明の中で一番問題になったのは、新制度の説明をするときに24条の1項には、ほとんど触れてないんですよ政府が。それがまず基本的に違うところなんです。24条の1項は行政の責任なんだけど、政府のほうはこれをほとんど無視しているんです。これは基本的に国としては、外したいんですよ24条の1項をね。だから無視するんだと思うんだけど、そういう点で新制度というのは基本的に24条の1項は、確かに言われるように行政の責任というのは明記されているから、これまでと変わらないように見えるけども、制度そのものは基本的に個人契約そのものになって移行するわけですから、行政の責任というのは、これまでと違って軽くなっているというふうに言わざるを得ないですけどね。今の介護保険と一緒に認定基準、程度の問題とか若干保育所に対する指導責任はあるかもしれないけど、これまでとかなり変わってくると僕は認識しているんですが、これまでと変わりませんと言われると、大変違和感を持つんですけどね。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長　児童福祉法の第24条第1項、少し文言が変わっておりますけど、この第1項が残ったということは、結局これまでであった市町村で必要な児童については保育しなければならないということを行っていますから、残ったということでもあります。基本的には変わっていない。ただ第2項のいろんな小規模な地域型保育については、そこまで明確にはうたっていないで、確保するための措置を講じると、言葉の遊びのようですけど、努力しなさいということを行っているわけです。

下瀬俊夫委員長　だけど措置はなくなるよね。措置がなくなったというのは根本的な違いではないですか。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長　そのとおりです。

下瀬俊夫委員長　違わないというのは行政としてやってきたことと少し違うんではないかなと思うんですけど、この問題についての答弁はいりません。

三浦英統委員　食事の面はどうなっているんですか。この中に保育所の食事は入っていないんですよ。（「入っている」と呼ぶ者あり）何条に入っているんですか。見よったけど数字がわからんのだけ。70号の家庭的云々には入っているんですけどね。69号はちょっとわからないんですが、ならええです。

下瀬俊夫委員長 ええこたない。ちゃんと確認とらんと。ちょっと待って。そんなに考える話じゃなからう。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 要は3号認定、2号認定にかかる幼児の食事については主食の提供の費用に限る。そのほかについては個別にもらいなさいということです。

三浦英統委員 それはどこにあるんです。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 第13条第4項第3号。

三浦英統委員 さっき13条を聞いたときは、そういう話ではなかったですよ。

下瀬俊夫委員長 これは幼稚園だと言っていた。

河合健康福祉部長 食事の提供につきましては、設備の面ですので、例えば次にあります第70号の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の中で、第15条で食事が出てきます。それと食事の提供の特例。先ほど出ましたが搬入施設等々の問題です。設備のほうの条例でうたうべきものですので、第69号のほうは運営に関する基準のみ定めておりますので、そこについては県なりが定める条例になっているかと思えます。

三浦英統委員 乳幼児とこうなっておるんですが、それはもう皆入るんですね。

下瀬俊夫委員長 70号は小規模でしょ。普通の保育所の場合。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 いわゆる小規模、地域型保育についてはいろいろと設備、施設のことはこの条例で直接うたっております。第69号のほうは直接うたっていないんじゃないかな、間接的にうたっているということです。県の基準あるいは国の基準でやるということを、ここであえて個別には示しておらんということです。

下瀬俊夫委員長 保育所については、これまでと変わらないということですよ。基本的にはね。

三浦英統委員 さっき70号にあると言われたのは間違いではないんですか。

河合健康福祉部長 70号については家庭的保育事業等々の特定地域型保育事業については、市のほうの認可、認定基準ですから定めなくてはならない。認定子ども園、幼稚園、保育所については県の認可事項ですから、そちらのほうで定めているということです。

岩本信子委員 先ほどの措置ということについてなんですけども、私がちょっと記憶が悪いのかもわかりませんが、今保育園に対しては運営費、昔は措置費という形で出てたと思うんですよ、それが運営費に何年か前から変わりましたよね。どう違うんですか、措置費じゃなくて運営費になったということは。

下瀬俊夫委員長 措置の意味なんですよ。措置費云々じゃなくて措置の意味をいいですか。

西田こども福祉課長 この新制度は介護保険の考え方で、1号認定とか3号認定とかありまして、措置というのは行政処分と申しますか、市の責任において保育の現物支給とか、そういったのを決めていくという形の中でですね、措置というのは、そういった行政処分的な認識であります。

下瀬俊夫委員長 だから保育行政における措置の意味ですよ。それをきちんと言わないと。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 市町村の責任において保育をするということですよ。

岩本信子委員 措置費から運営費に変わったということは、どう理解したらいいんですか。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 これは今現行のことを言われますね。  
（「そうです」と呼ぶ者あり）国において民間の保育園に対するお金の動きで言えば、国からお金が下りて、それを市から民間保育園のほうに運営費としてお渡しをする。ところが、公立の保育園、日の出保育園とかそのほかの保育園については、今まで国から来ってたんですけど、ある時期から来ないことになったんです。それはどうしたかということ、運営費をくれるんじゃないかと、地方交付税によって措置されているということで、お金に色がついてないから本当にもらっているかよくわからんけど、そうしますよと。だから地方交付税で見とるから、その分でお金を

出しなさい、必要な経費を市で歳出しなさいと、そういうふうになったわけです。

岩本信子委員 でしたら私立に出すから運営費にして、本当は措置費なんだろうけど、措置といったら公立的保育園での言葉の使い方という、ただその言葉が違うということだけで理解していいんですか。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 そういうことです。

岩本信子委員 例えば運営費ということになると、かなり私立保育園での裁量が認められるとか、そういう部分はないんですか。

下瀬俊夫委員長 それは行政が委託するわけだから、基準が決まっているわけだから、それ以上のことはできないわけでしょう。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 要は委託。言ってみれば運営費というのは保育委託料ですよ。委託する場合には契約を結んで、こういう内容でやってくださいということにしていますから、それ以上のものをもしやられたとしても、それは委託料の対象にはならない。

下瀬俊夫委員長 まだありますか。何ぼやってもわからんという人もおるけど。では第69号の質疑を打ち切ります。それでは討論、採択に入りたいと思います。第69号山陽小野田市特定教育、保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について討論のある方。ないですか。討論なしと認めます。賛成の議員の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

下瀬俊夫委員長 全会一致で可決されました。5分休憩します。

---

午後3時37分 休憩

---

---

午後3時44分 再開

---

下瀬俊夫委員長 それでは再開します。議案第70号の説明をお願いします。

西田こども福祉課長 議案第70号は、山陽小野田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定でございます。これはですね、子ども、子育て新制度に伴いまして、児童福祉法が改正されました。家庭での保育に近い雰囲気のもとに、きめ細かな保育を行う家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に関しまして、定めているものでございます。それではですね、また条文に従いまして、説明させていただきます。第1条につきましては、これは先ほどと同じように、条例の趣旨を定めております。2条は言葉の定義でございますが、これは余り難しい表現ではないと思いますので、これは見ていただければと、先ほど大体家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業と、大体先ほど御説明したものと思いますので一つよろしく願いいたします。それで、第3条と4条でございます。これは特徴的でございます、最低基準と示してございますけれども、この最低基準をですね、向上させるように努めるものとするというような、そういった規定が書いてございます。最低基準をですね、そういった最低基準を超えて設備、運営をですね、改善するよう勧告することができるという、対事業者向けの項が規定しております。それと、第5条から第21条まででございますが、これは家庭的保育事業の共通の基準を定めておるものでございます。第5条を見ていただければわかりますが、これが一般的なですね、原則でございます。そして第6条でございますが、保育所等との連携ということで、連携施設、保育の内容に関する支援や代替保育の提供を行い、家庭的保育事業者等による保育の提供終了後の教育、保育の受け皿となる認定子ども園、幼稚園または保育所そういったものの確保ということが書いてございます。そして次がですね、第7条でございます。次のページですが、第7条でございますが、家庭的保育事業者と非常災害ということで書いてございますが、その対策について述べております。第8条につきましては、家庭的保育事業者等の職員に求められる一般的な要件、一般的なですね、そういった要件をですね、そういった実際にですね児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならないというような、具体的な規定を入れております。そして11条と12条でございますが、これは利用乳幼児に対する差別的取り扱いや虐待の禁止ということでございます。続きまして14条でございますけれども、衛生管理等でございます。14条につきましては、衛生管理につきまして、第5項まで規定しております。続きまして、先ほど言われました食事の提供の基準でございますが、15条と16条でございますね、これで食事の提供の基準ということでですね、詳しく規定しております。15条と16条が食事の提供の基準でございます

ます。第17条これが利用乳幼児及び職員に対する健康診断の実施について書いてございます。職員に対する健康診断の実施について定めるべき、準じて行わなければならない規定が書いてございます。次のページにまいりまして、18条、19条でございしますが、これは運営規定を定めなさいということで家庭保育事業者と内部の規定ということで、第1号から第11号までのですね、そういった内容の運営の方針を定めるといって書いてございます。第20条にまいりまして、第20条は、済いません。第18条、19条が運営規定や帳簿の整備でございします。それを行わせるようなものでございします。第20条が利用乳幼児及び家族の秘密保持、秘密保持について規定しております。21条でございしますが、この苦情への対応ということで、そういった苦情等の対応について必要な改善を行わなければならないというような規定も書いてございます。続きましてですね、第2章でございしますが、第2章設備の基準といっことでございしますが、済いません。第2章、家庭的保育事業第22条から第26条まででございします。本章は家庭的保育事業に固有の基準を定めるものでございします。第22条につきましては、家庭的保育事業を行う場所の要件、22条は家庭的保育事業を行います場所の要件が1番から7番まで書いてございしますが、こういったことを実施しなければいけないということでそういった守るべき、そういった基準を列記しております。そして25条はこれは保育内容の基準でございします。25条は保育内容ですね。これは保育の内容について書いてございします。そして26条につきましては、保護者との連携ということで、これはとにかく保護者と密接な連携をとりながら、理解、協力を得るように努めなければならないといっことでございします。第3章にまいりまして、小規模保育事業これは27条からでございします。27条から36条までが小規模保育事業について載せております。第27条につきましては、小規模保育事業は、保育所分園に近い類型でこれは先ほど申し上げましたA型、そして家庭的保育、グループ型小規模保育に近い類型これをC型ですね、その中間的な類型といっことでこれをB型といっっておりますが、この3種類に区分されております。これが27条でございします。それでですね、今度飛びまして主に35条でございしますけれども、これはですね、利用定員について書いてございします。利用定員につきましては3種類の特性に応じましてそれぞれ固有の基準が定められておりまして、各類型とも事業所の設備、職員、保育時間、保育内容、保護者との連絡について基準が定められております。C型についてはこれらのほかに家庭的保育事業に近い少人数を対象とする事業であることから、利用定員を6人以上10人以下とする規定が定められております。続きまして37条から4

1条でございますが、これは居宅訪問型保育事業について述べております。ここではですね、まず37条でございますが、居宅訪問型保育事業所に特徴的な基準といたしまして、居宅訪問型保育事業者が提供する保育の内容ということで、第4号までですね、書いてございます。その下の38条、これは事業所の設備と備品の基準でございます。39条は職員でございますが、保育者1人が保育できる乳幼児の数、これは先ほど申し上げましたけど、これは1人でございます。1人につき1人ということでございます。第40条これが、居宅訪問型保育連携施設の確保ということで、規定されております。次のページになりまして、第41条でございます。準用規定でございますが、家庭的保育事業の基準の準用により、保育時間や保育内容、保護者との連絡に関する基準を定めております。第5章で事業所内保育事業でございます。42条から48条までこれが書かれております。42条から48条までで事業所内保育事業は、事業所を設置する企業等の従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供することとされているために、利用定員の設定の際には、事業所の利用定員の規模に応じて定める数以上の地域の子どもの定員枠を設定しなければならないという規定が書かれております。これが42条でございます。43条から46条でございますが。このほか事業所内保育事業につきましては、同事業が利用定員についての上限、下限が定められていないことから、利用定員の規模に応じて異なる基準が定められているという特徴があります。すなわち、利用定員が20人以上の場合、これは保育所型事業所内保育事業につきましては、保育所と同様の事業規模となるために、保育所との整合性を考慮した基準となっております。第47条、48条でございますが、利用定員が19人以下の場合、これは小規模事業所内保育事業につきましては、小規模保育事業、これはA型、B型との整合性を考慮した基準ということで書いております。最後でございますが、附則でございますが、附則の第1条につきましてはこの条例の施行期日を書いております。この条例は子ども、子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係する法律の整備等に関する、これ整備法ですね、俗にいう整備法の施行の日からということで、これは規定しております。最後の第2条から5条まででございますが、これは経過措置でございます。附則第2条以下は、先ほどございました食事の提供そして連携する施設、小規模保育事業B型及び小規模型事業所内保育事業の職員、小規模保育事業C型の利用定員に関する基準についての経過措置を定めるものでございます。以上でございます。



下瀬俊夫委員長 あのね、69号のときも言ったけど、条文を追って、条文を読むだけでは説明になっていないんですよ。もっと関連の資料なんかが出せんの。条文だけ読んだって、これ本当にわからんのですよ。ちょっとよその議会で出されている資料があるんで、これのほう物が物すごくわかりやすいので、ちょっとこれをコピーして皆さんに配りたいので。

岩本信子委員 今地域型保育のことが丁寧にこの条例の中には書いてあるんですが、この保育料についてが何も書いてないような気がするんですけど、これの保育料ですね。どのような形で出て、どのような形で払っていくのかとか、その辺を説明してください。

西田こども福祉課長 保育料につきましては、保育所保育料と同様な形で設定する予定でございます。これにつきましては利用者の方が、地域型保育につきましては施設にお支払いして、利用していただくと。市ではなしに直接施設のほうに、市がその保育料につきましてはちゃんと決めますけれども、その保育料をその施設のほうに支払っていただいで利用していただくと。

岩本信子委員 保育料についてはほかの保育園と同じ、所得によって基準があって決められるという考え方でいいんですか。

金子こども福祉課主査兼保育係長 その方々が3号認定に該当するので、保育所を御利用の方と同様に、所得に応じてその方々の利用負担が決まってまいります。

岩本信子委員 所得に応じて。時間はどうなんですか、時間に応じてという部分はないんですか。

金子こども福祉課主査兼保育係長 私が認識している限り、地域保育事業の方々、条文にも保育時間は家庭的保育事業における保育時間は1日につき8時間を原則としということがうたわれてますので、原則8時間だったと思いますが、ちょっとほかの事業については条文上載っておりませんので、確認させてください。

岩本信子委員 聞きたかったのが、保育時間が8時間と決められて、基準は所得に応じてあるということであるんですけど、0歳から2歳ぐらいになると、例えば4時間、長い人もあるかもわかりませんが、4時間とか

いう、昼までとかいうこともあったりするんですよ。そしたら、そういうふうなのも全部基準が所得に応じて、保育料が一緒という考え方をされるんですか。

金子こども福祉課主査兼保育係長 継続的にそこを御利用になる場合ということですか。（「そうですね」と呼ぶ者あり）例えば4時間しか御利用いただけない方でしたら、一時預かりの半日利用とか組み合わせをしながら保育を利用していただく方法もあるのではないかと思います。

岩本信子委員 毎日預かっていただくわけですよ。でも4時間でいいっていうことがあるんですけど、それが一時預かりに該当するんですか、どうなんですか。

金子こども福祉課主査兼保育係長 もう一度最初の質問の確認なんですが、家庭的保育事業を継続的に利用される方が、仮に4時間しか利用されない場合は保育料が帰ってくるのかという御質問でいいですか。

岩本信子委員 保育料が、例えば8時間のところを4時間だったら半分になるのかという極端な言い方をするとそうなんですけど、皆同じこの施設地域型の今の言う利用する場合ですね、家庭的保育とかいろいろあるじゃないですか小規模保育とか、それが全部一律な基準で、1日8時間以内ならこれだけで、後1時間でも2時間でもこれですよという形になるのかということが知りたいです。

西田こども福祉課長 その辺は議論するべきところだと思います。あくまで認定をして、標準時間、短時間という形で、まあ短時間のほうになるかどうかと思うんですけども、そういった認定をしてやっておりますので、そこまでについては認識していなかったんですけど、もう一回よく精査したいと思います。

岩本信子委員 認定についてお伺いします。先ほどは居宅訪問型は申請して、必要量に応じて市が認可するというお話でしたが、家庭的保育とか小規模保育とかいうのは、今ここに条件がいろいろと、施設の大きさとか書いてありますが、この申請は市のほうにすれば認可されるんですか。それとも必要量というのがあるって、先ほど言われた居宅訪問型と同じで、市が調整する、認可するとかいうことになるんですか。その辺の認定の基準といいまじょうか、家庭的保育するところの、その辺をちょっとお

知らせください。

西田こども福祉課長 地域型保育事業の認定基準でございますが、やはり大原則といたしまして、やはり家庭で、家庭と申しますか、そういった保育所とかを利用しなくていいという家庭が対象になろうかと思ひますし、その辺で認定についてはですね、市のほうでするようになりますけれども、そういった保育所等を利用しなくても、こちらのほうがいいということの辺につきましては、これは就労される状況にもよるんですがけれど、それによって市のほうでニーズにお答えできるような形で御紹介するってやっていく形になろうかと思ひます。

岩本信子委員 認定基準をどこが決めるんですかということで、市が決めるということになったんですね。そしたらどなたでもきちんと基準があつてれば、認定されるんですか。例えば家庭的保育なんかでも、かなり需要があるような気がするんですが、誰が開いてでも、開くことができるんですか。基準が合えば何カ所でもできるとか、そういうことですか。

金子こども福祉課主査兼保育係長 事業計画の量の見込みと、確保方策をしながら必要である場合、その方をお願いするようになるかと思ひますが、もし今保育が需要と供給のバランスがちょうどいいということであれば、お断りするということ。

岩本信子委員 私がこう理解しているのは、地域型保育というのは今までの保育園の保育と質が違うという感じを持っています。というのが0歳から3歳まででしたかね、2歳までかこれには書いてあるけど、までの子どもたちをとつても家庭的な雰囲気でするということですから、今までの保育園とは違うという認識があるんです。だから先ほどから言いましたように認定基準を市でされるんでしょうけど、その事業計画によって、例えば何カ所するとかということがね、事業計画によって決めて、例えば5カ所と決まったら、5カ所以上じゃあうちはもう計画ではありませんのでできませんという言い方、申請は受け付けられませんという言い方になるのかなと思ひているんですけど、その辺はどうですか。

西田こども福祉課長 今言われた事業計画というのを作成しておりますが、あくまで基本と申しますのは、ニーズに対しまして、その量の確定をいたしまして、どのぐらい利用される方がおるかということを決めまして、そしてその確保策ということで、保育園の定員をふやすとかいろいろな

ことで、その確保策をしていくんですけれども、今言われたのは、その中でその地域においては家庭的保育事業として枠を設けるのかどうかということでしょうが、それはそこまではちょっと具体的なこと、その辺の積みままではいっておりませんので、その辺につきましては、よくもう一回協議会の中でも、もう一回よく・・・

下瀬俊夫委員長 結局、0歳から3歳までの子どもをね、待機児童が多いから、こういう施設をつくって解消しようというのが策でしょ。だからこれからこの市内でも、この事業所を立ち上げたいというところが出てくる可能性があるわけでしょ。そこの問題がね、もう来年から始まるわけだから、まだ何もそういうのは検討はないんですか。

西田こども福祉課長 検討はしておりますけども、具体的な数字の、この事業でどのぐらいの枠を設けるといふところまでは、まだいっておりません。

下瀬俊夫委員長 事業者が手を挙げて参入したいというときに、それはいつまでに、どういう格好になるんですか。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 結局4月1日からこの制度が始まるということで、始まる前には内容が確定されておりますから、手を挙げたい方は申し出があろうし、いずれにしても4月1日以降に対応するということになります。

下瀬俊夫委員長 だけど、おかしいでしょう、それ。

岩本信子委員 私が本当に心配しているのは、心配しているんじゃない、この需要が一番多いと思ってるんです。0歳から3歳までの子どもさんを。今働くお母さん多いです。でも1年から半年ぐらい小さい子どもさんを、今の保育園に預けていらっしゃいます。でもこういうふうな家庭的な保育をしてくれるところがあれば、本当にお母さんはそちらに、同じ保育料なら、そちらのほうに預けたいというのが母親の心理ですし、私もそう思います。だからこの部分の需要というのは、すごく見込むべきじゃないかなと思ってるから、だから早く基準とか、そういううちの山陽小野田市で、幾ら何ぼ用意したらいいとか、そういうことをですね、早めに事業さんに説明、新しく参入したいという事業者さんに説明して、これだって保育の資格が要らないじゃないですか逆に、研修を受けたらいいというふうなところで始められるんだから、だからすご

いこれは事業とすれば需要が多い事業だと思っています。私は。

金子こども福祉課主査兼保育係長　ただ、0歳から2歳児、保育園長たちが私どもの窓口によく来られるんですけど、一番難しい保育のお子さんたちなので、やはり資格がある方や、キャリアのある方のほうが望ましいでしょうが、家庭的な保育者が誰でもできるという感覚で、誰でも応じる、いっばいつくるわけでもいかないところなので、ここはやっぱり本当に実際にやられる方を私たちが見極めながら選んで、していただける方がいらっしゃれば待機の解消になる事業ではないかと思います。ただ、すごく慎重に選んでいかないといけないところではないかと、これ私の個人的な意見なんですけども申し上げます。

岩本信子委員　本当に慎重にならなくちゃいけないんです。誰でもやっちゃいけないんです、本当は。だから山陽小野田市の条例として、家庭的保育をするんだったら、せめて一人でも保育士がいるとか、何年の保育の経験者がいるとか、そういうことを条例に盛り込んでいくべきじゃないかと思うんですよ。

下瀬俊夫委員長　今お配りした資料の上の2枚目は吹田市が出されている資料です。これぐらいわかりやすい一覧表を出せば、条文を読むだけよりも非常に僕はわかりやすいと思うんですよ。こういう表で説明されたらね。3枚目は全国で出されている条例で、国の基準より上乘せした部分が入っているんです。今言われたように保育士をきちんと入れなさいとか、そういう条例になっているところもあるんですよ。だから、そういう点でこの程度の資料は出されないと、皆さんに理解してもらおうと思ったら。

矢田松夫副委員長　運用の面はこれからぼちぼちやればええんじゃないけど、基本的に下瀬委員長が先ほど言いましたように、70号の議案提案の中にもありますように本市にとって特別の事情がないということで、変える必要はありませんよと言われてはいるんですけど、実際にその辺がどうなのか、あるのかないのかですね、あればどこがあるのかということぐらい説明してもらってですね、例えばもしそれに対する回答、例えばこういうことを変えたらいいのではないかと提案しますが、先に国の基準よりはここが違いますよということがありましたら、お答え願いたいと思います。吹田市はネットで調べたらすぐ出るんですよ。それぐらい勉強しておいたらいいんですよ。私でも調べられる。

下瀬俊夫委員長 国の基準と同じでしょ。うちの条例はね。

矢田松夫副委員長 例えば先ほど説明のあった70号の9条。これは職員には勉強せえと書いてあって、9条の2項は事業者等は職員に研修の機会を確保しなければならない。これは当たり前のことなんですよ。当たり前のことを一步踏み込んでどうするのか。例えば話は違いますが、議会改革の中でも部外講師を呼ぶとかですね、そういうのをうたっておりますので、例えばこれを丸写しするよりは、少し工夫したらどうなのかですね。もっと最初に12条、虐待等の禁止。これは当たり前のことなんですよ。子どもを殴ったり蹴ったりしたらいけんということが書いてあるんですが、じゃあそれに対してどうするのか、当たり前のことしか書くんじゃなくて、例えば虐待防止のために、さらに一步突っ込んで研修会開くとかですね、そういうことを条例の中にうたうことができるのか、ただ単に省令ちゅうんかね、の丸写しだけでいいのかなというふうには気がするんですが。どんなですか。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 大体この条例は国が示した基準を超えておらんし、下回っておらん。大体基準でやっとなんかということで、当然研修というのは、いろんな研修。例えば虐待防止のこととかでも、あるいは乳幼児に関する取り扱いとか衛生管理とかいろいろあります。そういったことは当然研修の中で全体的に資質向上に資するようにやっていくということです。

岩本信子委員 資格の問題なんです。さっきから言いよるように、やっぱり保育には保育士という資格があって、それなりの勉強をしてこられた方がいらっしやいます。家庭的保育事業者等の職員の一般的要件とは書いてありますけど、これを国はそうなんだけど、うちは資格者、せめて一人資格者に限るとかですね、何か保育の資格のある者に限るとか、何か入れるべきじゃないかということをお願いしているんですけど。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 いろんなことが考えられて、これは最低基準でありますから、実際山陽小野田市がどうするかということは、余力があれば、また人がたくさんおれば、資格者にはそれなりの賃金も出さないといけん、そういったことも総合的に勘案しながら、検討はできるということです。

下瀬俊夫委員長 ちょっと聞きたいんですが、いわゆる無資格者で運営してい

るような保育所と、認可保育所の中で子どもに対する事故件数が上がっていますよね。これで圧倒的に多いのがやっぱり無認可、無資格者がやっているところが圧倒的に多いわけですよ。今回こういう格好で認可されたときに、事故になったときにどこの責任なんですか。無資格の保育士が研修受けただけの保育士が預かってて、もし事故になったときに、これどこの責任なんですか、保育士の責任になるんですか、行政の責任ですか。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 市は直接責任は負いません。

下瀬俊夫委員長 そうすると、こんな基準をつくると、やっぱり本当に安心して保護者が預けられますか。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 下瀬委員長の言われんとすることは、私も重々わかっております。それは最高の資格を皆さん持ってもらって、すごく最適な設備のもとで、配置基準もゆとりを持って、1対1ぐらいでやれば一番いいと思いますが、なかなかそこまでいかないということで、少しずつでもよくしていこう、今よりも現状よりも少しでもよくしていこうということでせざるを得ん全体の状況があるということだろうと思います。

岩本信子委員 施設をつくったりなんだりは事業者が、家庭的事業者、保育所をつくるっていうのは事業者の問題で、市のほうがどれだけ関与するんですか。それは関係ないじゃないですか。どうなんですか、その辺の施設をつくって、自分たちが事業を上げようって、5人ぐらいの保育士がじゃあ子どもたちのためにやろうかといって、そういう家庭的な事業所を立ち上げようとかいうことだってある可能性はあるんですよ。私は最高のあれを要求して絶対に安全なということ言ってるんじゃないです。ただ事業者が開設しようとするときに、せめて一人だけでも保育者があつたほうがいいんじゃないか、そういうことを条例にうたつたほうがいいんじゃないかということ言っているわけなんですよ。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 条例でうたうのは簡単ですけど、要は市がそれに伴う、保育単価が国で決まってきます。小規模保育でも。実際に各利用者がもらう金、実際には本人に行かんで直接、この場合は本人に行きます。本人はその費用をその小規模保育、家庭的保育のほうにお金を払うと、それ以上のものをよう払わん場合が当然あります。ある小

規模保育は一流の資格を持った方を入れて、最適にやっておりますから保育料は幾らですとなったときに、安くやってもらったらいけど、やっぱりいいことすれば、それだけの経費がかかる。それを利用者が払う余力があるかどうかということにもなります。上乘せになりますから。これは自由です。

岩本信子委員 育てるほう側からすれば、安くてよかろうとは思いません。やはり安全なきちんとした基準のあるところに預けます。お母さんは。国からの小規模の対する規定がある基準がある、じゃあそれ以上の事業の開設した人が、うちじゃあそれじゃあできんのだけど、こういうことやりますから、こんなに高くなりますよと。お母さんが契約して、そこに預けて、追加して出す分は全然問題ないじゃないですか。それは親がどう考えるかであって、保育基準があって、施設は高くできない、だから保育士が入れられないという考え方は違うんじゃないですか。親が選べる安全な施設ということで考えるべきではないでしょうか。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 この条例は最低基準をうたっておるわけです。これより下回ったら認可しませんよ、施設としての確認をしませんということであって、株式会社も営利企業も今度に入ることが可能です。うちはいいものを作って皆に喜んでもらおうと、そのかわりお金を上乘せもらうけど。これはもう自由であります。そういった園もあるかもわかりません。それは市がどうのこうの言うことではありません。

下瀬俊夫委員長 いや、それは違うでしょ。

岩本信子委員 だから、最低を資格者一人入れるべきじゃないかということ言うの、最低で。後は事業者のほうの裁量であることだから、市の条例として整備するにはいるんじゃないかということを行っているんです。

下瀬俊夫委員長 一番最後のページにあるように、よそでは最低基準に上乘せして、いわゆる保育士の資格を一人でも二人でも入れているわけですよ。例えばB型で半分のところを3分の2としたり、そういう自治体もあるわけでしょ。問題は行政が最低基準を国どおりに無資格でもいいよという話じゃなしに、うち最低ここまではという程度の話があるんじゃないかという話ですよ。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 要は当初の条例で国の基準以上のものを



やったらどうかと、やっつけやということ。やりたいのはやまやまですけど、それというのは全ていわゆる金目です。国からくるお金、利用者がそれによって自由契約で払うお金。それに対して必要に応じて市がある程度負担することもあると思います。その余力が今はないということ。吹田市とかいろいろ大阪の衛星都市あるいは愛知県の豊田市、トヨタ自動車があるようなところは、大変財政力もあります。よそにないものやって魅力を持つこともできますけど、今の山陽小野田市で、そこまでのことができないという状況です。

下瀬俊夫委員長 あかね、例えば家庭的にしる小規模にしる、どの程度の保育所ができるのかは、まだ今のところほとんどわからんわけでしょう。その定員さえ、ものすごい小さい規模でやっているわけですよ。そんなに莫大な予算を食うような話じゃないじゃないですか。そこら辺はどうなんでしょうね、僕はちょっと保育に対する基本的な考え方の違いがあるんかなと思わざるを得んのですけどね。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 保育の現場課として、皆さんのそういう御意見は本当にいいと思います。頑張って市の政策として反映できるように頑張りたいと思います。

下瀬俊夫委員長 それは違うんですよ。ここは委員会審査ですから、委員会で修正できるんですよ。そこを間違わんようにしてください。僕らがこれはおかしいよと思えば修正できるんです。そこまで権限があるわけだから、これから先の話はどうのこうの言っているわけじゃないんですよ。そこら辺の問題についてどうなのかということによって皆さん議論しているわけだから。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 市といたしましてはこの条例の内容で、ぜひ、御承認をお願いしたいと思っております。

吉永美子委員 この条文を見ると、又は又はが結構出てくるんですけど、又はというのはオアですよ。第14条のところですけど、衛生管理等というところで、家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は食用に供する水、食用に供する水必ず使うので及びじゃないんですか、これ。それについて衛生的な管理に努めるわけだから、水がないところはないでしょ。違いますか。又はというのはオアでしょ。次の第21条。ここのところで、苦情への対応。家庭的保育事業者等は、その

行った保育に関する利用乳幼児、だから2歳までです。又はその保護者等からの苦情にということ、2歳児の子が窓口で苦情を言いに行くんですか。これはだから利用乳幼児の保護者等からじゃないですか。乳幼児オア保護者等から苦情を言わせるんですか。児童生徒ならまだわかるんです。乳幼児ということは2歳まででしょ。2歳の子が窓口で、苦情を受け付けるための窓口を設置する等ということ、窓口で苦情を言いなさいということですよ。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 1行2行にかかる部分は、乳幼児の場合は大泣きしてじらを言いよるとかいうようなことになろうかと思えます。

下瀬俊夫委員長 それは苦情ですか。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 口の達者な2歳の子は言うかもわからんし、それができん人間は大泣きして意志を示すこともあります。

吉永美子委員 もう一点、ちょっとわからないので教えてください。第28条のところですね。このいただいた資料で、後で出た分ですけど、国基準とあるじゃないですか。それに小規模保育は、例えば第28条A型を行う事業所と書いてあるわけですけど、うちの条例で行くと(4)保育室又は遊戯室となっていて、これは基準では保育室、上の乳児室/保育室と同じで保育室、ほふく室かごめんなさい。乳児室/ほふく室と一緒に下も保育室/遊戯室なんですか、本当は。だから国の基準では、表があるじゃないですか小規模保育はA型というところに保育室はあっても、屋外遊技場はあるけど、遊戯室はないんですよ。

下瀬俊夫委員長 吹田のやつやろ。

吉永美子委員 そうそう。国の基準には乳児室もしくは保育室、それと保育室、屋外遊戯場とあるんですけど、遊戯場は入っていないんですよ。うちの場合は保育室もしくは遊戯室となっているわけですよ。だから保育室じゃなくて遊戯室でもオッケーということになっているということですかね。この辺がちょっとわからないんでお願いします。

下瀬俊夫委員長 小規模じゃろ。

吉永美子委員 もう1回いいですか。28条の上には乳児室又はだからオア保

育室、これはいいわけですよ。だけど下に行くと（４）は保育室又は遊戯室でしょ。国の基準には遊戯室はないんですよ。屋外遊戯場はあっても。だからうちは保育室もしくは遊戯室ということで、国の基準には載っていないところで定めるんでしょうかと聞いている。

下瀬俊夫委員長 ほふく室のことが遊戯室のことじゃないんかね。今の話わかる執行側。この条例の中にもあえて違って書いてあるんですよ。条例上、保育室又は遊戯室の面積はとなっている。わかる。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 いただいた資料においては室内遊戯室という言葉がありませんので、これは保育室のことを言うのだらうと思います。

下瀬俊夫委員長 ２８条の７項よね。この中に保育室又は遊戯室、以下保育室等となっていますよね。このことですか。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 この７号の以下保育室等というのは、乳児室、保育室、保育室又は遊戯室の全てについて保育室等と表現するということです。

吉永美子委員 だから私が申し上げたいのは、乳児室又はほふく室は国の基準にちゃんとあるわけですよ。（１）（２）（３）まで書いてある。第２８条の１、２、３までは国の基準に書いてあるわけですよ。乳児室又はほふく室というのは書いてあるわけですよ。ところが（４）（５）（６）（７）そのところに入ってくる遊戯室は国の基準に書いてないから、国としては入っているけど省略したということですかね。

河合健康福祉部長 これは国が定めた家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の中の第２８条の第４号には保育室又は遊戯室とちゃんとうたっておりますので、市におきましては、この基準そのままにしております。資料のほうは省いて書いてあるかとは思いますが。

吉永美子委員 そうすると、私わからないので教えてくれと言っているんですよ。保育室と遊戯室は同じ役割をするわけですね。どこも変わらない。

河合健康福祉部長 第２８条第４号の読み方ですが、小規模保育事業Ａ型には保育室又は遊戯室、これが一つのもので、どちらかです。それと屋外

遊戯場。だから変わるものです。保育室又は遊戯室というのは。

吉永美子委員 部屋としての機能とか、そういう、面積が一緒とわかるんですけど、機能という部分は、これが何て言うかな、省いてあったということですので、同じものなんですね。言い方が違うだけなんですね。

河合健康福祉部長 そうです。

岩本信子委員 第8条のところなんですけども、やはり職員の一般的要件としてここに書いてあるのが、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限りというできる限りを外せばですね、児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならぬということになるんですよ。だから、このできる限りという資格のない者でも受けた者だけ、それをのければ、まあ資格があるのかなという感じになるんですけど、これをできる限りという言葉はこの条例の中では外せませんか。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 できる限りの後を削除すると言う意味ですか。

岩本信子委員 できる限りを削除する。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 本市においては国の基準、国が示した条例準則に基づいてやっていこうというふうに提案させていただいております。今後についてはいろいろと、少しでもよりよいものにしていこうということは考えられますけど、今提案させていただいておるのは、申しわけありませんが国の規準に基づいて提案させていただいております。

下瀬俊夫委員長 事業所保育で定員20名以上の場合に、調理室を設置しなくてはいけない。それ以下の場合、調理設備になっているよね。これは非常に曖昧だと思うんですよね。調理設備というのはどういうことを言うんですか。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 調理室というのは、部屋が調理のための部屋ということです。調理設備があるということは、調理室はないけど、調理室ではないところに調理設備があるということで、質がはっきり言って悪いということです。

下瀬俊夫委員長 だから、ガスコンローつあったらいいということじゃね。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 それがガスコンロか電子レンジか水道もあるかもわからんし、ガスコンロだけという言い方はありませんけど。

下瀬俊夫委員長 調理に専門の部屋がなくても十分対応できるということですね。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 保存と保存に必要な設備とかですね、そういうものがあればいいということになっています。最低基準としてそういうことということです。

吉永美子委員 先ほどのお答えいただいていないです。水の分。いかがでしょうか。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 確かに言われればそのとおりです。ただ法律の言葉として又はでくる場合があります。それはどちらか一つでもあればという意味じゃなくて、及びの意味で使っております。

吉永美子委員 そうするとほかのも全部及びなんですね。又はがものすごくたくさん出てきているんですけど、これは全て及びですか。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 オアの場合もあります。及びと読みかえる部分もあります。

下瀬俊夫委員長 具体的にどうなるわけ、水の問題は。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 水については及びです。アンドです。要は使用する設備、食器そして飲用に供する水について、それらを含めて衛生的な管理に努めなければならないということです。

下瀬俊夫委員長 だから水道設備がなくてもいいんですか。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 調理するところで水道設備がないということはないだろうと思います。

下瀬俊夫委員長 あり得ますよ。タンクに水を入れておけばいいんだから。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長　そういう方法もありましようけど、そう  
だとしても、衛生的な管理がなければいけないということです。

下瀬俊夫委員長　それも可能なんですね。水道設備がなくてもタンクさえあれ  
ばいいということですね。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長　通常一般的には水道が引かれています。  
井戸水を使わないといけないところもあるかも知れませんが、いず  
れにしても、例えばペットボトル水を大量に買ってきて、対応されると  
いう場合もあると思います。それでも衛生的に管理されていれば問題な  
いということです。

下瀬俊夫委員長　いいわけですね。

吉永美子委員　そうするとですね、ほかでは及びを使っているんですよ。そう  
なると何で、今アンドと言われたけど、わざわざ又はにしてて、ほかで  
及び及びと出てくるんですよ、第9条もそう、第10条もそう。及びを  
全く使っていないなら私もあえてここまで言いません。及びを使って、  
又はといたら普通オアですよ。だからお聞きしたんですよ。及びを使  
って、又はだから又ははオアなんだなと思いますじゃないですか。及び  
もあるんだから。何でここについてはアンドなのに又はでよろしいと思  
われるかというのが、文章のつくり方というか、その分で理解が私もで  
きないところがあったので、あえて申し上げております。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長　吉永委員が言われる、私もそう思います。  
そこは本当に及びということでやったほうがいいかなと。後の整合性が  
ありますので、この条文の使い方とここだけやりかえるのではなくて、  
やりかえるとしたら同じような取り扱いをせんといいんと思います。

下瀬俊夫委員長　ほかに。なければ28条ですよ。いわゆる2階以上で保育  
ができるような施設の規準が載っています。3階4階というね、4階以  
上の階でもできるようになっていますよね。こういうところで保育をや  
ったときの、基準はあるんだけど、例えば少ない保母さんの人数で、緊  
急避難の対応ができるのかという疑問が出てくるわけですよ。上に行け  
ば行くほど大変厳しくなりますよね。そういう点での国の基準ではそう  
なんだけど、当市でも同じような基準を引用しているわけだから、そこ  
ら辺の緊急避難のときの対応はできるんですか。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 表のとおり、表を見られたらわかると思いますが、いろいろ条件がついております。このパターンであれば大丈夫ということでございます。

下瀬俊夫委員長 本当に大丈夫なの。本当にね、担当する職員も非常に限定的ですよ。そういうときに何人もの子どもに対応できるんですか。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 私もこれずっと内容を見ていて、頭で想像しました。こうかこうかと、なるほどと。外に滑り台みたいなのがついたりしているんだなど。要はこれは最低基準でありますので、これを超える設備は何ぼあってもいいんですけど、一応最低基準を示させていただいております。

下瀬俊夫委員長 最低基準と言うけど、結局これだけの最低基準があれば設置できるわけですよ、4階以上でも。だから聞きよるんです。最低基準があれば、本当に緊急時に対応できるんですかと言っているんですよ。ある意味では無責任だと思っているんですよ。こんな最低基準をつくって、4階以上でもできますよ、なんていうのは。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 言われる内容はですね、下手をしたら対応できん何か困ることもあろうかなとは思いますが。それは状況により、それぞれであろうと思います。

下瀬俊夫委員長 だけど、その条例を提案して、何かあったときに行政は何も責任とらんじゃないですか。全部保育所側の責任でしょ。だから無責任だと言っているんですよ。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 これは最低基準を示させていただいております、事業者がもし何かあったとき責任問題になったらいけんから、ちょっとよくするよということについて、こちらが拒むものでもありませんし、頑張っている、いい設備でやっていただきたいなとは思いますが。

下瀬俊夫委員長 4階以上に、今、保育所設置基準なってますか。こんな設置基準ないでしょ、現在の保育所に。それをあえて小規模に導入しようという意図は何ですか。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 これは大体都市部において、駅前型で小規模でやる、マンション型といいますか、商業ビル等で、要はある事業者が待機児童の対応するためにやっていこうかいな、ということがある程度想定されておると思います。この辺では余り想定されんのですが、大体横浜駅前とかですね、やはり東京都市部の駅前でこういったことが考えられるかなと思います。回答がいけんのかもわかりませんが。

岩本信子委員 言われることよくわかるんですよ。都市型でかなり事故があるんです。マンションでやったりとか、それで資格がなかったりとか。それはわかるんですが、やはり、なんて言うのかな、うちでもやっぱりその、都市型じゃなくても、本当にこういうことが希望が出てくると思うんですよ。さっきも言われましたように、行政は一切責任がない。事業者が責任がある。事業者が事故あったらいけんから事業者がやるじゃろうという考え方と、もう一つ事業者にしてみたら、できるだけ経費を安くして、子どもを預かっていこうという、そこがすごく懸念される部分なんですよ。法人化しても誰がやってもいいと言われるのはね。やはり経費をかけたくないという、責任問題よりも先にそちらのほうが多くなるから、子どもは心配しているわけなんです。だから、こういうふうな基準でされるのは、都会でもいいんですが、山陽小野田市では、やはりそういう独自の少し基準を設けてほしいなど、ちょっとでいいんですけど、先ほど言ったような、私が言ったちょっと言葉を外しさえすれば、これなら運用できるなとか思ったりするんですけど、そういうことを考えられませんか、どうですか。（「だから何を」と呼ぶ者あり）できる限りと載っているのは、本当はしてほしいんですよ。やっぱり、誰か保育士というか、その社会福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた人がやってほしいんです。でも、多分そこが結局少しでもそういう参入業者がみやすくなるようにということで、こんな言葉をつけたのかなと思います。だから本当はやっぱり保育資格者というものは入れるべきではないかと私は思っていますので、うちの条例とすれば、その点を考えてほしいなと思います。

河合健康福祉部長 先ほどのできる限りというのは、努力義務ということで入っているということにはなります。また、そこを離れまして、先ほどの4階以上の分がありますが、保育所の事故はあってはならぬこととございます。この認可については市がいたしますので、その面におきまして、市に責任が全然ないということは申しません。施設への立ち入り調査等も必要に応じて実施するなど、事故防止には取り組んではいきたいと思



っております。また、万一事故が発生した場合には、適切な処置と当事者への迅速な対応を図りまして、原因究明ですとか安全確保及び再発防止等々を徹底させる指導を行いまして、子どもの安心安全を第一に考えていきたいと思っております。

下瀬俊夫委員長 だったら少なくとも、山陽小野田市の条例では2階以下にするとか、4階以上というのは、国の基準があるからそうただけのことではないですか。山陽小野田市では2階以上つくらせませんとかいう、きちんとした姿勢を示す必要があるんじゃないですかと言っているんですよ。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 確かに言われることはわかります。いずれにしても、実際に手を挙げられる方がどういう状況かということも判断しながら、できるだけ階の高いところにある分よりも、1階2階ぐらいでやって、本当は1階でやっていただくほうがいいということで、例えばそれを選択して確認する場合でも、全体を確認するのではなくて、ある程度限られた部分を確認する場合には、やっぱり高いところに設置されておられるよりも、低い階にあったほうがいいから、そういったことは優先して対応していきたいなと思います。

下瀬俊夫委員長 けどね、次長さんおかしいでしょ。条例にあるんだから、4階以上につくっていいですよと条例にあるのに、行政指導でそれは1階しかだめですよと言えないでしょう。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 事業をやりたい方全員が受けられるわけではありません。こちらが判断をするわけでありますから。大は小を兼ねるということで考えていきたいと思います。

小野泰委員 今の件ですが、どう聞いても厳しい答弁と言いますかね、これは国をそのまま横並びで持ってきただけですよ。やっぱり山陽小野田市用に変えるべきであると思います。今現在ですね幼稚園、保育園3階4階はありますか。現実も考えてもらわんといけんし、この中で例えば、ウに書いてあるね、イに掲げる設備云々がずっと書いてあって、各部分のその1に至る歩行距離が30メートルと、その1と言ったって、言葉的には恐らく屋内階段までという意味かな思いよるんじゃないけど、これも理解できにくい。山陽小野田市用にやるべきだと思います。

下瀬俊夫委員長 時間延長します。もうすぐ5時になりますので。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 この条例については、保育園とか幼稚園ではなくて家庭的保育、小規模地域型ですから、今ある想定される保育施設は想定しておりません。

岩本信子委員 今ある保育所は別に問題ないんです。これ今から新しくつくられるわけですよ。この市でニーズが高いんじゃないかと思われる部分が結構あるんですよ。だからこそ、条例を今から設置してつくられるわけなんですよ。そしたら、その条例をやはりきちんとしたものを、この山陽小野田市に合うもの、山陽小野田市としての基準というものを持ってつくるべきじゃないかということを行っているんですよ。だから、今あれば今のでやればいいけど、新しくつくるんだから、だから新しくつくりましょうと言ひよるわけですよ。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 新しくつくるにしても、これは保育園、幼稚園、認定子ども園はこの条文にはうとうてありません。要は岩本委員さんが言われるように、これから例えば小規模保育を、7階の部分でやりますという方がおられる。ある方はうちは1階でやりますとか、家庭的な庭のあるようなところでやります、いろいろあろうと思います。市はその中で、できるだけ安全な施設について確認をしていきたいというふうに思います。

下瀬俊夫委員長 条例上こういうふうにならなければ、行政指導で云々かんぬんというのは、それは条例違反になるでしょ。4階以上つくってはいけませんなんてこと言えんでしょうが。いわゆる認定基準が合えば認可せざるを得なくなるわけですよ。だから問題はね、例えば議会がですね、3階以上をこの表から削ると何か不都合がでてくるんですか。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 不都合はありません。

下瀬俊夫委員長 ないですね。これ、もうやり変えようや。

岩本信子委員 きちんとしとかんとですね、逆に行政がいくら審査するとか何とか言われても、そこがなってなかったら、そんな理由づけられないじゃないですか。あんた4階だからだめですとか、7階だからだめですとかいうことができないじゃないですか。やはり、きちんとやっとかんこ

とには、そちらのほうの審査するにしても、認可するにしても、認めるにしても、きちんとうたって、これがこううたってありますからという理由をつけて断ることができるんじゃないから。このままでは断る理由は絶対できないと思いますよ。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 市が断ることはできます。

下瀬俊夫委員長 後、給食の問題。いわゆる持ち込み可というところですよ。いわゆる連携施設等からの搬入可という部分ですよ。これは連携施設というのは、例えば距離の概念から言えば、どうなんですか。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 連携施設というのは小規模保育で2歳までを保育しておられる小規模保育があると思います。これが、今度3歳以上になったときにすんなりおたくの園に行かせてねというような連携です。ですから当然社会通念上も距離はそんなに離れていないということが想定されます。

下瀬俊夫委員長 いやいや食事よ。給食のね、連携搬入可というのがあるじゃないですか。連携施設からの搬入してもいいですよというときに距離的な概念があるんですか、ということです。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 距離的な概念はありません。

下瀬俊夫委員長 ないというのは。同一敷地内とかということなんですか。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 距離的なことは制限しておりませんが、要は適切な食事が確保できることを想定しております。ですから、多分それは届いたときには冷えておるとかですね。賞味期限がきておるといようなことは、もともとの食事の条件から除外されます。

下瀬俊夫委員長 いやいや言っている意味がわかりますか。結局ね、調理室がなくても設置できるわけだから、さっき次長さんが言ったように電子レンジで温めてもいいわけですよ。ただ、そのときに自園の調理が前提ではなしに連携施設からの持ち込みはいいですよ、という話になっているのではないですか。このときに連携施設というのは距離的な概念がなかったら、かなり離れていても搬入ができるんですよということでしょう。そうすると今言ったように冷えていても電子レンジがあったら、調理設備

があるわけだから、可能ですよという意味で捉えていいんですか。だから、距離的な概念がないということだから、少々遠くても連携施設があれば、それは搬入可能だということですか。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長　そういうことです。ただ、連携施設というのは連携ということは2歳から3歳にいくときにはおたく頼むよという関係の園になります。ということで、要はそれ以上のことはないから。当然連携できる距離にあるところから持って来れるということを理解していただきたいと思います。

下瀬俊夫委員長　だから、施設とすれば全く別のものだから、少々離れていても連携室になるんですよ。だからそういうところでの持ち込みはできると、いわゆる自前で調理室がなくても対応できればいいんだと、そういうことでしょ。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長　そのとおりです。

下瀬俊夫委員長　ほかにありますか。ちょっといろいろ問題点が出てきましたが、「休憩」と呼ぶ者あり)はい、休憩。じゃあ15分まで休憩します。

---

午後5時5分　休憩

---

---

午後5時15分　再開

---

下瀬俊夫委員長　いいですか、再開します。これまでも答弁いろいろいただきました。ちょっと委員会としてはですね、このまますんなりと異議なしというわけにはいかないんで、きょうのところは一度延会をして、改めて日にちを設定して、委員会を開きたい。だから執行側も、できればこれまでの答弁踏まえて、きちんとした統一見解も含めて出していただきたいと思います。多分一般質問の終わった後ぐらいになるんじゃないかなと思いますが、まだ日にちは設定しておりません。改めて相談をしたいと思いますので、いいですか以上で。一応きょうは延会ということにしたいと思います。以上できょうは終わります。

---

午後 5 時 1 7 分 散会

---

平成 2 6 年 9 月 1 2 日

民生福祉常任委員会委員長 下 瀬 俊 夫

## 民生福祉常任委員会審査日程

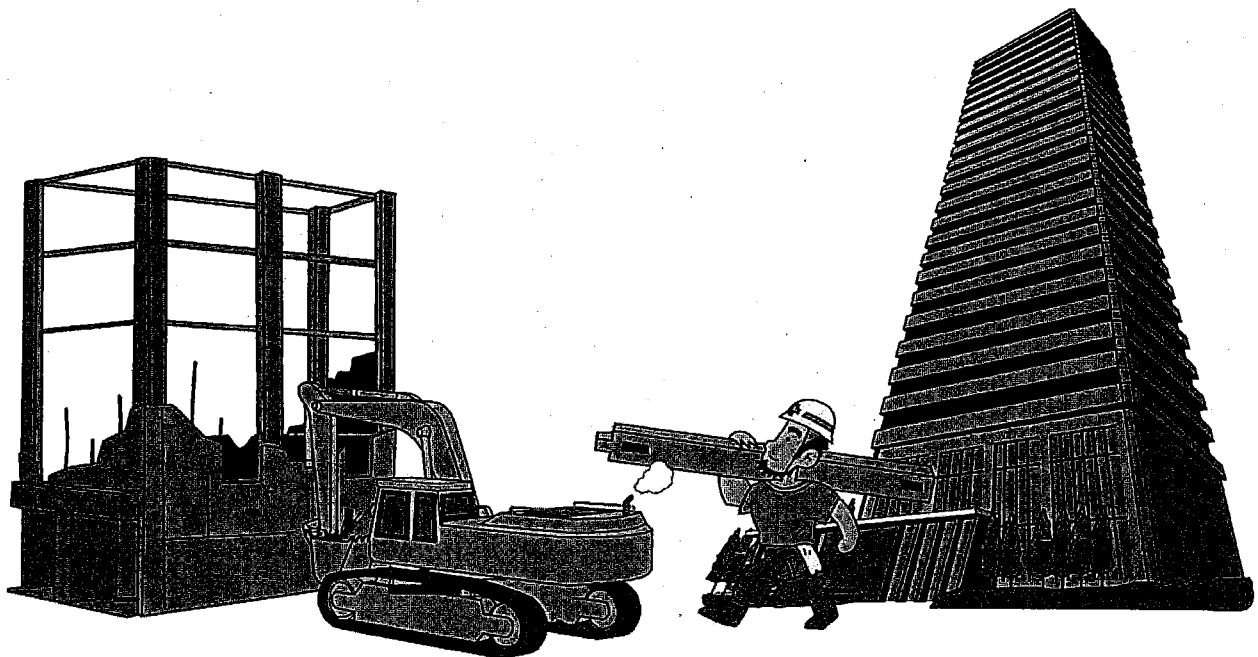
日 時 平成26年9月12日(金)  
協議会終了後  
場 所 第1委員会室

### ～審査内容～

- 1 議案第69号 山陽小野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について  
(こども)
- 2 議案第70号 山陽小野田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について (こども)
- 3 議案第71号 山陽小野田市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について (こども)
- 4 請願第7号 新ごみ処理施設の民間委託による包括運転に関する請願書

# 解体等工事を始める前に

ご存じですか？  
届出義務者が工事の施工者から発注者へ変更になります。



平成26年6月1日から建築物・工作物の解体工事等に伴う  
石綿(アスベスト)飛散防止対策が強化されます。

石綿(アスベスト)は昭和30年頃から使われ始め、安価で耐火性、耐熱性、防音性など多様な機能を有していることから、建築材料として、様々な建築物等に広く使用されてきました。しかし、石綿(アスベスト)のばく露後数十年を経て発症する中皮腫や肺がん等の重篤な疾病による健康影響が社会問題となり、石綿(アスベスト)を使用する製品の製造が順次禁止されるとともに、石綿(アスベスト)を使用した建築物の解体等工事に伴うばく露防止や一般大気環境中への飛散防止対策の強化が図られてきました。

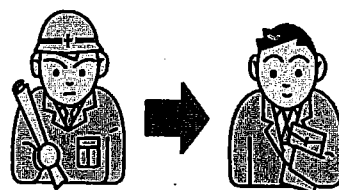
# 何が変更になるの？

## 【届出義務者の変更】

特定粉じん排出等作業(\*)の実施の届出義務者が、工事の施工者から工事の発注者又は自主施工者に変更になります。

\* 吹付け石綿等が使用されている建築物等の解体、改造、補修作業

注) 労働安全衛生法及び石綿障害予防規則に基づく届出義務者は変更になりません。

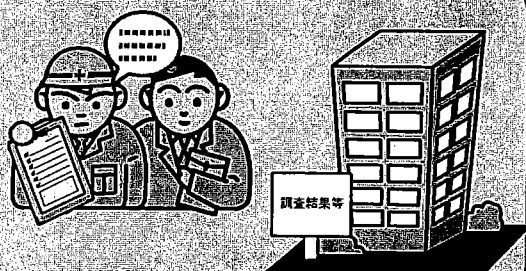


## 【解体等工事の事前調査、説明、掲示の義務付け】

解体等工事の受注者及び自主施工者は、石綿使用の有無について事前に調査をし、その結果等を解体等工事の場所に掲示しなければなりません。

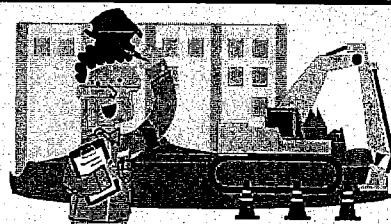
また、解体等工事の受注者は、発注者に対し調査結果等(\*)を書面で説明しなければなりません。

\* 届出が必要な場合には、届出事項の説明も必要となります。



## 【立入検査等の対象の拡大】

都道府県知事等による報告徴収の対象に、届出がない場合を含めた解体等工事の発注者、受注者又は自主施工者が加えられ、立入検査の対象に解体等工事に係る建築物等が加えられました。



# なぜ変更することになったの？

「大気汚染防止法」では、石綿の飛散を防止するため、特定建築材料(吹付け石綿等)が使用されている建築物又は工作物の解体、改造、補修作業を行う場合に届出および作業基準の遵守が必要となります。また、石綿の飛散を防止する対策のさらなる強化を図り、人の健康に係る被害を防止するため、平成25年6月に大気汚染防止法の一部を改正する法律(平成25年法律第58号)が公布され、平成26年6月1日から施行することになりました。

## 【変更の主な理由】

- 建築材料に石綿が使用されているか否かの事前調査が不十分である事例が確認されています。また、環境省が実施している大気中の石綿濃度のモニタリングにおいても、石綿除去現場からの石綿飛散事例が確認されています。
- 発注者が石綿を使用した建築物等の解体工事等を発注する際に、できる限り低額で短期間の工事を求めること、また、施工者も低額・短期間の工事を提示することで契約を得ようとする事により、石綿飛散防止対策が徹底されなくなる問題が指摘されています。
- 昭和31年から平成18年までに施工された石綿使用の可能性がある建築物の解体等工事は、平成40年頃をピークに全国的に増加することが見込まれます。

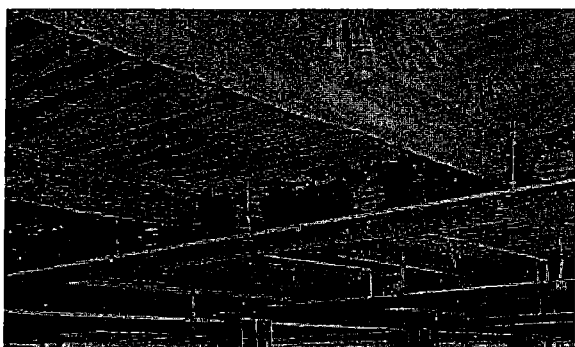


# どんなものが対象になるの？

「大気汚染防止法」に基づき、特定建築材料が使用されている建築物又は工作物の解体、改造、補修作業を行う場合に届出などが必要となります。

## 特定建築材料とは

特定建築材料とは、吹付け材、断熱材、保温材、耐火被覆材のうち、石綿を意図的に含有させたもの又は石綿が質量の0.1%を超えて含まれているものです。



耐火被覆材：柱・梁



断熱材：屋根

出典：吹付けアスベスト施行部位事例 日本石綿製品工業会 石綿処理部会

## 特定建築材料とその使用箇所の例

材料の区分	建築材料の具体例	使用箇所の例(使用目的)
吹付け石綿	①吹付け石綿 ②石綿含有吹付けロックウール(乾式・湿式) ③石綿含有ひる石吹付け材 ④石綿含有パーライト吹付け材	壁、天井、鉄骨 (防火・耐火、吸音性等の確保)
石綿を含有する断熱材 (吹付け石綿を除く)	①屋根用折版裏断熱材 ②煙突用断熱材	屋根裏、煙突 (結露防止・断熱)
石綿を含有する保温材 (吹付け石綿を除く)	①石綿保温材 ②石綿含有けいそう土保温材 ③石綿含有パーライト保温材 ④石綿含有けい酸カルシウム保温材 ⑤石綿含有ひる石保温材 ⑥石綿含有水練り保温材	ボイラー、化学プラント、焼却炉、ダクト、配館の曲線部 (保温)
石綿を含有する耐火被覆材 (吹付け石綿を除く)	①石綿含有耐火被覆材 ②石綿含有けい酸カルシウム板第二種 ③石綿含有耐火被覆塗材	鉄骨部分、鉄骨柱、梁、エレベーター (吹付け石綿の代わりとして耐火性能の確保、化粧目的)

なお、これらに該当しない石綿含有成形板等(いわゆるレベル3)は、特定建築材料とはなっていませんが、解体等の際、機械による破碎等を行うと石綿が飛散するおそれがあるので、材料を薬液等で湿潤化して手ばらしにより取り外しを行うなど、飛散防止対策に留意する必要があります。

# 平成26年度病院事業会計補正予算(第1回)工事費内訳

(単位:千円)

## 新病院建設工事

建設工事(建築・電気設備・空調換気設備・給排水衛生設備・屋上庭園)	42,436
外構工事費	65,625
計	108,061

建築工事(受付等建具変更・間仕切変更・汚物流し追加・尿流量測定装置追加・アート壁補強等)

電気設備工事(電波障害対策費・見える化システム開発費等)

空調換気設備工事(設備管理室換気設備他追加工事等)

給排水衛生設備工事(病棟観察室他ポータブル透析用給排水設備追加)

外構工事(地盤改良・バス対応舗装・仮設橋設置延長・臨時駐車場設置・安全施設設置等)

## アスベスト除去工事

163,944

※調査の結果、処理が必要と認められたもの。

南病棟煙突内断熱材除去・設備機器アスベスト含有材除去・アスベスト含有建材除去

## 防鳥対策工事

10,049

※ハト等による糞害を防止するために設置するもの。

防鳥ワイヤー設置・防鳥用剣山設置・アンテナ防鳥対策等

## 実施設計

7,755

※建設工事の仕様変更等に伴う設計料

## 25年度残額

25,138

※25年度は、年度内に完成しなかった残事業分を繰越せずに単年度精算した。

この残事業分の予算が翌年度の26年度に必要となったもの。

## 新病院建設工事・実施設計補正額合計

314,947

## 試験報告書

山陽小野田市長 白井 博文 殿

株式会社 太平洋コンサルタツト  
西日本事業所  
〒756-0817 山陽小野田市大字小野田6276番地  
TEL (0836)-85-3358(代)  
FAX (0836)-85-7658  
計量証明事業登録番号 山口県第40号  
試験責任者 古谷 泰英  
(環境計量士)

ご依頼の試料に対する試験結果を下記の通り御報告致します。

採取場所 : ① 小野田市民病院 5F機械室天井  
② 小野田市民病院 手術室空調機械室  
③ 小野田市民病院 伝染病棟機械室  
④ 小野田市民病院 地下室

試料名 : 吹付け材

受付年月日 : 平成17年9月15日 (依頼者採取試料)

試験項目 : 石綿含有の有無の判定及び定量

試験方法 : 粉末X線回折分析法  
分散染色分析法

使用機器 : (株)リガク製 X線回折装置 Geigerflex RAD-2C+RINT2000  
(株)ニコン製 位相差顕微鏡 E6T-DPH型

試験結果 : X線回折での同定の結果、分析試料に含まれている結晶鉱物の主同定物質は4試料共にカルサイト(方解石)であり、石綿の存在は認められなかった。また分散染色分析の結果、分析試料に含まれる繊維状物質は全てロックウールと同定された。

サンプル	X線回折結果		石綿含有の有無
	主同定鉱物名	化学式	
① 小野田市民病院 5F機械室天井	カルサイト(方解石)	CaCO <sub>3</sub>	無 繊維はロックウール
② 小野田市民病院 手術室空調機械室	カルサイト(方解石)	CaCO <sub>3</sub>	無 繊維はロックウール
③ 小野田市民病院 伝染病棟機械室	カルサイト(方解石)	CaCO <sub>3</sub>	無 繊維はロックウール
④ 小野田市民病院 地下室	カルサイト(方解石)	CaCO <sub>3</sub>	無 繊維はロックウール

定量方法 : 厚生労働省労働基準局 基安化発第0622001号(平成17年6月22日)による

添付資料: 回折チャート : ① 小野田市民病院 5F機械室天井  
② 小野田市民病院 手術室空調機械室  
③ 小野田市民病院 伝染病棟機械室  
④ 小野田市民病院 地下室

以上

## ◆子ども・子育て支援新制度関連の用語説明

【資料1】

No.	用語	説明
No.1	地域型保育事業	家庭的保育(No.2)、小規模保育(No.3)、居宅訪問型保育(No.4)及び事業所内保育(No.5)のことで児童福祉法において児童福祉施設(7条)として位置付けられている認可保育所とは法令上の位置付けが異なり、様々な場所で展開される事業 市町村による認可事業として地域型保育給付の対象
No.2	家庭的保育	家庭的な雰囲気の中で、少人数を対象にきめ細やかな保育を実施 1人～5人まで 家庭的保育者の居宅等で実施
No.3	小規模保育	比較的小規模で、家庭的保育に近い雰囲気の中で、きめ細やかな保育を実施 6人～19人まで 多様なスペースで実施
No.4	居宅訪問型保育	住み慣れた居宅において、1対1を基本とするきめ細やかな保育を実施 1対1が基本 利用する保護者・子どもの居宅で実施
No.5	事業所内保育	企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施 様々(数人～数十人程度) 事業所その他様々なスペースで実施
No.6	施設型給付費	認定こども園(No.12)・幼稚園・保育所3施設(教育・保育施設)を通じた共通の給付
No.7	特例施設型給付費	特定教育・保育(No.16)、特別利用保育(No.17)または特別利用教育(No.18)に必要な費用として市町村が支給する費用 例1:支給認定子どもが申請後、認定前に緊急やむを得ない理由により特定教育・保育を受けた時 例2:1号認定子ども(No.13)が、保育所から特別利用保育を受けた時(地域における教育の体制の整備状況等を勘案して市町村が認めるときに限る) 例3:2号認定子ども(No.14)が、幼稚園において特別利用教育を受けた時
No.8	地域型保育給付費	小規模保育や家庭的保育等の地域型保育事業(No.1)に対する給付
No.9	特例地域型保育給付費	特定地域型保育(No.21)または特例保育(No.23)に必要な費用として市町村が支給する費用 例1:3号認定子ども(No.15)が申請後、認定前に緊急やむを得ない理由により特定地域型保育を受けた時 例2:1号認定子ども(No.13)が地域に幼稚園が整備されていないために特定地域型保育を受けた時 例3:2号認定子ども(No.14)が地域に保育所が整備されていないために特定地域型保育を受けた時 例4:離島その他(認定こども園・幼稚園・保育所3施設(教育・保育施設)及び地域型保育4事業の確保が著しく困難である地域)で特例保育を受けた時
No.10	子ども・子育て支援給付	子どものための現金給付(児童手当)及び子どものための教育・保育給付(No.6,7,8,9)
No.11	地域子ども・子育て支援事業	全ての子どもの健全な成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援 ①利用者支援、②地域子育て支援拠点事業(No.33)、③妊婦健診(No.37)、④乳児家庭全戸訪問(No.31)、⑤養育支援訪問事業、子どもを守るネットワーク機能強化事業(No.32)、⑥子育て短期支援事業(No.30)、⑦ファミリーサポートセンター事業(No.36)、⑧一時預かり(No.34)、⑨延長保育(No.26)、⑩病児保育(No.35)、⑪放課後児童クラブ(No.29)、⑫実費徴収に係る補足給付事業、⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
No.12	認定こども園	保護者が働いているいかどうかに関わらず、小学校就学前の子どもに教育・保育を一体的に提供する機能と、地域における子育て支援として相談活動や親子の集いの場の提供などを行なう機能を併せ持つ施設 ※市内に公立3園、私立1園
No.13	1号認定子ども	満3歳以上の学校教育のみ(保育の必要性なし)の認定を受けた就学前子ども
No.14	2号認定子ども	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども(保育を必要とする子ども)
No.15	3号認定子ども	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども(保育を必要とする子ども)
No.16	特定教育・保育	市町村長が施設型給付費(No.6)の支給対象施設として確認する「教育・保育施設」(認定こども園・幼稚園・保育所)で受ける、教育・保育
No.17	特別利用保育	1号認定子ども(No.13)が保育所から受ける保育

No.18	特別利用教育	2号認定子ども(No.14)が幼稚園から受ける教育
No.19	保育必要量	月単位とし施設型給付費(No.6)、特例施設型給付費(No.7)、地域型保育給付費(No.8)又は特例地域型保育給付費(No.9)を支給する保育の量を保護者の就労状況等に応じて「標準時間(11時間程度)」「短時間(6時間程度)」の2区分に認定するもの
No.20	特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費(No.6)の支給対象施設として確認する「教育・保育施設」をいう。施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない
No.21	特定地域型保育事業	市町村長が地域型保育給付費(No.8)の支給対象事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」を言う
No.22	特例保育	離島その他で認定こども園・幼稚園・保育所3施設(教育・保育施設)及び地域型保育4事業の確保が著しく困難である地域で受ける、特定教育・保育(No.16)及び特定地域型保育(No.21)以外の保育
No.23	特定支給認定保護者	1号～3号認定子ども(支給認定子ども)の保護者(支給認定保護者)
No.24	公定価格	「保育の必要量」や「施設の所在する地域」等を勘案して、教育・保育、地域型保育に必要な費用の額を内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額 認定こども園、幼稚園、保育園の保育料は、この公定価格を基に地域の実情等を勘案して保護者の所得に応じて市町村が決定 ※施設型給付を受けない幼稚園はこれまでと同様、各園で保育料(授業料)を決定
No.25	利用者支援事業・コンサル	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業
No.26	延長保育事業	認定こども園・保育所等において、仕事の都合などで通常の開所時間での迎えができない家庭のために、延長して保育を行う事業 ※平成26年度は市内の保育所19園で実施
No.27	実費徴収に係る補給給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業
No.28	多様な主体の参入促進事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業
No.29	放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館や小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業 ※市内で22の児童クラブで実施している。
No.30	子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業))
No.31	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
No.32	養育支援訪問事業・要保護児童対策地域協議会・要保護児童等に対する支援に資する事業	要保護児童連絡協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員や関係機関構成員の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業
No.33	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及び保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業 ※市内5箇所の子育て支援センターで実施
No.34	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業 ※平成26年度は市内の保育所12園、こども園3園で実施
No.35	病児保育事業	病児について、病院、保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業 ※病後児保育事業として市内2箇所の医療機関で実施
No.36	子育て援助活動支援事業 ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業
No.37	妊婦に対して健康診査事業	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

吹田市

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の概要

国の基準				従/参酌	吹田市の基準(案)				
定員	家庭的保育	1~5人 ※家庭的保育補助者を置く場合は5人まで可		従うべき基準	家庭的保育	国の基準を準用			
	小規模保育	A型・B型 6~19人 C型 6~10人							
	居宅訪問型保育	1人							
	事業所内保育	設定なし							
職員数	家庭的保育	0~2歳児	3:1 (家庭的保育補助者を置く場合は5:2)	従うべき基準	家庭的保育	0~2歳児			
	小規模保育	A型	0歳児	3:1	従うべき基準	小規模保育	A型	0歳児	国の基準を準用
			1~2歳児	6:1				1~2歳児	
		B型	0歳児	3:1	B型		0歳児		
			1~2歳児	6:1				1~2歳児	
		C型	0~2歳児	3:1	従うべき基準	C型	0~2歳児		
居宅訪問型保育	0~2歳児		1:1	従うべき基準	居宅訪問型保育	0~2歳児			
事業所内保育	定員19名以下		小規模保育(A・B型)と同様	従うべき基準	事業所内保育	定員19名以下			
	定員20名以上		保育所と同じ	従うべき基準		定員20名以上			
資格要件	家庭的保育	家庭的保育者(+家庭的保育補助者)		従うべき基準	家庭的保育	国の基準を準用			
	小規模保育	A型	全員、保育士	従うべき基準					
		B型	保育士1/2以上 保育士以外には必要な研修を実施	従うべき基準					
		C型	家庭的保育者(+家庭的保育補助者)	従うべき基準					
	居宅訪問型保育	家庭的保育者(必要な研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認めるもの)		従うべき基準	居宅訪問型保育				
事業所内保育	定員19名以下		小規模保育(A・B型)と同様	従うべき基準	事業所内保育	定員19名以下		国の基準を準用	
	定員20名以上		保育所と同じ	従うべき基準		定員20名以上			
設備	家庭的保育	保育を行う専用居室 同一敷地内に遊戯等に適当な広さの庭		参酌基準	家庭的保育	国の基準を準用			
	小規模保育	A型	0~1歳児	乳児室又はほふく室	参酌基準	小規模保育	A型	0~1歳児	国の基準を準用
			2歳児	保育室				2歳児	
			屋外遊戯場	付近の公園等でも可				屋外遊戯場	
		B型	0~1歳児	乳児室又はほふく室	参酌基準		B型	0~1歳児	
			2歳児	保育室				2歳児	
			屋外遊戯場	付近の公園等でも可				屋外遊戯場	
	C型	0~1歳児	乳児室又はほふく室	参酌基準	C型	0~1歳児			
		2歳児	保育室			2歳児			
		屋外遊戯場	付近の公園等でも可			屋外遊戯場			
事業所内保育(19人以下)	小規模A・B型と同じ		参酌基準	事業所内保育(19人以下)					
事業所内保育 (定員20人以上)	0~1歳児		乳児室又はほふく室	参酌基準	事業所内保育 (定員20人以上)	0~1歳児			
	2歳児		保育室			2歳児			
	屋外遊戯場		付近の公園等でも可			屋外遊戯場			
居宅訪問型保育	規定なし			居宅訪問型保育					

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の概要

		国の基準		従/参酌	吹田市の基準(案)			
面積	家庭的保育	専用居室	3.3㎡以上/人(1室9.9㎡以上)	参酌基準	家庭的保育	専用居室		
		屋外遊戯場	3.3㎡以上/人(満2歳児以上)			屋外遊戯場		
	小規模保育	A型	乳児室/ほふく室	3.3㎡以上/人	参酌基準	A型	乳児室/ほふく室	
			保育室	1.98㎡以上/人			保育室	
			屋外遊戯場	3.3㎡以上/人(満2歳児以上)			屋外遊戯場	
		B型	乳児室/ほふく室	3.3㎡以上/人		B型	乳児室/ほふく室	
			保育室	1.98㎡以上/人			保育室	
			屋外遊戯場	3.3㎡以上/人(満2歳児以上)			屋外遊戯場	
	C型	乳児室/ほふく室	3.3㎡以上/人	C型	乳児室/ほふく室			
		保育室	1.98㎡/人		保育室			
屋外遊戯場		3.3㎡以上/人(満2歳児以上)	屋外遊戯場					
事業所内保育	定員19名以下	小規模保育(A・B型)と同様	参酌基準	事業所内保育	定員19名以下	国の基準を準用		
	定員20名以上	保育所と同じ	参酌基準		定員20名以上			
	屋外遊戯場	3.3㎡以上/人(満2歳児以上)	参酌基準		屋外遊戯場			
居宅訪問型保育	規定なし			居宅訪問型保育				
給食	自園調理(連携施設等からの搬入可)				自園調理(連携施設等からの搬入可)			
	設備				設備			
	家庭的保育	調理設備		従うべき基準	家庭的保育	国の基準を準用		
	小規模保育	調理設備		従うべき基準				
	事業所内保育	定員19名以下	調理設備	従うべき基準			事業所内保育	定員19名以下
		定員20名以上	調理室	従うべき基準	定員20名以上			
	職員				職員			
	家庭的保育	調理員	必要(*連携施設等から搬入を行う場合不要) 保育を行う子どもが3人以下の場合、家庭的補助者で対応可能	参酌基準	家庭的保育		調理員	国の基準を準用
	小規模保育	調理員	必要(*連携施設等から搬入を行う場合不要)	参酌基準	小規模保育	調理員		
	事業所内保育	調理員	必要(*連携施設等から搬入を行う場合不要)	参酌基準	事業所内保育	調理員		
居宅訪問型保育	調理員	規定なし	参酌基準	居宅訪問型保育	調理員			
連携施設				連携施設				
連携	家庭的保育	設定必要		参酌基準	家庭的保育	国の基準を準用		
	小規模保育				小規模保育			
	事業所内保育 (定員19名以下)				不要		従うべき基準	事業所内保育 (定員19名以下)
	居宅訪問型保育	不要	参酌基準	居宅訪問型保育				
嘱託医				嘱託医				
家庭的保育	嘱託医必置		参酌基準	家庭的保育	国の基準を準用			
小規模保育				小規模保育				
事業所内保育				事業所内保育				
居宅訪問型保育				居宅訪問型保育				
居宅訪問型保育	規定なし			居宅訪問型保育				

表 政令指定都市の「新制度」関連条例制定の動向と条例案の「上乘せ」概要

保育研究所調べ

政令指定都市	市議会	国基準より「上乘せ」される条例案の内容	
		幼保連携型認定こども園関連の条例	家庭的保育事業等設備運営基準の条例
札幌市	9月予定	乳児室 3.3 m <sup>2</sup> 以上。1号認定こどもに対し自園調理、2号、3号に対し外部搬入不可（栄養士配置等の要件で可）	B型保育士 2/3 以上。家庭的保育者は研修終了の保育士。小規模の給食は栄養士配置で外部委託可
仙台市	6月議会 9月予定	満 2 歳以上受け入れは保育室、遊戯室必置。乳児室 5.0 m <sup>2</sup> 、満 2 歳未満の幼児 3.3 m <sup>2</sup> 以上	家庭的保育、C型は給食自園調理（外部搬入不可）。B型保育士 2/3 以上
さいたま市	6月議会	満3歳の学級は20人以下。0歳児室5m <sup>2</sup> 、1歳児室 3.3 m <sup>2</sup> 以上。自園調理（満3歳以上について市長が特に認めた場合に幼稚園移行特例）	耐火基準で家庭的保育事業は原則1階、小規模保育事業は保育所に準じた上乘せ規制。事業所内保育の地域枠定員 1/4 以上
千葉市	9月予定	未 定	未 定
川崎市	9月予定	未 定	未 定
横浜市	9月予定	乳児室・ほふく室 3.3 m <sup>2</sup> 以上（経過特例あり）	家庭的保育事業の部屋は原則1階。B型保育士 2/3 以上。調理設備は保育室と区画。A、B型、居宅訪問事業の設置主体は法人。小規模事業所に責任者を置く
相模原市	9月予定	保育認定を受ける児童の食事の外部搬入は不可（幼稚園移行特例あり）。乳児室 3.3 m <sup>2</sup> 以上。調乳室・沐浴室設置。暴力団排除	家庭的保育事業・C型は保育士資格。家庭的保育事業・C型の家庭的保育補助者の配置必須。A型に調乳室・沐浴室設置
新潟市	9月予定	満 2 歳未満の園児 3 : 1。差別的取扱い禁止に「性別」「障がいの有無」を加える。満 3 歳以上児の食事の提供外部搬入は削除	差別的取扱い禁止に「性別」「障がいの有無」を加える。「食材の地産地消」に努める、を追加
静岡市	6月議会	国基準	国基準
浜松市	9月予定	国基準	国基準
名古屋市	9月予定	未 定	未 定
京都市	9月予定	1歳 5 : 1、3歳 15 : 1、4歳 20 : 1、5歳 25 : 1	家庭的保育、C型、居宅訪問は研修終了の保育士
大阪市	9月予定	3歳児学級 25 人以下。乳児室 5.0 m <sup>2</sup> 、満 2 歳未満の幼児 3.3 m <sup>2</sup> 以上。調乳・沐浴設備設置	家庭的保育事業、C型は乳幼児 3 人以下でも保育者及び補助者を配置。C型は乳幼児 8 人で保育者 2 人及び補助者 1 人を配置、9～10 人で各 2 人配置。家庭的保育事業とC型は幼児用沐浴槽設置
堺市	6月議会	国基準	国基準
神戸市	9月予定	3歳児学級 25 人以下。調理員は有資格者配置。保育教諭等 1 人加配。暴力団排除	家庭的保育者は研修終了の保育士、保健師、看護師。小規模保育事業は原則A型で医務室を必置。事業所内保育所に保育士 1 人加配で医務室を必置
岡山市	9月予定	国基準	国基準
広島市	9月予定	未 定	未 定
北九州市	9月予定	1歳児 5 : 1。乳児室 3.3 m <sup>2</sup> 。暴力団排除	B型の保育士配置 3/4。A、B型の1歳児 5 : 1。19 人以下の事業所内保育は同上
福岡市	9月予定	乳児室 3.3 m <sup>2</sup> 。自園調理。暴力団排除	家庭的保育、C型は研修終了の保育士。食事提供、連携施設に経過措置を設けず
熊本市	9月予定	未 定	未 定

調査資料は、各市の条例案、パブリックコメントの市案、子ども・子育て会議のまとめ等であるため変更の可能性はある。(2014.7.1) 現在



# 二一ズ調査結果概要

## ニーズ調査結果の概要

### ①調査の概要

#### ■調査の目的

国において平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」が制定され、基礎自治体である市町村に「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられました。

これを受けて、平成 27 年度を初年度とする『山陽小野田市子ども・子育て支援事業計画』の策定に向けて、市民の子育て支援に関する生活実態やご要望・ご意見などを把握するために、「山陽小野田市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

#### ■調査実施方法

調査は、以下の方法により実施しました。

区 分	就学前児童調査	小学生調査
1. 調査対象者と抽出方法	山陽小野田市に居住する 0 歳から 5 歳までの小学校入学前児童から無作為抽出	山陽小野田市に居住する小学生から無作為抽出
2. 調査方法	郵送による配布・回収	郵送による配布・回収
3. 調査期間	平成 25 年 11 月～12 月	平成 25 年 11 月～12 月
4. 回収状況	配布数 1,000 人 回収数 575 人 回収率 57.5%	配布数 1,000 人 回収数 542 人 回収率 54.2%

#### ■集計にあたっての注意点

グラフは、パーセントで示しています。

グラフ中に表示している「n=」は、パーセントを計算するときの母数となるサンプル数（回答者数）を示しています。

算出されたパーセントは、小数第 2 位を四捨五入して、小数第 1 位までの表示としているため、その合計が必ずしも 100.0%にならない場合もあります。

また、複数回答で質問している調査項目においては、その合計は 100.0%を超えます。

## 就学前児童

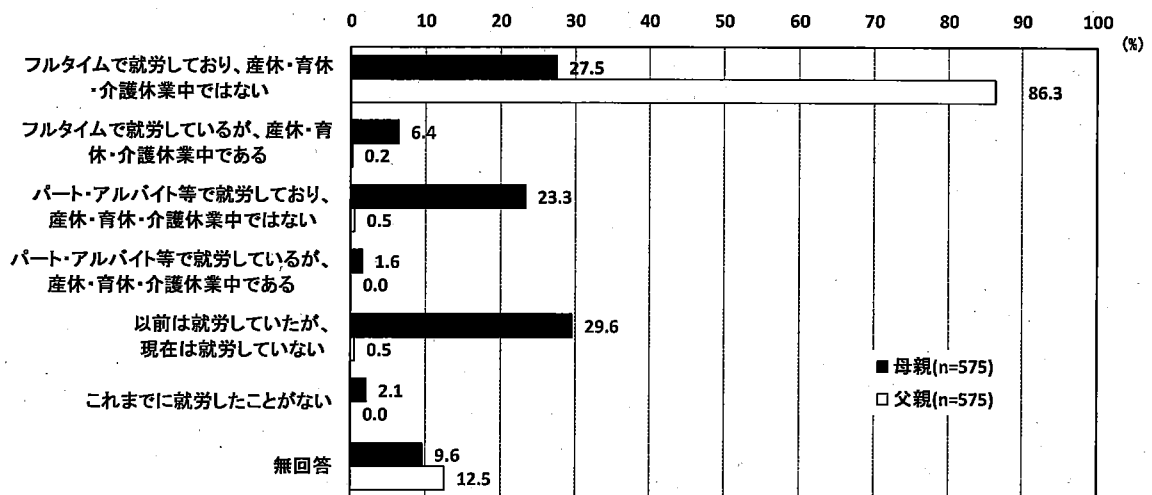
### ■母親・父親の就労状況

母親の就労状況をみると、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 29.6%でもっとも多く、ついで「フルタイム等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 27.5%、「パート・アルバイトで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 23.3%となっています。父親の就労状況をみると、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 86.3%と大半を占めています。

母親の1週間当たり就労日数は、フルタイム、パート・アルバイト勤務ともに「5日」が最も高く、1日当たり就労時間はフルタイムで「8～9時間未満」、パート・アルバイト勤務では「4～5時間未満」が最も多くなっています。

土曜日・日曜日・祝日の勤務については、フルタイム勤務の母親は土曜日が 51.9%、祝日が 27.2%、日曜日が 22.8%で、パート・アルバイト勤務の母親は土曜日が 44.8%、祝日が 24.6%、日曜日が 16.4%となっています。

出勤・帰宅時刻についてみると、フルタイムの母親の出勤時刻は「8時台」43.7%、帰宅時刻は「18時台」の 41.8%が最も多くなっています。パート・アルバイトの母親の出勤時刻は「8時台」、帰宅時刻は「17時台」が最も多くなっています。



### ■母親のフルタイムへの転換希望

母親のフルタイムへの転換希望についてみると、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が 63.6%でもっとも多く、全体の 6 割を超えています。ついで、「フルタイムへの転換希望があるが、実現できる見込みはない」が 19.6%、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」が 6.3%となっています。

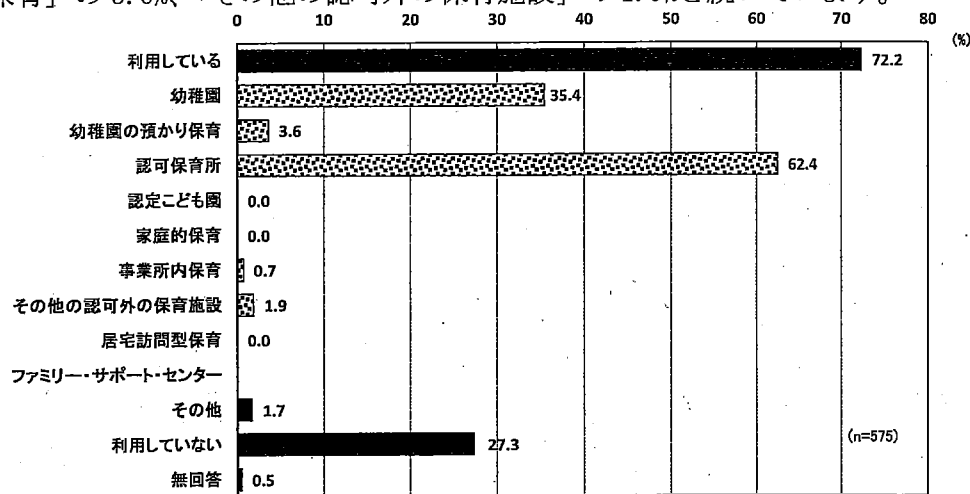
全体のフルタイムへの転換希望の割合は 25.9%ですが、実現できる見込みがあるのはそのうちわずか 6.3%と、フルタイムへの転換の実現は厳しい状況がうかがえます。

### ■現在就労していない母親の就労意向

現在就労していない母親の就労意向をみると、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が17.6%、「1年より先、一番下の子どもが(4.4歳)になったところに就労したい」が54.9%と、全体の就労意向は72.5%で、就労意欲は強くなっています。

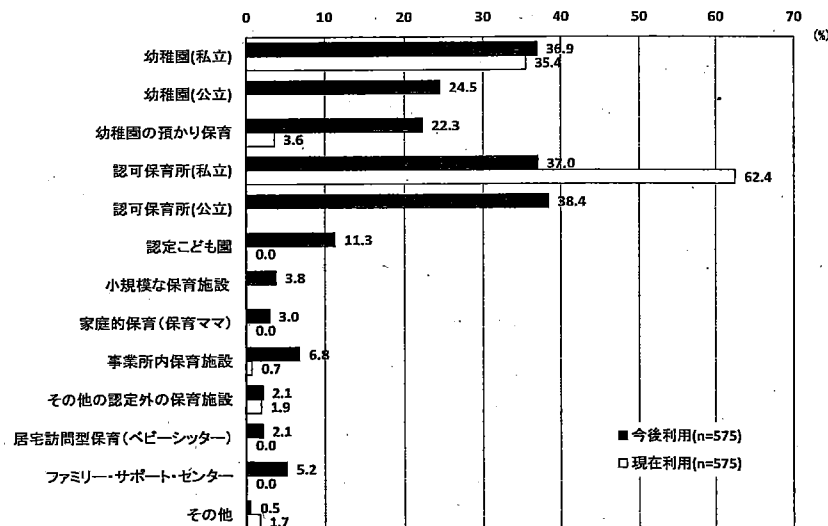
### ■平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

何らかの教育・保育サービスを利用している人は、72.2%であり、このうち、「認可保育所」が62.4%、ついで「幼稚園」が35.4%でこの2項目で9割以上を占めています。以下「幼稚園の預かり保育」の3.6%、「その他の認可外の保育施設」の1.9%と続いています。



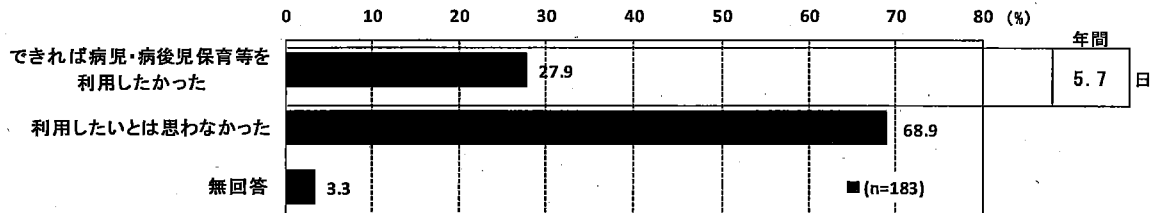
### ■今後の平日の定期的な教育・保育事業の利用希望

今後利用したい平日の教育・保育事業をみると、「認可保育所(公立)」が38.4%、ついで「認可保育所(私立)」が37.0%、「幼稚園(私立)」が36.9%となっており、この3項目で大半を占めています。以下「幼稚園(公立)」(24.5%)、「幼稚園の預かり保育」(22.3%)、「認定こども園」の(11.3%)と続いています。公立・私立を合わせた認可保育所が75.4%、同幼稚園が61.5%の利用希望率となっています。利用したい場所については、大半が山陽小野田市内を希望しています。



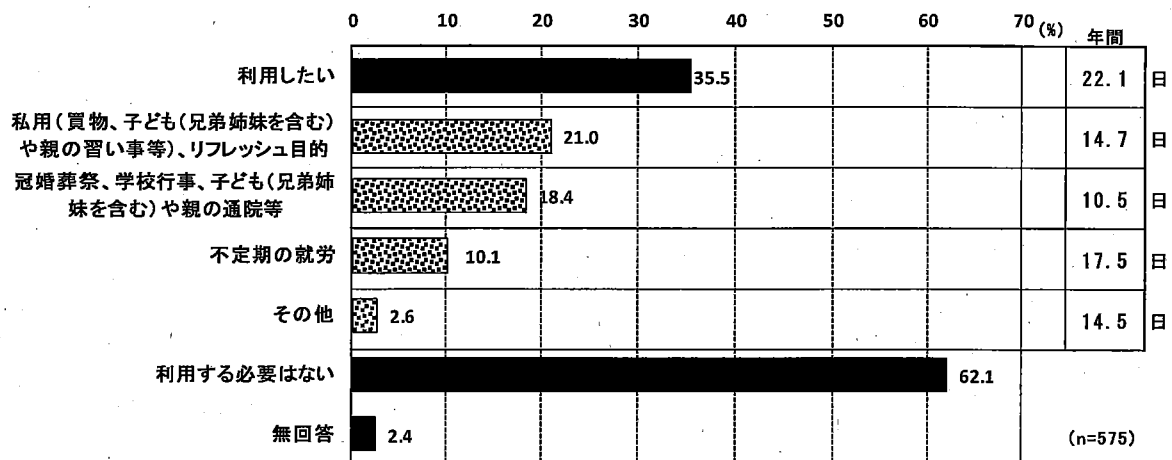
### ■病児・病後保育の利用希望

病児・病後児保育の利用希望について、「できれば病児・病後児保育等を利用したかった」と答えたのは27.9%で、希望平均日数は年間5.7日となりました。



### ■一時預かりの利用希望

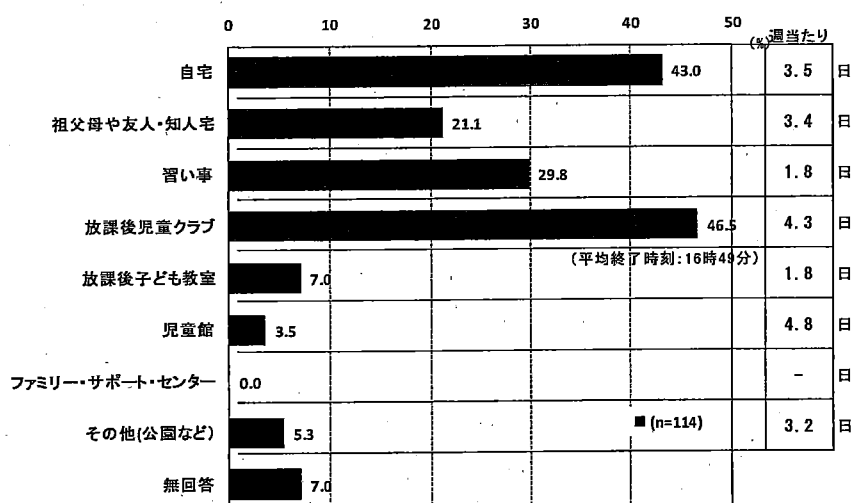
今後の利用意向についてみると、「利用したい」と答えた人は35.5%で、利用希望日数は年間平均22.1日となりました。その理由としては、「私用（買物、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の習い事等）、リフレッシュ目的」が21.0%で最も多く、年間14.7日となっています。ついで「冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の通院等」が21.0%で平均日数10.5日となっています。



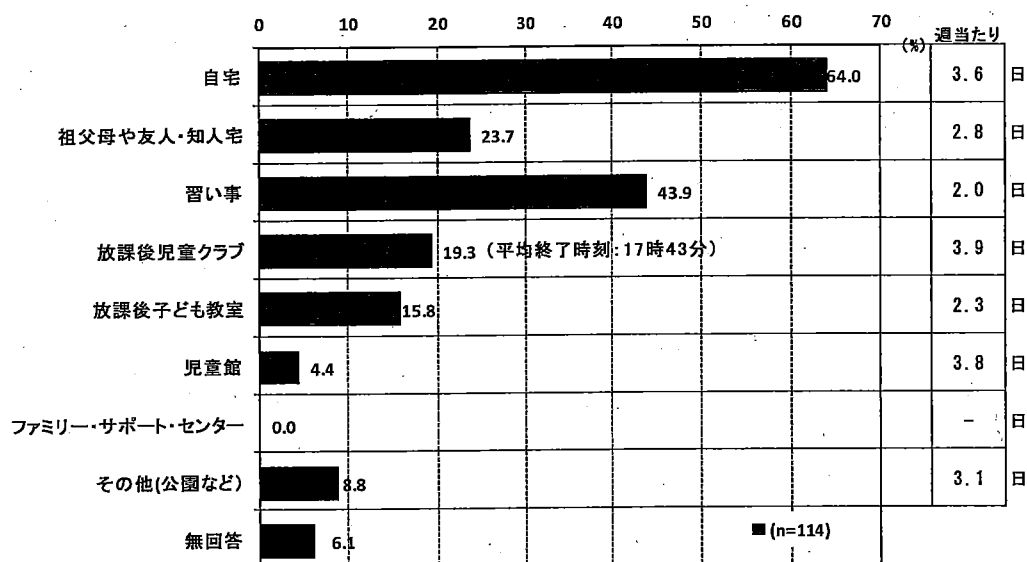
### ■放課後児童クラブの利用意向

「低学年」の時に、放課後の時間を過ごさせたい場所について、「放課後児童クラブ」が46.5%で最も多く、週当たり4.3日となっています。ついで「自宅」が43.0%で、週当たり3.5日となっておりとなっています。以下「習い事」が29.8%、週当たり1.8日と続いています。「高学年時に、放課後の時間を過ごさせたい場所については、「自宅」が64.0%で最も多く、週当たり3.6日となっています。続いて「習い事」(43.9%)が週当たり2.0日、「放課後児童クラブ」(19.3%)が週当たり3.9日となっています。

#### 【低学年】



#### 【高学年】

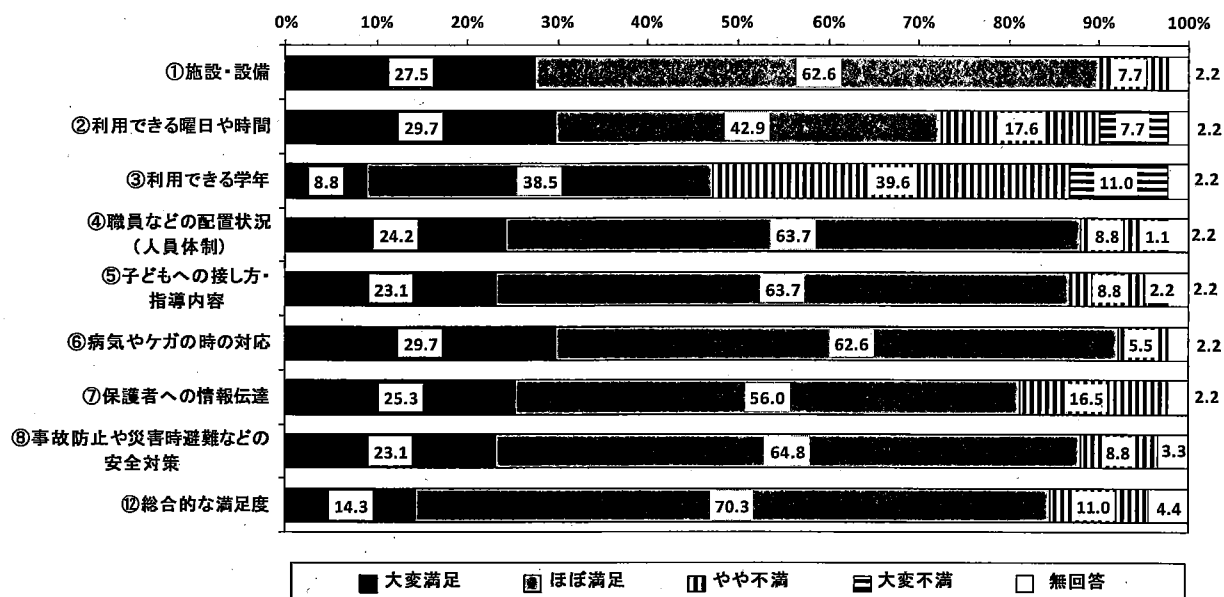


### ③小学生

#### ■放課後児童クラブの評価

現在通っている放課後児童クラブに対する満足度については、「大変満足」「やや満足」を含めて「⑥病気やケガの時の対応」が92.3%で最も高く、ついで「①施設・設備」が90.1%となりました。一方、「大変満足」「やや満足」を含めた割合が最も低かったのは「③利用できる学年」の47.3%で、「やや不満」「不満」の割合をみても50.6%と半数を超える割合となりました。「利用できる学年」の改善に対するニーズが高いことがうかがえます。

また、「⑫総合的な満足度」としては、「大変満足」「やや満足」を含めた割合は84.6%と、8割を超えた満足度となりました。

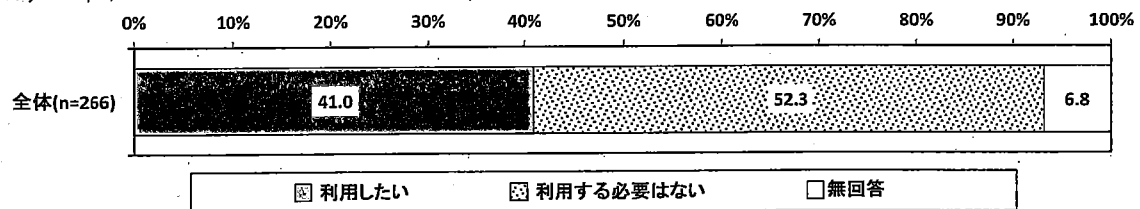


## ■放課後児童クラブの利用意向

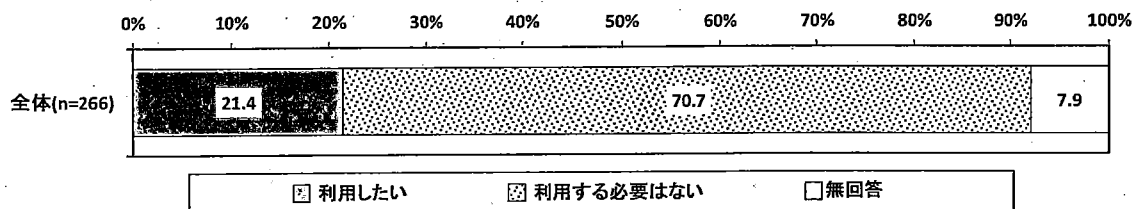
「低学年」の時は、平日の利用希望については、「利用したい」が41.0%、週当たりの利用希望日数は「5日」が最も多くなっています。土曜日については、「利用したい」が21.4%、月当たり利用日数の希望は「4日」が最も多く、日曜日・祝日については「利用したい」が6.4%と低くなっていますが、長期休暇期間中については、「利用したい」が52.1%と5割を超えており、週当たりの利用希望日数は「5日」と平日と同じように利用を希望する状況がうかがえます。「高学年」の時は、平日は「利用したい」が58.0%、土曜日は32.2%、日曜日は9.8%、長期休業期間中は82.5%と、長期休業期間中の利用ニーズが高いことがうかがえます。週当たり希望日数は平日が5.0日、長期休業期間中も「5日」が最も多くなっています。

### 【低学年】

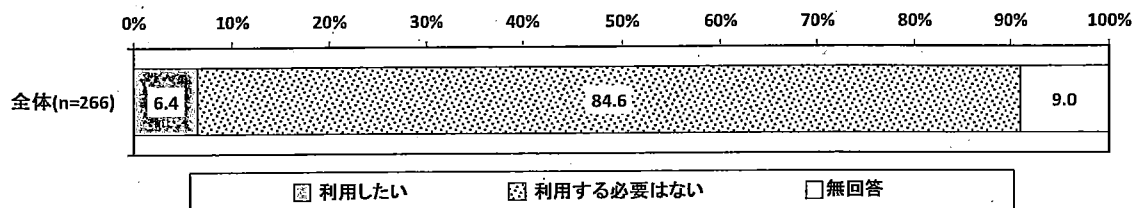
#### (1) 平日



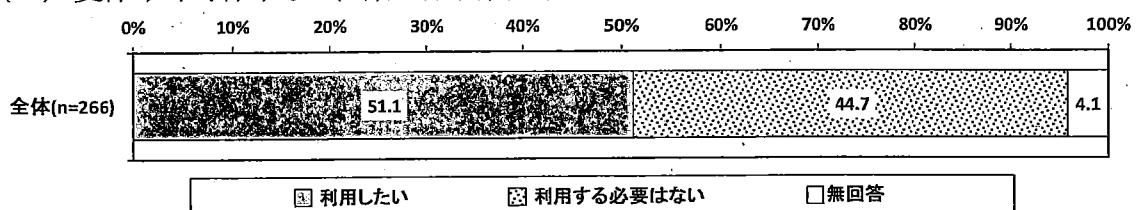
#### (2) 土曜日



#### (3) 日曜・祝日



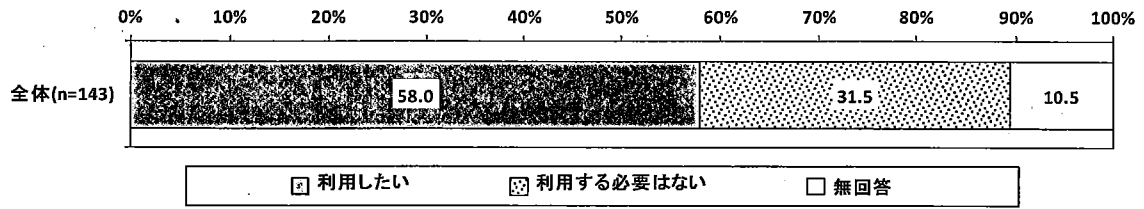
#### (4) 夏休みや冬休みなど長期の休暇期間中



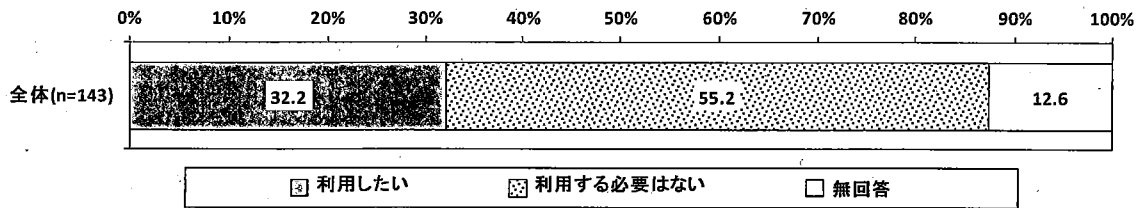


【高学年】

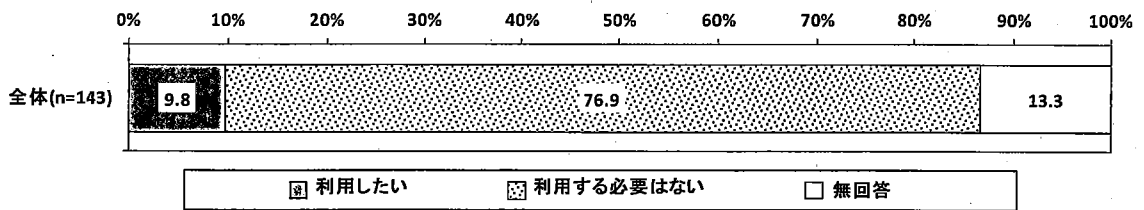
(1) 平日



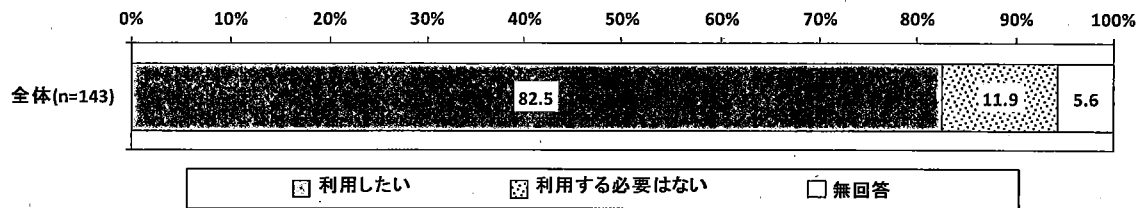
(2) 土曜日



(3) 日曜・祝日



(4) 夏休みや冬休みなど長期の休暇期間中



# 山陽小野田市子ども・子育て支援に関するニーズ調査 — 就学前児童保護者用 —

## 《アンケートご協力についてのお願い》

皆様には、日頃より市政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、幼児期の学校教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月からスタートする予定です。

この新制度を導入するにあたり、山陽小野田市の幼児期の学校教育・保育をはじめとするさまざまな子ども・子育て支援策を、いつまでに、どのように、どのくらい提供していくかなどについて、5か年の『子ども・子育て支援事業計画』を策定することとしています。

そこで、この事業計画を、山陽小野田市の子どもや子育て家庭の実情やニーズに合ったものとするため、現在子育てをされているご家庭の現状や子ども・子育て支援サービスの利用希望に関するアンケート調査を実施することといたしました。

この調査は、市内にお住まいの就学前のお子さんの中から無作為に選ばせていただき、ご協力をお願いするものです。ご回答いただいた調査内容について、回答者個人が特定されたり、他の目的に利用したりすることは一切ございません。

つきましては、ご多忙のことと存じますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

平成25年11月  
山陽小野田市長 白井 博文

## ※ご記入にあたってのお願い

- ① 特にことわりのある場合以外は、封筒のあて名のお子さんについてご記入ください。
- ② アンケートには、お子さんの身の回りの世話などを主にしている保護者の方がご記入ください。
- ③ ご回答は、選択肢に○を付けてお選びいただく場合と、数字などを具体的にご記入いただく場合がございます。
- ④ 設問または回答した選択肢によっては、一部の方だけに回答をお願いしている設問があります。その場合は説明文、矢印等に従ってお答えください。
- ⑤ “○”をつける数については、“(1つに○)”、“(あてはまるものすべてに○)”などの案内がありますので、設問ごとの案内にしたがってください。  
※選択肢「その他」に“○”をした場合、具体的な内容を〔 〕内にご記入ください。
- ⑥ ご記入が済みましたら、お手数ですが、同封の返信用封筒（切手不要）に入れて、

**11月28日(木)までにポストにご投函ください。**

この調査についてのお問い合わせは、下記までお願いします。

山陽小野田市 健康福祉部 こども福祉課

〒756-8601 山陽小野田市日の出一丁目1番1号

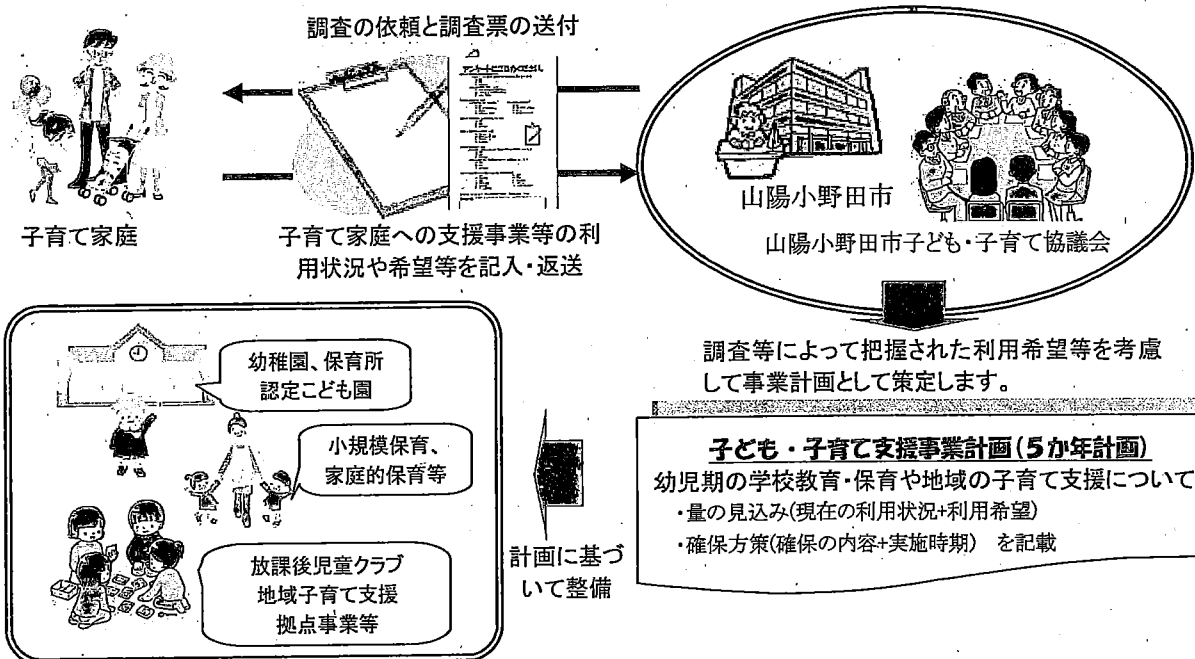
電話：0836-82-1175(受付時間：平日 8:30～17:00)

回答するにあたってお読みください。

子ども・子育て支援法（平成24 年法律第65 号）に基づく新たな子ども・子育て支援の制度（以下「子ども・子育て支援新制度」といいます。）は、以下のような考え方に基づいています。

- 子ども・子育て支援新制度は、急速な少子化の進行、家庭・地域を取り巻く環境の変化に対応して、子どもや保護者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を実現することを目的としています。
- 子どもの成長においては、乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、学童期における心身の健全な発達を通じて、一人ひとりがかけがえない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育まれることが重要です。子ども・子育て支援新制度は、社会全体の責任として、そのような環境を整備することを目指しています。
- 子ども・子育て支援は、以上のような考え方をもとに、保護者には子育てについての第一義的責任があることを前提としつつ、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるような支援を行うものです。地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援を目指しています。

いただいたご回答は子育て支援の充実に生かされます。



ご回答いただいた内容(施設や事業の利用状況・利用希望など)が、実際の施設や事業の利用の可否などに影響することはありません。将来の利用希望を変更していただいて構いません。

## お子さんとご家族についてお伺いします。

以下、すべての設問について、特にことわりのある場合以外は、封筒のあて名のお子さんについてご記入ください。

問1. お住まいの地区(小学校区)を教えてください。(1つに○)

- |         |          |           |          |
|---------|----------|-----------|----------|
| 1. 本山地区 | 2. 赤崎地区  | 3. 須恵地区   | 4. 小野田地区 |
| 5. 高泊地区 | 6. 高千帆地区 | 7. 有帆地区   | 8. 厚狭地区  |
| 9. 出合地区 | 10. 厚陽地区 | 11. 津布田地区 | 12. 埴生地区 |

問2. お子さんの生年月をお聞きます。

平成( )年( )月生まれ

問3. お子さんに兄弟姉妹は何人おられますか。お子さんを含めた人数をお答えください。また、2人以上おられる場合、末子の生年月をお答えください。

お子さんの人数 ( )人 末子の年齢、平成( )年( )月生

問4. あなたは、お子さんからみて、続柄は何ですか。(1つに○)

1. 母親 2. 父親 3. その他〔 〕

問5. あなたの年齢を教えてください。(1つに○)

- |          |        |        |
|----------|--------|--------|
| 1. 10代   | 2. 20代 | 3. 30代 |
| 4. 40代   | 5. 50代 | 6. 60代 |
| 7. 70歳以上 |        |        |

問6. あなたに配偶者はいらっしゃいますか。(1つに○)

1. いる 2. いない

問7. お子さんの子育て(教育を含む)を主にしている方はどなたですか。(1つに○)

※続柄はお子さんからみた関係でお答えください。

- |          |           |         |
|----------|-----------|---------|
| 1. 父母ともに | 2. 主に母親   | 3. 主に父親 |
| 4. 主に祖父母 | 5. その他〔 〕 |         |

※調査票における「子育て」「教育」の定義は以下のとおりです。

- ・子育て：教育・保育その他の子どもの健やかな成長のために行われる支援
- ・教育：問8までにおいては家庭での教育を含めた広い意味、問9以降においては幼児期の学校における教育の意味で用いています。

# お子さんの保護者の就労状況についてお伺いします。

すべての方にお伺いします。

問8. 現在の就労状況(自営業、家族従事者含む)をお伺いします。

(①父親、②母親それぞれあてはまる欄に○、選択肢によっては日数や時間等も回答)

※家を出る時間と帰宅時間は24時間制(分単位を切り捨て)でお答えください。(例:18時)

※土曜日・日曜日・祝日の勤務がある場合は、該当するものに○をつけてください。

※産休・育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況をお答えください。

※ひとり親家庭の場合は①または②のあてはまる方のみお答えください。

※フルタイムとは、常勤・非常勤に関わらず週5日程度かつ1日8時間程度の就労のこと。

※パート・アルバイト等とは、フルタイム以外の就労のこと。

	①父親	②母親
記入例	○	○
1. フルタイムで就労している ⇒ 問9へ		
◆就労日数は1週あたり何日ですか。	日/週	日/週
◆就労時間は1日あたり何時間ですか。	時間/日	時間/日
◆家を出る平均的な時間は何時ごろですか。	時	時
◆平均的な帰宅時間は何時ごろですか。	時	時
◆土曜日・日曜日・祝日の勤務はありますか。	土・日・祝	土・日・祝
2. フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である ⇒ 問9へ		
◆就労日数は1週あたり何日ですか。	日/週	日/週
◆就労時間は1日あたり何時間ですか。	時間/日	時間/日
◆家を出る平均的な時間は何時ごろですか。	時	時
◆平均的な帰宅時間は何時ごろですか。	時	時
◆土曜日・日曜日・祝日の勤務はありますか。	土・日・祝	土・日・祝
3. パート・アルバイト等で就労している ⇒ 問8-1へ		
◆就労日数は1週あたり何日ですか。	日/週	日/週
◆就労時間は1日あたり何時間ですか。	時間/日	時間/日
◆家を出る平均的な時間は何時ごろですか。	時	時
◆平均的な帰宅時間は何時ごろですか。	時	時
◆土曜日・日曜日・祝日の勤務はありますか。	土・日・祝	土・日・祝
4. パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である ⇒ 問8-1へ		
◆就労日数は1週あたり何日ですか。	日/週	日/週
◆就労時間は1日あたり何時間ですか。	時間/日	時間/日
◆家を出る平均的な時間は何時ごろですか。	時	時
◆平均的な帰宅時間は何時ごろですか。	時	時
◆土曜日・日曜日・祝日の勤務はありますか。	土・日・祝	土・日・祝
5. 以前は就労していたが、現在は就労していない ⇒ 問8-2へ		
6. これまでに就労したことがない ⇒ 問8-2へ		

**問 8 で「3」または「4」に○をした方にお伺いします。**

問8-1. フルタイムへの転換希望はありますか。(①父親、②母親ごと1つに○)

※ひとり親家庭の場合は①または②のあてはまる方のみお答えください。

	①父親	②母親
1. フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある		
2. フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない		
3. パート・アルバイト等の就労を続けることを希望		
4. パート・アルバイト等をやめて子育てや家事に専念したい		

**問 8 で「5」または「6」に○をした方にお伺いします。**

問8-2. 今後の就労希望はありますか。(①父親、②母親ごと1つに○)

※「2. 1 年より先、一番下の子どもが～」を選択した場合、対象のお子さんの具体的な年齢を( )内にお答えください。

※ひとり親家庭の場合は①または②のあてはまる方のみお答えください。

	①父親	②母親
1. 子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)		
2. 1年より先、一番下の子どもが( )歳になったころに就労したい → 問8-3 へ		
3. すぐにも、もしくは1年以内に就労したい → 問8-3 へ		

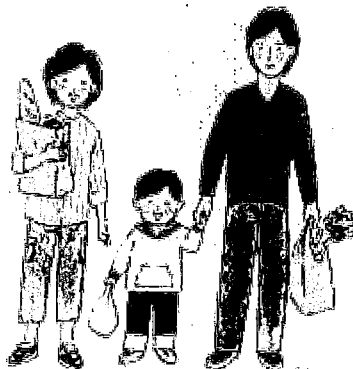
**問 8-2 で「2」または「3」に○をした方にお伺いします。**

問8-3. 就労希望の形態はどのようなものですか。

(①父親、②母親ごと1つに○、選択肢によっては日数等も回答)

※ひとり親家庭の場合は①または②のあてはまる方のみお答えください。

	①父親	②母親
1. フルタイム		
2. パートタイム、アルバイト等		
◆希望する就労日数は1週あたり何日ですか。	日/週	日/週
◆希望する就労時間は1日あたり何時間ですか。	時間/日	時間/日





問9-2. 問9-1で選択した事業ごとに、現在の利用状況と、希望する利用日数等を具体的に  
お答えください。※利用時間帯は24時間制でお答えください。

事業番号	利用日数・利用時間・利用時間帯
	現在: 1週あたり[ ]日 1日あたり[ ]時間 ( [ ]時[ ]分～[ ]時[ ]分)
	希望: 1週あたり[ ]日 1日あたり[ ]時間 ( [ ]時[ ]分～[ ]時[ ]分)
	現在: 1週あたり[ ]日 1日あたり[ ]時間 ( [ ]時[ ]分～[ ]時[ ]分)
	希望: 1週あたり[ ]日 1日あたり[ ]時間 ( [ ]時[ ]分～[ ]時[ ]分)
	現在: 1週あたり[ ]日 1日あたり[ ]時間 ( [ ]時[ ]分～[ ]時[ ]分)
	希望: 1週あたり[ ]日 1日あたり[ ]時間 ( [ ]時[ ]分～[ ]時[ ]分)
	現在: 1週あたり[ ]日 1日あたり[ ]時間 ( [ ]時[ ]分～[ ]時[ ]分)
	希望: 1週あたり[ ]日 1日あたり[ ]時間 ( [ ]時[ ]分～[ ]時[ ]分)

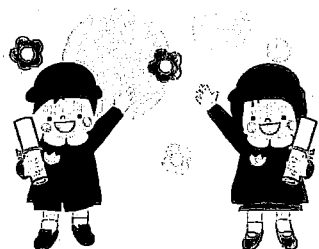
問9-3. 問9-1で選択した事業のうち、主に利用している事業の実施場所はどこですか。  
(1つに○)

1. 山陽小野田市内	2. 宇部市	3. 下関市	4. 他の市町
------------	--------	--------	---------

問9で「2. 利用していない」に○をした方にお伺いします。

問9-4. 利用していない理由は何ですか。(1つに○)

1. 利用する必要がない 2. 子どもの祖父母や親戚の人がみている 3. 利用したいが、保育・教育の事業に空きがない 4. 利用したいが、経済的な理由で事業を利用できない 5. 利用したいが、延長・夜間等の時間帯の条件が合わない 6. 利用したいが、事業の利用要件(就労要件等)に当てはまらない 7. 申込みをしているが利用できない 8. 子どもがまだ小さいため 9. その他 [ ]
--









**お子さんの土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用希望についてお伺いします。**

**すべての方にお伺いします。**

**問12.** お子さんについて、土曜日と日曜日・祝日に、定期的な教育・保育事業の利用希望はありますか（一時的な利用は除きます）。それぞれの中から該当する番号に○をつけてください。（1つに○）

※保育・教育事業とは、幼稚園、保育所、認可外保育施設などの事業を指しますが、親族・知人による預かりは含みません。

※希望する利用時間帯は24時間制でお答えください。

※これらの事業の利用には、一定の利用者負担が発生する場合があります。（別紙「施設・サービス一覧」参照）

(1) 土曜日

1. 利用する必要はない	
2. ほぼ毎週利用したい	_____ ↓
3. 月に1~2回利用したい	_____ ↓
希望する 利用時間帯	<input type="text"/> <input type="text"/> 時 <input type="text"/> <input type="text"/> 分 から <input type="text"/> <input type="text"/> 時 <input type="text"/> <input type="text"/> 分まで

(2) 日曜日・祝日

1. 利用する必要はない	
2. ほぼ毎週利用したい	_____ ↓
3. 月に1~2回利用したい	_____ ↓
希望する 利用時間帯	<input type="text"/> <input type="text"/> 時 <input type="text"/> <input type="text"/> 分 から <input type="text"/> <input type="text"/> 時 <input type="text"/> <input type="text"/> 分まで

**現在、幼稚園を利用している方にお伺いします。利用していない方は、問14にお進みください。**

**問13.** お子さんについて、夏休み・冬休みなど長期休業期間中の預かり保育の利用希望はありますか。該当する番号に○をつけてください。（1つに○）

※希望する利用時間帯は24時間制でお答えください。

※預かり保育には、利用料が必要です。

1. 利用する必要はない	
2. 休みの期間中、ほぼ毎日利用したい	_____ ↓
3. 休みの期間中、週に数日利用したい	_____ ↓
希望する 利用時間帯	<input type="text"/> <input type="text"/> 時 <input type="text"/> <input type="text"/> 分 から <input type="text"/> <input type="text"/> 時 <input type="text"/> <input type="text"/> 分まで





## お子さんが5歳以上である方に、小学校就学後の放課後の過ごし方についてお伺いします。

お子さんの年齢が5歳以上の方にお伺いします。該当しない方は、問 20 へお進みください。

問17. お子さんについて、小学校低学年(1~3年生)のうち、放課後(平日の小学校終了後)の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。(あてはまるものすべてに○)  
併せて、週あたり日数を数字でご記入ください。

※放課後児童クラブを希望する場合は、利用時間を 24 時間制でお答えください。

【放課後児童クラブとは】

保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童(1~3年生)を対象に、指導員の下、放課後の生活の場を提供する事業です。事業の利用にあたっては、一定の利用料がかかります。(別紙「施設・サービス一覧」参照)

【放課後子ども教室とは】

放課後に学校施設を利用して、地域の方々の参画を得て、子どもたちに学習・スポーツ・地域交流活動などの機会を提供する事業です。

1. 自宅	週 ( ) 日くらい
2. 祖父母や友人・知人宅	週 ( ) 日くらい
3. 習い事	週 ( ) 日くらい
4. 放課後児童クラブ	週 ( ) 日くらい⇒下校時から ( ) 時まで
5. 放課後子ども教室	週 ( ) 日くらい
6. 児童館	週 ( ) 日くらい
7. ファミリー・サポート・センター	週 ( ) 日くらい
8. その他(公園など)	週 ( ) 日くらい

問18. お子さんについて、小学校高学年(4~6年生)になったら、放課後(平日の小学校終了後)の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。(あてはまるものすべてに○)  
併せて、週あたり日数を数字でご記入ください。

※放課後児童クラブを希望する場合は、利用時間を 24 時間制でお答えください。

※だいたい先のことになりますが、現在お持ちのイメージでお答えください。

1. 自宅	週 ( ) 日くらい
2. 祖父母や友人・知人宅	週 ( ) 日くらい
3. 習い事	週 ( ) 日くらい
4. 放課後児童クラブ	週 ( ) 日くらい⇒下校時から ( ) 時まで
5. 放課後子ども教室	週 ( ) 日くらい
6. 児童館	週 ( ) 日くらい
7. ファミリー・サポート・センター	週 ( ) 日くらい
8. その他(公園など)	週 ( ) 日くらい

問 17 または問 18 で「4.放課後児童クラブ」に○をした方にお伺いします。希望しない方は、問 20 にお進みください。

問 19. お子さんについて、土曜日、日曜日・祝日、夏休み・冬休みなど長期休業期間に、放課後児童クラブの利用希望はありますか。(1つに○)

※希望する利用時間帯は 24 時間制でお答えください。

(1) 土曜日

1. 利用する必要はない	
2. 低学年(1~3年生)の間は利用したい	→
3. 高学年(4~6年生)になっても利用したい	↓
希望する 利用時間帯	<input type="text"/> <input type="text"/> 時 <input type="text"/> <input type="text"/> 分 から <input type="text"/> <input type="text"/> 時 <input type="text"/> <input type="text"/> 分まで

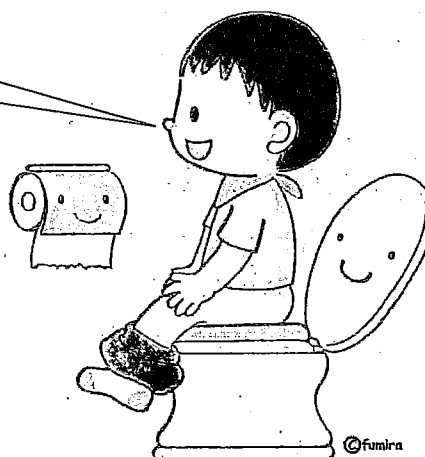
(2) 日曜・祝日

1. 利用する必要はない	
2. 低学年(1~3年生)の間は利用したい	→
3. 高学年(4~6年生)になっても利用したい	↓
希望する 利用時間帯	<input type="text"/> <input type="text"/> 時 <input type="text"/> <input type="text"/> 分 から <input type="text"/> <input type="text"/> 時 <input type="text"/> <input type="text"/> 分まで

(3) 夏休み・冬休みなど長期の休暇期間中

1. 利用する必要はない	
2. 低学年(1~3年生)の間は利用したい	→
3. 高学年(4~6年生)になっても利用したい	↓
希望する 利用時間帯	<input type="text"/> <input type="text"/> 時 <input type="text"/> <input type="text"/> 分 から <input type="text"/> <input type="text"/> 時 <input type="text"/> <input type="text"/> 分まで

もう少しあります。  
よろしくお願ひします。



## 育児休業の取得状況についてお伺いします。

すべての方にお伺いします。

問20. お子さんが生まれた時、父母のいずれかもしくは双方が育児休業を取得しましたか。  
(①母親、②父親ごと1つに○)

※取得した(取得中である)の場合は、取得期間をお答えください。

※取得していない場合は、下の表から該当する理由を3つまで選び、番号でお答えください。

①母親 (1つに○)	②父親 (1つに○)
1. 働いていなかった	1. 働いていなかった
2. 取得した(取得中である) ⇒取得期間( )月	2. 取得した(取得中である) ⇒取得期間( )月
3. 取得していない その主な理由を下から3つ選んで、□の中に番号を記入してください。 □ □ □	3. 取得していない その主な理由を下から3つ選んで、□の中に番号を記入してください。 □ □ □

1. 職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった
2. 仕事が忙しかった
3. (産休後に) 仕事に早く復帰したかった
4. 仕事に戻るのが難しそうだった
5. 昇給・昇格などが遅れそうだった
6. 収入減となり、経済的に苦しくなる
7. 保育所などに預けることができた
8. 配偶者が育児休業制度を利用した
9. 配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった
10. 子育てや家事に専念するため退職した
11. 職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)
12. 有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった
13. 育児休業を取得できることを知らなかった
14. 産前産後の休暇(産前6週間、産後8週間)を取得できることを知らず、退職した
15. その他 [ ]

次のページからの問 21、22 は問 20 で母親または父親が「2.取得した(取得中である)」に○をした方にお伺いします。該当しない方は、16 ページ問 23 へお進みください。





**(2)父親の場合**

**問22.** 育児休業取得後、職場に復帰しましたか。(1つに○)

- |                    |           |
|--------------------|-----------|
| 1. 育児休業取得後、職場に復帰した | ⇒ 問22-1 へ |
| 2. 現在も育児休業中である     | ⇒ 問22-4 へ |
| 3. 育児休業中に離職した      | ⇒ 問23 へ   |

**問22**で「1. 育児休業取得後、職場に復帰した」に○をした方にお伺いします。

**問22-1.** 育児休業から職場に復帰したのは、年度初めの保育所入園に合わせたタイミングでしたか。あるいはそれ以外でしたか。(1つに○)

※年度初めでの入園を希望して復帰したが、実際には希望する保育所に入園できなかったという場合も「1」を選択してください。

- |                         |
|-------------------------|
| 1. 年度初めの入園に合わせたタイミングだった |
| 2. それ以外だった              |

**問22-2.** 育児休業からは、「実際」にお子さんが何歳何ヶ月のときに職場復帰しましたか。また、お勤め先の育児休業の制度の期間内で、何歳何ヶ月のときまで取りたかったですか。

実際の取得期間	<input type="text"/> 歳	<input type="text"/>   <input type="text"/> ヶ月
希 望	<input type="text"/> 歳	<input type="text"/>   <input type="text"/> ヶ月

**問22-2**で実際の復帰と希望が異なる方にお伺いします。

**問22-3.** 希望の時期に職場復帰しなかった理由はなんですか。

(1) 希望より早く復帰した方 (あてはまるものすべてに○)

- |                         |
|-------------------------|
| 1. 希望する保育所に入園するため       |
| 2. 配偶者や家族の希望があったため      |
| 3. 経済的な理由で早く復帰する必要があった  |
| 4. 人事異動や業務の節目の時期に合わせるため |
| 5. その他〔 _____ 〕         |

(2) 希望より遅く復帰した方 (あてはまるものすべてに○)

- |                           |
|---------------------------|
| 1. 希望する保育所に入れなかったため       |
| 2. 自分や子どもなどの体調が思わしくなかったため |
| 3. 家族や配偶者の希望があったため        |
| 4. 職場の受け入れ態勢が整っていなかったため   |
| 5. 子どもをみてくれる人がいなかったため     |
| 6. その他〔 _____ 〕           |

**問22**で「2. 現在も育児休業中である」に○をした方にお伺いします。

**問22-4.** お子さんが1歳になったときに必ず利用できる保育所等があれば、1歳になるまで育児休業を取得しますか。または、預けられる保育所等があっても1歳になる前に復帰しますか。(1つに○)

- |                      |                 |
|----------------------|-----------------|
| 1. 1歳になるまで育児休業を取得したい | 2. 1歳になる前に復帰したい |
|----------------------|-----------------|

**山陽小野田市の子育てサービスについての認知状況、利用状況についてお伺いします。**

すべての方にお伺いします。

問23. 下記の①～⑧のサービスを知っていたり、これまでに利用したことはありますか。また、今後利用したいと思いますか。(サービスごとに、A～Cのそれぞれについて、1つに○)

※各事業の内容は、別紙「施設・サービス一覧」をご覧ください。

サービスの種類	A		B		C	
	知っている		利用したこと がある		今後、利用 したい	
1.保健センターの育児相談・育児講座	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
2.保育園一時預かり事業	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
3.私立幼稚園の未就園児を対象とした子育て支援事業	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
4.保育園や幼稚園の園庭等の解放	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
5.育児サークル	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
6.病児・病後児保育(病児ケアハウス)	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
7.子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
8.子育て情報サイト「さんようおのだっこ」	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ

**ファミリー・サポート・センターの利用状況についてお伺いします。**

すべての方にお伺いします。

問24. 「山陽小野田市ファミリー・サポート・センター」を利用したことがありますか。(1つに○)

1. ある	2. 会員登録はしているが、利用したこと はない ⇒ 問24-1 へ
3. 知っているが、利用したことはない ⇒ 問24-1 へ	4. 知らなかった

問24で「2」または「3」に○をした方にお伺いします。

問24-1. 利用していない理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

1. 利用料が高いから 2. 登録制になっているから 3. 急に利用しにくいから 4. しゅみがよく分からないから 5. 提供会員に預けるのが不安だから 6. 当面利用する必要がなかったから 7. その他〔	〕
---	---

## お子さんの地域の子育て支援事業の利用状況についてお伺いします。

すべての方にお伺いします。

問25. お子さんは現在、地域子育て支援センター(別紙「施設・サービス一覧」参照)を利用していますか。(1つに○)

利用している場合は、おおよその利用回数(頻度)をお答えください。

1. 利用している	◆1ヶ月あたりの利用回数	回/月
2. 利用していない ⇒ 問25-1 へ		

問25で「2.利用していない」に○をした方にお伺いします。

問25-1. 利用したことがない理由はどのようなことですか。(1つに○)

1. 普段は幼稚園や保育所などに通わせているため必要ない	}
2. 地域子育て支援センターを知らない	
3. 地域子育て支援センターの利用方法がわからないから	
4. 自宅から遠いから	
5. 仲間に入れるかどうか不安	
6. 忙しいから(時間がないから)	
7. その他〔	
8. 特に理由はない	

問26. 地域子育て支援センターについて、現在は利用していないができれば今後利用したい、あるいは利用頻度を増やしたいと思いませんか。(1つに○)

また、希望するおおよその利用回数(頻度)をお答えください。

※地域子育て支援センターによって、おやつ代などの負担があります。

1. 利用していないが、今後利用したい	◆1ヶ月あたりの利用回数	回/月
2. すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい	◆1ヶ月あたりの利用回数	回/月
3. 新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない		

## 子育て支援全般についてお伺いします。

問27～問30はすべての方にお伺いします。

問27. 子育て支援サービスに関する情報は、どこから入手できるとよいと思いませんか。

(あてはまるものすべてに○)

1. 広報さんようおのだ	2. 市のホームページ
3. 子育て情報サイトさんようおのだっこ	4. 市役所や保健センターの窓口
5. 健診などで配られるパンフレット	6. 自治会の回覧板
7. 保育園や幼稚園のお便り	8. テレビ・ラジオ・新聞
9. その他〔	〕



問31. 山陽小野田市の子育て支援に関するご意見やご感想などをご自由にお書きください。

-----

-----

-----

-----

-----

-----

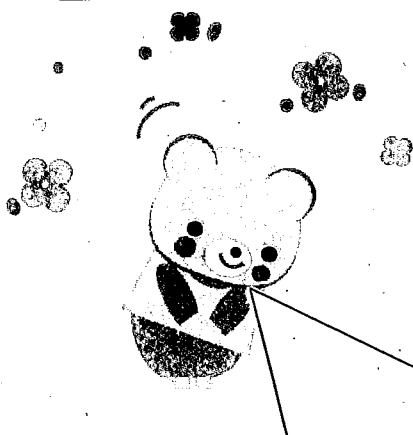
-----

-----

-----

-----

-----



**調査にご協力いただき、  
大変ありがとうございました。**

**お手数ですが、同封の返信用封筒に入れて、  
11月28日(木)までにポストにご投函ください。**

# 山陽小野田市子ども・子育て支援に関するニーズ調査 — 小学生保護者用 —

## 《アンケートご協力についてのお願い》

皆様には、日頃より市政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、幼児期の学校教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月からスタートする予定です。

この新制度を導入するにあたり、山陽小野田市の放課後児童クラブなどのさまざまな子ども・子育て支援策を、いつまでに、どのように、どのくらい提供していくかなどについて、5か年の『子ども・子育て支援事業計画』を策定することとしています。

そこで、この事業計画を、山陽小野田市の子どもや子育て家庭の実情やニーズに合ったものとするため、現在子育てをされているご家庭の現状や子ども・子育て支援サービスの利用希望に関するアンケート調査を実施することといたしました。

この調査は、市内にお住まいの小学生のお子さんの中から無作為に選ばせていただき、ご協力をお願いするものです。ご回答いただいた調査内容について、回答者個人が特定されたり、他の目的に利用したりすることは一切ございません。

つきましては、ご多忙のことと存じますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

平成25年11月  
山陽小野田市長 白井 博文

## ※ご記入にあたってのお願い

- ① 特にことわりのある場合以外は、封筒のあて名のお子さんについてご記入ください。
- ② アンケートには、お子さんの身の回りの世話などを主にしている保護者の方がご記入ください。
- ③ ご回答は、選択肢に○を付けてお選びいただく場合と、数字などを具体的にご記入いただく場合がございます。
- ④ 設問または回答した選択肢によっては、一部の方だけに回答をお願いしている設問があります。その場合は説明文、矢印等に従ってお答えください。
- ⑤ “○”をつける数については、“(1つに○)”、“(あてはまるものすべてに○)”などの案内がありますので、設問ごとの案内にしたがってください。  
※選択肢「その他」に“○”をした場合、具体的な内容を〔 〕内にご記入ください。
- ⑥ ご記入がすみましたら、お手数ですが、同封の返信用封筒（切手不要）に入れて、

**11月28日(木)までにポストにご投函ください。**

この調査についてのお問い合わせは、下記までお願いします。

山陽小野田市 健康福祉部 こども福祉課  
〒756-8601 山陽小野田市日の出一丁目1番1号  
電話：0836-82-1175 (受付時間：平日 8:30～17:00)

回答するにあたってお読みください。

子ども・子育て支援法（平成24 年法律第65 号）に基づく新たな子ども・子育て支援の制度（以下「子ども・子育て支援新制度」といいます。）は、以下のような考え方に基づいています。

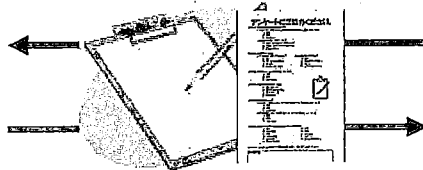
- 子ども・子育て支援新制度は、急速な少子化の進行、家庭・地域を取り巻く環境の変化に対応して、子どもや保護者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を実現することを目的としています。
- 子どもの成長においては、乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、学童期における心身の健全な発達を通じて、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育まれることが重要です。子ども・子育て支援新制度は、社会全体の責任として、そのような環境を整備することを目指しています。
- 子ども・子育て支援は、以上のような考え方をもとに、保護者には子育てについての第一義的責任があることを前提としつつ、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるような支援を行うものです。地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援を目指しています。

いただいたご回答は子育て支援の充実に生かされます。



子育て家庭

調査の依頼と調査票の送付



子育て家庭への支援事業等の利用状況や希望等を記入・返送



山陽小野田市



山陽小野田市子ども・子育て協議会

調査等によって把握された利用希望等を考慮して事業計画として策定します。



放課後児童クラブ  
地域子育て支援  
拠点事業等

計画に基づいて整備

**子ども・子育て支援事業計画(5か年計画)**

幼児期の学校教育・保育や地域の子育て支援について

- ・量の見込み(現在の利用状況+利用希望)
- ・確保方策(確保の内容+実施時期) を記載

ご回答いただいた内容(施設や事業の利用状況・利用希望など)が、実際の施設や事業の利用の可否などに影響することはありません。将来の利用希望を変更していただいて構いません。



## お子さんとご家族についてお伺いします。

以下、すべての設問について、特にことわりのある場合以外は、封筒のあて名のお子さんについてご記入ください。

問1. お住まいの地区(小学校区)を教えてください。(1つに〇)

- |         |          |           |          |
|---------|----------|-----------|----------|
| 1. 本山地区 | 2. 赤崎地区  | 3. 須恵地区   | 4. 小野田地区 |
| 5. 高泊地区 | 6. 高千帆地区 | 7. 有帆地区   | 8. 厚狭地区  |
| 9. 出合地区 | 10. 厚陽地区 | 11. 津布田地区 | 12. 埴生地区 |

問2. お子さんの生年月と学年をお聞きます。

平成( )年( )月生まれ ( )年生

問3. お子さんに兄弟姉妹は何人おられますか。お子さんを含めた人数をお答えください。また、2人以上おられる場合、末子の生年月をお答えください。

お子さんの人数 ( )人 末子の年齢 平成( )年( )月生

問4. あなたは、お子さんからみて、続柄は何ですか。(1つに〇)

1. 母親                      2. 父親                      3. その他〔                      〕

問5. あなたの年齢を教えてください。(1つに〇)

- |          |        |        |
|----------|--------|--------|
| 1. 10代   | 2. 20代 | 3. 30代 |
| 4. 40代   | 5. 50代 | 6. 60代 |
| 7. 70歳以上 |        |        |

問6. あなたに配偶者はいらっしゃいますか。(1つに〇)

1. いる                                      2. いない

問7. お子さんの子育て(教育を含む)を主にしている方はどなたですか。(1つに〇)

※続柄はお子さんからみた関係でお答えください。

- |          |                                |         |
|----------|--------------------------------|---------|
| 1. 父母ともに | 2. 主に母親                        | 3. 主に父親 |
| 4. 主に祖父母 | 5. その他〔                      〕 |         |

※調査票における「子育て」「教育」の定義は以下のとおりです。

- ・子育て：教育・保育その他の子どもの健やかな成長のために行われる支援
- ・教育：問8までにおいては家庭での教育を含めた広い意味、問9以降においては幼児期の学校における教育の意味で用いています。

# お子さんの保護者の就労状況についてお伺いします。

すべての方にお伺いします。

問8. 現在の就労状況(自営業、家族従事者含む)をお伺いします。

(①父親、②母親それぞれあてはまる欄に○、選択肢によっては日数や時間等も回答)

※家を出る時間と帰宅時間は24時間制(分単位を切り捨て)でお答えください。(例:18時)

※土曜日・日曜日・祝日の勤務がある場合は、該当するものに○をつけてください。

※産休・育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況をお答えください。

※ひとり親家庭の場合は①または②のあてはまる方のみお答えください。

※フルタイムとは、常勤・非常勤に関わらず週5日程度かつ1日8時間程度の就労のこと。

※パート・アルバイト等とは、フルタイム以外の就労のこと。

	①父親	②母親
記入例	○	○
1. フルタイムで就労している ⇒ 問9へ		
◆就労日数は1週あたり何日ですか。	日/週	日/週
◆就労時間は1日あたり何時間ですか。	時間/日	時間/日
◆家を出る平均的な時間は何時ごろですか。	時	時
◆平均的な帰宅時間は何時ごろですか。	時	時
◆土曜日・日曜日・祝日の勤務はありますか。	土・日・祝	土・日・祝
2. フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である ⇒ 問9へ		
◆就労日数は1週あたり何日ですか。	日/週	日/週
◆就労時間は1日あたり何時間ですか。	時間/日	時間/日
◆家を出る平均的な時間は何時ごろですか。	時	時
◆平均的な帰宅時間は何時ごろですか。	時	時
◆土曜日・日曜日・祝日の勤務はありますか。	土・日・祝	土・日・祝
3. パート・アルバイト等で就労している ⇒ 問8-1へ		
◆就労日数は1週あたり何日ですか。	日/週	日/週
◆就労時間は1日あたり何時間ですか。	時間/日	時間/日
◆家を出る平均的な時間は何時ごろですか。	時	時
◆平均的な帰宅時間は何時ごろですか。	時	時
◆土曜日・日曜日・祝日の勤務はありますか。	土・日・祝	土・日・祝
4. パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である ⇒ 問8-1へ		
◆就労日数は1週あたり何日ですか。	日/週	日/週
◆就労時間は1日あたり何時間ですか。	時間/日	時間/日
◆家を出る平均的な時間は何時ごろですか。	時	時
◆平均的な帰宅時間は何時ごろですか。	時	時
◆土曜日・日曜日・祝日の勤務はありますか。	土・日・祝	土・日・祝
5. 以前は就労していたが、現在は就労していない ⇒ 問8-2へ		
6. これまでに就労したことがない ⇒ 問8-2へ		

**問 8 で「3」または「4」に○をした方にお伺いします。**

**問8-1.** フルタイムへの転換希望はありますか。(①父親、②母親ごと1つに○)

※ひとり親家庭の場合は①または②のあてはまる方のみお答えください。

	①父親	②母親
1. フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある		
2. フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない		
3. パート・アルバイト等の就労を続けることを希望		
4. パート・アルバイト等をやめて子育てや家事に専念したい		

**問 8 で「5」または「6」に○をした方にお伺いします。**

**問8-2.** 今後の就労希望はありますか。(①父親、②母親ごと1つに○)

※「2. 1年より先、一番下の子どもが～」を選択した場合、対象のお子さんの具体的な年齢を( )内にお答えください。

※ひとり親家庭の場合は①または②のあてはまる方のみお答えください。

	①父親	②母親
1. 子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)		
2. 1年より先、一番下の子どもが( )歳になったころに就労したい ⇒ 問8-3 へ		
3. すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい ⇒ 問8-3 へ		

**問 8-2 で「2」または「3」に○をした方にお伺いします。**

**問8-3.** 就労希望の形態はどのようなものですか。

(①父親、②母親ごと1つに○、選択肢によっては日数等も回答)

※ひとり親家庭の場合は①または②のあてはまる方のみお答えください。

	①父親	②母親
1. フルタイム		
2. パートタイム、アルバイト等		
◆希望する就労日数は1週あたり何日ですか。	日/週	日/週
◆希望する就労時間は1日あたり何時間ですか。	時間/日	時間/日



# お子さんの放課後児童クラブの利用についてお伺いします。

すべての方にお伺いします。

問9. お子さんは、小学校の放課後(平日の小学校終了後)を、どのような場所で過ごしていますか。  
(あてはまるものすべてに○)

【放課後児童クラブとは】

保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童(1~3年生)を対象に、指導員の下、放課後の生活の場を提供する事業です。事業の利用にあたっては、一定の利用料がかかります。※別紙「子育て関連施設・子育て支援サービス一覧」(以下、「施設・サービス一覧」)参照

【放課後子ども教室とは】

放課後に学校施設を利用して、地域の方々の参画を得て、子どもたちに学習・スポーツ・地域交流活動などの機会を提供する事業です。

1. 自宅	週 ( ) 日くらい
2. 祖父母や友人・知人宅	週 ( ) 日くらい
3. 習い事	週 ( ) 日くらい
4. 放課後児童クラブ	週 ( ) 日くらい
5. 放課後子ども教室	週 ( ) 日くらい
6. 児童館	週 ( ) 日くらい
7. ファミリー・サポート・センター	週 ( ) 日くらい
8. その他(公園など)	週 ( ) 日くらい

問9で「4.放課後児童クラブ」に○をした方にお伺いします。

問9-1. 放課後児童クラブの平日と土曜日、夏休みや冬休みなどの利用状況についてお答えください。(それぞれ1つに○)

利用している場合は、週(月)あたりの利用日数と平均的な利用時間帯もお答えください。

※利用時間帯は24時間制でお答えください。

(1) 平日

1. 利用していない	
2. 利用している → ◆週あたりの利用日数 ( ) 日	
現在の 利用時間帯	<input type="text"/> 時 <input type="text"/> 分 から <input type="text"/> 時 <input type="text"/> 分まで

(2) 土曜日

1. 利用していない	
2. 利用している → ◆月あたりの利用日数 ( ) 日	
現在の 利用時間帯	<input type="text"/> 時 <input type="text"/> 分 から <input type="text"/> 時 <input type="text"/> 分まで

(3) 夏休みや冬休みなど長期休業期間

1. 利用していない	
2. 利用している → ◆週あたりの利用日数 ( ) 日	
現在の 利用時間帯	<input type="text"/> 時 <input type="text"/> 分 から <input type="text"/> 時 <input type="text"/> 分まで



お子さんが小学校低学年(1~3年生)の方にお伺いします。

問10. お子さんについて、今後の放課後児童クラブの利用希望はありますか。現在利用中の方も教えてください。(それぞれ1つに○)

利用を希望する場合は、週(月)あたりの利用日数と平均的な利用時間帯もお答えください。

※利用時間帯は24時間制でお答えください。

(1) 平日

1. 利用する必要はない	
2. 利用したい → ◆週あたりの利用日数 ( ) 日	
希望する 利用時間帯	<input type="text"/> 時 <input type="text"/> 分 から <input type="text"/> 時 <input type="text"/> 分まで

(2) 土曜日

1. 利用する必要はない	
2. 利用したい → ◆月あたりの利用日数 ( ) 日	
希望する 利用時間帯	<input type="text"/> 時 <input type="text"/> 分 から <input type="text"/> 時 <input type="text"/> 分まで

(3) 日曜日・祝日

1. 利用する必要はない	
2. 利用したい → ◆月あたりの利用日数 ( ) 日	
希望する 利用時間帯	<input type="text"/> 時 <input type="text"/> 分 から <input type="text"/> 時 <input type="text"/> 分まで

(4) 夏休みや冬休みなど長期休業期間

1. 利用する必要はない	
2. 利用したい → ◆週あたりの利用日数 ( ) 日	
希望する 利用時間帯	<input type="text"/> 時 <input type="text"/> 分 から <input type="text"/> 時 <input type="text"/> 分まで

お子さんが4年生以上になったときの放課後の過ごし方についてお伺いします。

問10で平日、土曜日、日曜日・祝日、長期休業期間のいずれかについて、「2.利用したい」に○をした方にお伺いします。希望しない方は、問12にお進みください。

問11. 放課後児童クラブが小学校6年生まで利用できるようになった場合、お子さんが小学校高学年(4年~6年生)になったとき、利用希望はありますか。(それぞれ1つに○)

利用を希望する場合は、週(月)あたりの利用日数と平均的な利用時間帯もお答えください。

※希望する利用時間帯は24時間制でお答えください。

(1) 平日

1. 利用する必要はない	
2. 利用したい → ◆週あたりの利用日数 ( ) 日	
希望する 利用時間帯	<input type="text"/> 時 <input type="text"/> 分 から <input type="text"/> 時 <input type="text"/> 分まで

(2) 土曜日

1. 利用する必要はない	
2. 利用したい → ◆月あたりの利用日数 ( ) 日	
希望する 利用時間帯	<input type="text"/> 時 <input type="text"/> 分 から <input type="text"/> 時 <input type="text"/> 分まで



## ファミリー・サポート・センターの利用状況についてお伺いします。

すべての方にお伺いします。

問13. 「山陽小野田市ファミリー・サポート・センター」を利用したことがありますか。(1つに○)

- |                                 |                                      |
|---------------------------------|--------------------------------------|
| 1. ある                           | 2. 会員登録はしているが、利用したこと<br>はない ⇒ 問13-1へ |
| 3. 知っているが、利用したことはない<br>⇒ 問13-1へ | 4. 知らなかった                            |

問13で「2」または「3」に○をした方にお伺いします。

問13-1. 利用していない理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

- |                    |
|--------------------|
| 1. 利用料が高いから        |
| 2. 登録制になっているから     |
| 3. 急に利用しにくいから      |
| 4. しくみがよく分からないから   |
| 5. 提供会員に預けるのが不安だから |
| 6. 当面利用する必要がなかったから |
| 7. その他 ( )         |

## 子育て支援サービスの認知度・利用度についてお伺いします。

すべての方にお伺いします。

問14. 下記の①～⑨のサービスを知っていたり、これまでに利用したことはありますか。また、今後利用したいと思いませんか。(サービスごとに、A～Cのそれぞれについて、1つに○)

※各事業の内容は、別紙「施設・サービス一覧」をご覧ください。

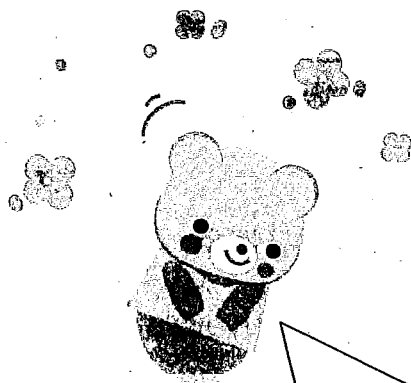
サービスの種類	A		B		C	
	知っている		利用したことがある		今後、利用したい	
1.児童館	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
2.地域組織活動(母親クラブ)	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
3.公民館で実施している小学生を対象とした教室・講座	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
4.病児・病後児保育(病児ケアハウス)	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
5.子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
6.ことばの教室	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
7.ヤングテレホンさんようおのだ	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
8.家庭児童相談	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
9.子育て情報サイト「さんようおのだっこ」	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ





問19. 山陽小野田市の子育て支援に関するご意見や感想などをご自由にお書きください。

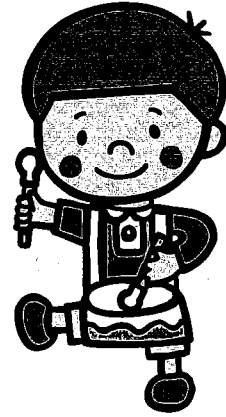
Blank area for writing answers, featuring horizontal dashed lines.



**調査にご協力いただき、  
大変ありがとうございました。**

**お手数ですが、同封の返信用封筒に入れて、  
11月28日(木)までにポストにご投函ください。**

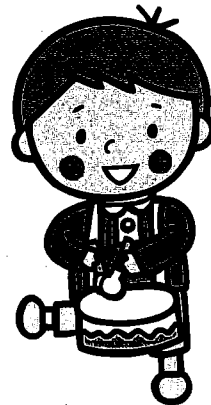
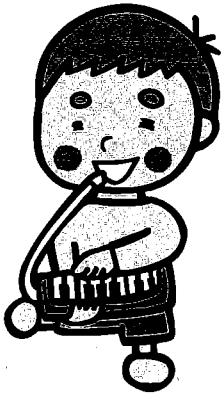
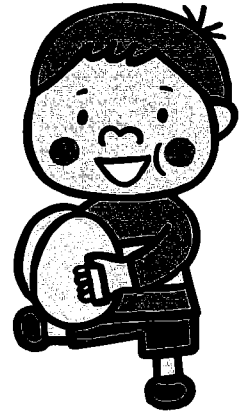
# なるほど BOOK



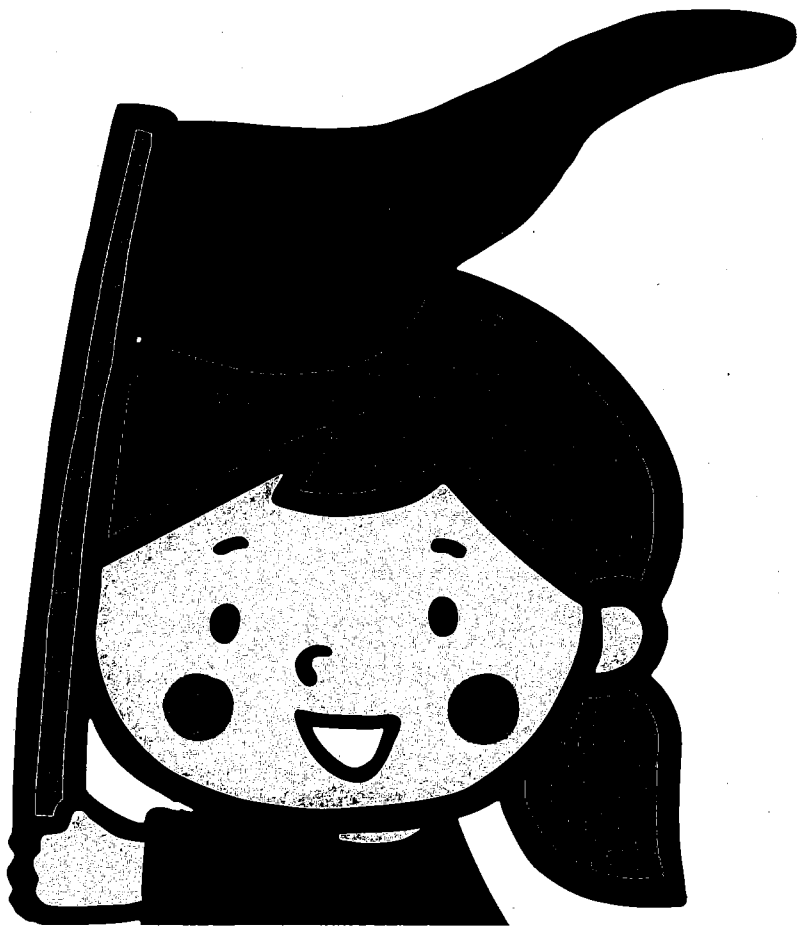
みんなが、子育てしやすい国へ。

# すくすく

# ジャパン!



すべての子どもたちが、  
笑顔で成長していくために。  
すべての家庭が安心して子育てでき、  
育てる喜びを感じられるために。  
「子ども・子育て支援新制度」が  
スタートします。



平成24年8月、日本の子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、  
「子ども・子育て支援法」という法律ができました。  
この法律と、関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、  
地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく  
「子ども・子育て支援新制度」が、早ければ平成27年4月に本格スタートします。  
この新制度の実施のためには、消費税が10%になった際の増収分から、  
毎年7,000億円程度が充てられることになりました。  
貴重な財源を子ども・子育て支援のために効果的に活用していきます。

### こんな取組みを進めていきます！

- 1 幼稚園と保育所のいいところをひとつにした「認定こども園」の普及を図ります。
- 2 保育の場を増やし、待機児童を減らして、子育てしやすい、働きやすい社会にします。
- 3 幼児期の学校教育や保育、地域の様々な子育て支援の量の拡充や質の向上を進めます。
- 4 子どもが減ってきている地域の子育てもしっかり支援します。

●シンボルマーク(表紙)について…新制度の中心である子どもたちが、個性豊かに元気に演奏する姿により、豊かな環境のもとで子どもたちにすくすく育ってほしいという思いを込めて作成しています。

目次	新制度の利用の流れ.....07
新制度で増える教育・保育の場.....03	認定に当たって.....09
地域の子育て支援の充実.....05	Q&A.....11



## 新制度で増える教育・保育の場

### 幼稚園・保育所に加えて、〈認定こども園〉の新設し、待機児童

小学校就学前の施設としては、これまで幼稚園と保育所の2つが新制度では、幼稚園と保育所に加えて、両方の良さをあわせ持つまた、新たに、少人数の子どもを保育する事業を創設し、待機児童

#### 幼稚園

3~5さい



小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校

**利用時間** 昼過ぎごろまでの教育時間のほか、園により教育時間前後や園の休業中の教育活動(預かり保育)などを実施。  
**利用できる保護者** 制限なし。

#### 教育と保育を一体的に行う施設

- 幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です(平成18年に導入)。
- 新制度では、認可手続きの簡素化などにより、新たな設置や幼稚園・保育所からの移行をしやすくし、さらに普及を図っていきます。

#### 3つのポイント

- 1 保護者の働いている状況に関わりなく、どのお子さんも、教育・保育を一緒に受けます。
- 2 保護者が働けなくなったなど、就労状況が変わった場合も、通い慣れた園を継続して利用できます。
- 3 子育て支援の場が用意されていて、園に通っていない子どものご家庭も、子育て相談や親子の交流の場などに参加できます。

### 定こども園〉の普及を図ります。児童の多い3歳未満児の保育を増やします。

多く利用されてきました。

「認定こども園」を普及していきます。

の多い都市部、子どもが減っている地域の双方で身近な保育の場を確保していきます。

#### 保育所

0~5さい



就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設

**利用時間** 夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施。  
**利用できる保護者** 共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者。

#### 地域型保育

0~2さい



施設(原則20人以上)より少人数の単位で、0~2歳の子どもを預かる事業

- 新制度では、新たに市町村の認可事業とし、待機児童の多い0~2歳児を対象とする事業を増やします。
- 保育施設を新設する場所のない都市部に加えて、子どもが減少している地方など、地域の様々な状況に合わせて保育の場を確保します。



#### 家庭的保育(保育ママ)

家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を対象にきめ細かな保育を行います。

#### 小規模保育

少人数(定員6~19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。

#### 事業所内保育

会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育します。

#### 居宅訪問型保育

障害・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅を1対1で保育を行います。

※お住まいの地域で実際にどのようなサービスが提供されるのかは、市町村におたずねください(06ページ参照)



## 地域の子育て支援の充実

# すべての子育て家庭のため 地域の子育て支援も、利用

新制度は、共働き家庭だけでなく、すべての子育て家庭を支援するご家庭で子育てをする保護者も利用できる「一時預かり」や、身近地域の様々な子育て支援を充実していきます。



### 地域子育て支援拠点

- 地域の身近なところで、気軽に親子の交流や子育て相談ができる場所を拡充していきます。
- 公共施設や保育所など、様々な場所で、行政やNPO法人などが組い手となって行います。

### 一時預かり

- 急な用事や休暇のパートタイム就業など、子育て家庭の様々なニーズに合わせて、一時預かりを利用しやすくしていきます。

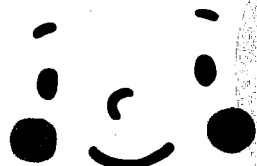
例えば次のような利用方法があります。

- 保育所や地域子育て支援拠点での一時預かり
- 幼稚園・認定こども園での、
- また園外活動などとした一時預かり(預かり保育)
- 保育所が指定した民間、小規模保育などでの、
- 指定保育を利用した一時預かり
- 小規模の一時預かり



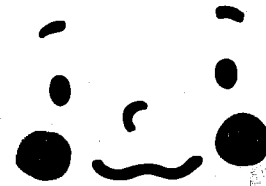
### 短期保育

- 病気や病後の子どもを、保護者が家庭で保育できない場合に、病院・保育所などに付設されたスペースで預かります。
- 保育所などの施設によっては、保育中の体調不良児を、保護者の迎えまで安静に預かることもあります。



# に、 しやすく変わります。

仕組みです。  
なとところで子育て相談などが受けられる「地域子育て支援拠点」など、



### 利用が支援

- 子育て家庭のニーズに合わせて、幼稚園・保育所などの施設や、地域の子育て支援などから必要な支援を選択して利用できるように、情報の提供や相談・援助などをしていきます。
- 地域子育て支援拠点や行政窓口その他の場所で、専任職員が相談などを受け付けます。

### 放課後児童クラブ

- 保護者が置かれた環境(小規模な放課後児童クラブ)や、放課後に小学校の空室(教室、図書室など)を活用できるものにしていく取組を進めます。
- 地域がニーズに合わせて、放課後児童クラブを増やしていくには、新制度では職員や教員・設備などの新たに基準を設けて質の向上を図っていきます。また、小学校の空き室を有効活用します。



## 新制度の取組みは、 住民にもっとも身近な市町村が中心となって進めます。

- ・市町村は地域の子育て家庭の状況や、子育て支援へのニーズをしっかりと把握し、様々な施設・事業など支援のメニューの中から、地域のニーズに見合ったものを計画的に整備し、実施していきます。
- ・計画的に取組みを進めるため、市町村は新制度の開始(平成27年4月予定)から5年間を計画期間とする、「市町村子ども・子育て支援事業計画」をつくりまします。
- ・都道府県や国は、こうした市町村の取組みを制度面、財政面などで支えていきます。

※お住まいの地域で実際にどのような支援が提供されるのかは、市町村におたずねください。



## 新制度の利用の流れ

# 施設などの利用を希望する 利用のための認定を受けて

新制度では、お住まいの市町村による3つの区分の認定に応じて、施設など（幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育）の利用先手続きは、これまでと時期や流れが大きく異なるものではありません。お住まいの市町村や施設などから提供される情報をよくご確認ください。

# 保護者の方に、 いただきます。

が決まっていきます。

んが、  
ださい。

### 3つの認定区分

#### 1号認定 教育標準時間認定

お子さんが満3歳以上で、教育を希望される場合  
**【利用先】** 幼稚園、認定こども園

#### 2号認定 満3歳以上・保育認定

お子さんが満3歳以上で、「保育の必要な事由」(09ページ参照)に該当し、保育所等での保育を希望される場合  
**【利用先】** 保育所、認定こども園

#### 3号認定 満3歳未満・保育認定

お子さんが満3歳未満で、「保育の必要な事由」(09ページ参照)に該当し、保育所等での保育を希望される場合  
**【利用先】** 保育所、認定こども園、地域型保育

2014年  
秋頃スタート

子ども・子育て支援新制度の利用の流れ

幼稚園等を利用希望の場合

**1**  
幼稚園等に直接利用申込みをします  
※市町村が必要に応じて利用支援をします。

**2**  
幼稚園等から入園の内定を受けます  
(定員超過の場合などには面接などの選考あり)

**3**  
幼稚園等を通じて利用のための認定を申請します

**4**  
幼稚園等を通じて市町村から認定証が交付されます(1号認定)

**5**  
幼稚園等と契約をします

保育所等での保育を利用希望の場合

**1**  
市町村に「保育の必要性」の認定を申請します  
※利用希望の申込み(3)も同時にできます。

**2**  
市町村から認定証が交付されます  
(2号認定・3号認定)

**3**  
保育所等の利用希望の申込みをします  
(希望する施設名などを記載)

**4**  
申請者の希望、保育所等の状況などにより、市町村が利用調整をします  
※保育を必要とするお子さん(2号、3号認定)の場合、必要に応じ、市町村が利用可能な保育所等のあっせんなどもします。

**5**  
利用先の決定後、契約となります

※認定こども園を利用する場合は、1号認定の場合は青枠の、2号、3号認定の場合は赤枠の手続きの流れが基本となります。

## 新制度の利用にかかる保育料は、 保護者の所得に応じた支払いが基本となります。

新制度の様々な支援にかかる保育料の額は、現行の負担水準や保護者の所得に応じて、園が今後定める基準を上限として、市町村が地域の実況の状況に応じて定めることとなります。

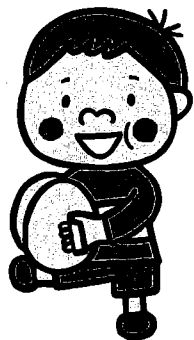
## 契約・支払先は、利用する施設によって異なります。

認定こども園・幼稚園・  
公立保育所・地域型保育を  
利用する場合

利用者は施設・事業者と契約し、  
保育料を施設・事業者(公立保育所の場合は市町村)へ支払います。

私立保育所を利用する場合

利用者は市町村と契約し、保育料を市町村へ支払います。



認定に当たって

# 保育所などでの保育を希望する場合は、 保育の必要な事由に該当する

# することが必要です。

保育所などでの保育を希望される場合の保育認定(2号認定、3号認定)に当たっては、以下の3点が考慮されます。

## 1 保育を必要とする事由 次のいずれかに該当することが必要です。

- 就労(フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的にすべての就労を含む)
- 妊娠、出産
- 保護者の疾病、障害
- 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動(起業準備を含む)
- 就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)
- 虐待やDVのおそれがあること
- 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

※同居の親族の方が子どもを保育することができる場合、利用の優先度が調整される場合があります。

## 2 保育の必要量 就労を理由とする利用の場合、次のいずれかに区分されます。

- a 「保育標準時間」利用 ▶ フルタイム就労を想定した利用時間(最長11時間)
- b 「保育短時間」利用 ▶ パートタイム就労を想定した利用時間(最長8時間)

※「保育短時間」利用が可能となる保護者の就労時間の下限は、1ヶ月当たり48~64時間の範囲で、市町村が定めることとなります。

## 3 「優先利用」への該当の有無

ひとり親家庭、生活保護世帯、生計中心者の失業、お子さんに障害がある場合などには、保育の優先的な利用が必要と判断される場合があります。

※具体的な運用は市町村において順次検討が行われます。詳細は、お住まいの市町村におたずねください。

保護者のみなさんの働き方と子育ての状況にあわせて、例えば、こんな支援が利用できます。

新制度のもとで、あなたが受ける支援を探す参考にしてください。

なお、これら必要な支援が利用しやすいよう、身近な場所に専門の職員を配置する取組みも行います。

育休が明けたら、仕事もしっかり頑張りたい!

両親ともフルタイムの共働き世帯(もしくはひとり親家庭でフルタイム)の場合

- 認定こども園
- 小規模保育等 ※満3歳未満の場合
- 保育所
- 放課後児童クラブ ※小学生の場合
- 幼稚園 + 一時預かり ※満3歳以上の場合 ※保育の利用は「保育標準時間」利用が基本となります。

週3日のパートのときだけ、預かり保育もしてほしい...

両親のどちらかがパートタイムの共働き世帯(もしくはひとり親家庭でパートタイム)の場合

- 認定こども園
- 小規模保育等 ※満3歳未満の場合
- 保育所
- 放課後児童クラブ ※小学生の場合
- 幼稚園 + 一時預かり ※満3歳以上の場合 ※保育の利用は「保育短時間」利用が基本となります。

子どももまだ小さいし、ゆっくり子育てを楽しみたい

両親のどちらかが専業主婦(夫)の世帯の場合

- [施設を利用]
- 認定こども園
- 地域の子育て支援
- 幼稚園 ※満3歳以上の場合
- 地域子育て支援拠点や認定こども園などの子育て支援
- 一時預かり

※お住まいの地域で実際にどのような支援が提供されるのかは、市町村におたずねください。





## 認定こども園など施設についてのQ & A

**Q** 認定こども園のメリットは何ですか？

**A** 認定こども園とは、教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持つところ。保護者が働いている、いないに関わらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できることが大きな特長です。また、認定こども園には子育て支援の場が用意されており、園に通っていない子どものご家庭も、子育て相談や親子の交流の場への参加など利用をすることができます。

▶ 03ページ参照



**Q** 待機児童がゼロの地域に住んでいます。

このような地域では、認定こども園は設置されないのですか？

**A** 新制度では、市町村が地域の教育・保育のニーズ（需要）を把握して、それに見合った施設などの整備（供給）を計画的に進めていきます。そして、市町村の「事業計画」（06ページ参照）には、地域の実情に応じて認定こども園の普及のための方策を盛り込むこととしています。さらに、新制度では、既に需要と供給のバランスがとれている地域も含めて、認定こども園への移行を希望する幼稚園・保育所がある場合には、柔軟に認める仕組みを予定しています。



**Q** 新制度になると現在の幼稚園や保育所は、なくなってしまうのですか？

**A** 現在の幼稚園・保育所は、必ず認定こども園になるわけではありません。幼稚園・保育所が、どのように運営していくかを決めることになっています。新制度のもとで、お住まいの地域の幼稚園・保育所がどのように運営されるかについては、お住まいの市町村などにおたずねください。



**Q** 幼稚園の預かり保育を利用していますが、今後は利用できなくなってしまうのですか？

**A** 幼稚園の預かり保育は、新制度では「一時預かり」として、従来と同じようにご利用いただけます。なお、利用料などは変更になることがありますので、園におたずねください。新制度では、こうした幼稚園における主に園児を対象とした一時預かりのほか、保育所や認定こども園などでの一時預かりを充実するとともに、訪問型の一時預かりも新たに創設し、子育て家庭のニーズに合わせて利用しやすくしていきます。

▶ 05ページ参照

## 保育の利用についてのQ & A

**Q** 待機児童の多い都市部に住んでいますが、新制度で子どもを預けられるようになりますか？

**A** 今後も地域のニーズに合わせて保育所や認定こども園が整備されていきます。また、施設整備のための場所が不足する都市部などで保育の受け皿確保を進めるため、少人数で子どもを保育する「小規模保育」や「家庭的保育（保育ママ）」などの事業にも新たに財政支援を行い、保育の場を確保していきます。

▶ 04ページ参照

こうした施設・事業の具体的な整備は、身近な市町村が、地域の幼児教育・保育のニーズを把握して「事業計画」を策定し、計画的に進めていきます。

▶ 06ページ参照



**Q** 待機児童問題は解消されるのですか？

**A** 深刻な待機児童問題に対応するため、政府では「待機児童解消加速化プラン」を策定し、新制度の開始（平成27年4月予定）を待たずに先取りとなる取組みを行っています。具体的には、小規模な保育事業や、幼稚園での預かり保育、認可を目指す認可外保育施設への支援や、保育士の方の処遇改善などの取組みを進め、さらに新制度の本格実施により、保育ニーズのピークを迎える平成29年度末までに約40万人分の保育の場を確保し、待機児童を解消することを目指しています。

**Q** 地元の認可保育所に空きがなく、認可外保育所に子どもを預けています。こうした認可外保育施設は、新制度ではどうなるのですか？

**A** 保育の質を確保しつつ量を拡充していくため、認可を目指す施設に対しては、認可保育所や認定こども園への円滑な移行を支援するよう、「待機児童解消加速化プラン」による取組みを既に開始しています。さらに、新制度では、認可基準を満たす施設が原則として認可される仕組みが導入され、こうした取組みにより認可施設が増加することが期待されます。



**Q** 小規模保育の利用を考えていますが、子どもが3歳になったらどうすればよいのですか？

**A** 0～2歳児を対象とする小規模保育や家庭的保育（保育ママ）には、卒園後の通い先を確保するため、「連携施設」（認定こども園や幼稚園、保育所）を設定することとしています。地域の実情を踏まえ、連携施設に優先的な利用枠を設けることなどにより、卒園後に引き続き保育を希望される場合の円滑な利用を図っていきます。（なお、地域によっては、連携施設の設定までに一定の期間がかかる場合があります。）また、市町村が必要と判断した場合には、3歳以降も小規模保育などを利用できることもあります。



## 在宅・地域の子育て支援についてのQ & A

- Q** 家で育児をしています。フルタイムの共働き家庭でなければ新制度の支援を受けられないのですか？
- A** 新制度はすべての子育て家庭を支援する仕組みです。例えば、家庭での子育ての支援として、急な用事などの際に利用できる一時預かりや、地域で気軽に子育ての相談や親子の交流ができる「地域子育て支援拠点」なども増やしていきます。  
▶05ページ参照
- また、パートタイムなどの働き方の世帯でも、保育所などでの保育が受けやすくなるよう「保育の必要性」の認定の仕組みを導入します。  
▶09ページ参照

- Q** 「放課後児童クラブ」の改善が図られると聞きましたが、どうなるのですか？
- A** 放課後児童クラブは、新制度では、職員の資格・員数、施設・設備、児童の集団の規模などについて新たに基準を定めることとしています。放課後児童クラブの改善にも消費税財源を活用し、量の拡充と質の向上を図っていきます。また、小学校6年生まで対象となります。
- Q** 「放課後児童クラブ」にも多くの待機児童がありますが、新制度で解消されますか？
- A** 就学前に保育を利用していた子どもが、就学後に引き続き放課後児童クラブを利用できるようにすることは重要な課題です。新制度では、放課後児童クラブについても市町村の「事業計画」に基づき整備を進めていくこととしています。なお、新制度の開始（平成27年4月予定）を待たずに、平成26年度からは、開所時間の延長を行う放課後児童クラブを支援する取組みを開始しています。

## 保育の必要性などの認定についてのQ & A

- Q** 幼稚園の利用を希望する場合も、保育の必要性の認定を受ける必要がありますか？
- A** 幼稚園は、満3歳以上の子どもはだれでも利用できます。新制度のもとでは、施設などを利用する保護者の方に3つの区分による認定を受けていただき、幼稚園を利用する場合は、「教育標準時間認定」（1号認定）を受けていただくことになります。ただし、認定に当たって、従来の幼稚園利用と異なる条件が生じたりすることはありません。1号認定は、基本的には、入園の内定した園を経由して手続きができるようにする予定です。具体的な手続きについては、お住まいの市町村におたずねください。  
▶07ページ参照
- Q** 共働きで幼稚園と保育所を併願する予定です。どのような認定を受ければよいですか？
- A** 共働き家庭であっても、幼稚園での教育を希望されるなどの理由で、幼稚園利用を希望されるケースがあります。このような場合は、保育所などの利用も希望されるかどうかにより必要な手続きが異なります。保育所などの利用希望もある場合は「満3歳以上・保育認定」（2号認定）を受けていただき、その後の実際の幼稚園または保育所の利用の状況を見て、市町村が認定を維持するか、または変更するかを決めていくことが想定されます。具体的には手続きの際にお住まいの市町村におたずねください。

## 利用手続きや利用料についてのQ & A

- Q** 新制度では、幼稚園や保育所への入園手続きはどうなりますか？従来の申込み方法から変更はありますか？
- A** 新制度での手続きについては、これまでの制度と手続きの時期や流れが大幅に変わるわけではありません。ただし、幼稚園を希望する子どもの保護者も含め3つの区分による認定を受けることや、認定を受けた場合は認定証が交付されること、保育所などを希望する場合に必要なに応じて市町村による利用の調整やあっせんが受けられることなど、従来の手続きとは異なる点があります。今後、お住まいの市町村から提供される情報を入手し、ご不明な点は市町村におたずねください。  
▶07ページ参照



- Q** 新制度になると保育料は上がるのですか？
- A** 現行の負担水準や保護者の所得に応じて、国が今後定める基準を上限として、市町村が地域の実情に応じて定めることとなります。

- Q** 幼稚園の保育料などの仕組みが変わるのですか？
- A** 新制度では、幼稚園に支払う保育料自体が、保護者の所得に応じて市町村が定める負担額となる仕組みになります。これに、各園において、実費負担や上乗せ利用料が生じる場合があります。詳しくはお住まいの市町村又は園におたずねください。



- Q** 幼稚園に同時に通う第2子、第3子の保育料が軽減されると聞きましたが、どうなるのですか？
- A** 同一世帯から保育所に複数の子どもが通っている場合、第2子、第3子の保育料については従来から減免措置がとられています。平成26年度には、幼稚園の場合も、同一世帯に小学校3年生以下の複数の子どもがいる場合、第2子、第3子が幼稚園に通っているときは同様の減免措置を行うこととしています。新制度においても、こうした現行の措置と同様に、多子世帯の負担軽減を実施していくこととしています。

### ご家庭に合った支援を受けるために

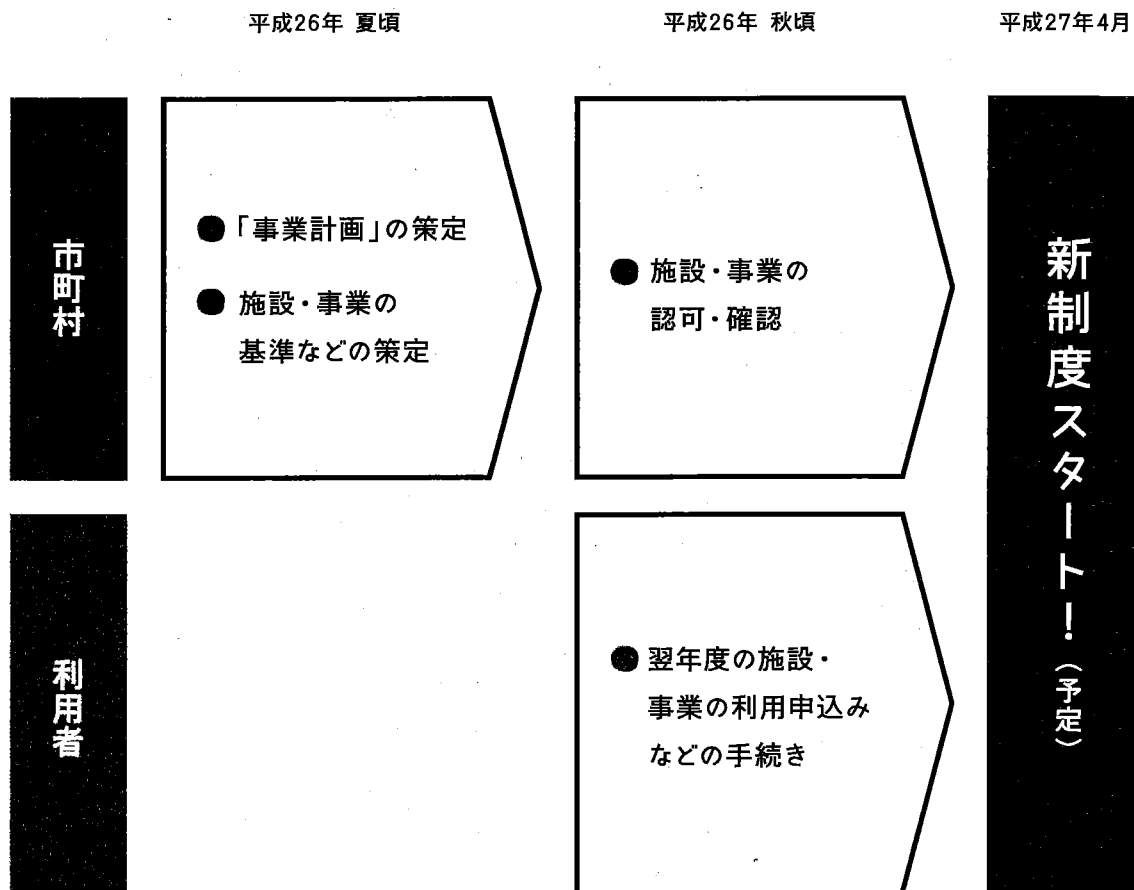
市町村によっては、様々な施設や地域の子育て支援の中から子育て家庭のニーズに合った支援を受けられるよう、情報の提供や相談・援助を行うところがあります。新制度の利用申込みや手続きに当たっては、こうした利用者支援のサービスもご活用ください。



# 「子ども・子育て支援新制度」は 平成27年の春に 本格スタートを予定しています。

現在、全国の市町村で、地域の教育・保育、子育て支援のニーズの把握や、これに対応した今後の「事業計画」の策定に取り組んでいます。

平成26年度の後半には、新制度の開始に向け、  
施設・事業の利用申込みなどの手続きが始まる予定です。



## お問い合わせ先

● 内閣府 子ども・子育て支援新制度施行準備室 Tel.03-5253-2111 (代表)

● 詳しい内容を知りたい方は

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>

内閣府 子ども・子育て支援新制度

検索